
東洋町復興基本方針



令和7年3月

東 洋 町

目次

はじめに	1
策定の趣旨	3
位置付け	4
第1編 復興基本方針	7
第1章 東洋町の概況	9
1. 沿革と概況	9
2. 地形的特徴	10
3. 人口	11
4. 土地利用状況	12
5. 地籍調査の進捗	14
6. 児童福祉施設・学校施設	15
7. 医療施設	16
8. 福祉関係施設	16
9. 公共交通	17
10. 簡易水道・下水道等	18
11. 産業	19
第2章 被災想定	21
1. 過去の南海地震による被害	21
2. 南海トラフ地震による被害想定	22
第3章 復興まちづくりにおける課題	27
第4章 復興方針	33
1. 安全・安心なまちづくり	34
2. 住みよい、暮らし続けられるまちづくり	35
3. なりわいと賑わいのまちづくり	37
4. 歴史・文化やスポーツを活かしたまちづくり	38
5. 持続可能な地域経済・産業を創るまちづくり	39
第2編 復興体制	41
第1章 復興本部体制	43
1. 復興本部体制	43
2. 復興本部の業務内容	44
第2章 復興本部の運営	45
1. 復興本部の設置	45
2. 復興本部会議の開催	45
3. 復興本部の解散	45
第3編 復興手順	47
第1章 策定の目的	49
第2章 復興手順の位置づけ	49
第3章 復興テーマ一覧	50
第4章 復興手順	51

1.	復興本部事務局	51
2.	復興情報部	54
3.	住民復興部	60
4.	産業建設復興部	69
5.	教育復興部	86
第4編	参考資料	91
1.	(事例) 東日本大震災 復興交付金 基幹事業	93

はじめに

策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）が発生し、東北地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらされました。東日本大震災を超える人的・物的被害を引き起こすと想定されているのが、今後 30 年以内に 80% 程度の確率で発生すると推計されている南海トラフ地震です。高知県では南海トラフ地震行動計画を策定し、南海トラフ地震に対して、「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策、「生活を立ち上げる」対策を実行し、着実に対策を推進しています。本町においても、住宅の耐震診断及び耐震補強、津波避難タワーの建設、緊急避難場所の整備等のハード対策や、津波避難マップの作成、自主防災組織の活動推進等のソフト対策といった南海トラフ地震対策を実施しています。

東日本大震災では、被災自治体が復興方針を策定し、被災からの復興に向け、災害に強いまちづくりを進めてきました。一方、復興事業を進めていく中で、復興計画策定の遅れや、新たなまちの姿に対する住民との合意形成に時間を要したこと等により、復旧・復興が遅れ、地域のにぎわいが震災前に戻らない状況も見られました。

そのような事態を想定し、適切かつ迅速・円滑な復興を実現するために、本町では、東洋町復興基本方針（案）（以下、「基本方針（案）」という。）を策定しました。本書は、南海トラフ地震からの被災後、一日でも早く、町民の皆さまが日常生活を取り戻すことができるよう、生活を立ち上げ、速やかな復興を推進するために必要な事項や、復興に向けた本町の基本的な方向性を示したものです。



写真 1 生見サーフィンビーチ

位置付け

「大規模災害からの復興に関する法律（以下、「復興法」という。）」では、特定大規模災害が発生した場合、国は必要があると認めるときに「復興基本方針」を定めなければならないと規定されています。さらに、都道府県は、「復興基本方針」に即して「復興のための施策に関する方針（以下、「都道府県復興方針」という。）」を定めることができ、市町村は、「復興基本方針」、都道府県が「都道府県復興方針」を定めた場合にあっては、「復興基本方針」及び「都道府県復興方針」に即して「復興計画」を作成することができるかと規定されています。

本町は、南海トラフ地震の発生により、全域にわたり甚大な被害を受ける可能性があります。被災後のまちの復興は、町役場内部及び関係機関との総合調整並びに地区住民との合意形成が求められるほか、多岐にわたる業務を的確かつスピード感を持って進める必要があります。

東日本大震災においても、復興事業の着手までに長期間を要して復興が遅れたことから、まちの存続が危うくなる事例が見受けられ、「事前復興」の重要性が明らかになりました。そのため高知県は、市町村が復興まちづくりに速やかに着手できるよう、令和3年度に、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を策定しています。

本基本方針（案）は、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」等をふまえて、東洋町の被災後のまちづくりの方針や体制、手順等を取りまとめたものであり、発災後には、復興法第10条に基づく「東洋町復興計画」を迅速かつ円滑に策定するための事前準備として作成したものです。

東洋町事前復興まちづくり計画と復興に関する事前準備の位置付けを図1、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」の流れに沿った復興に関する事前準備の全体像を図2に示します。

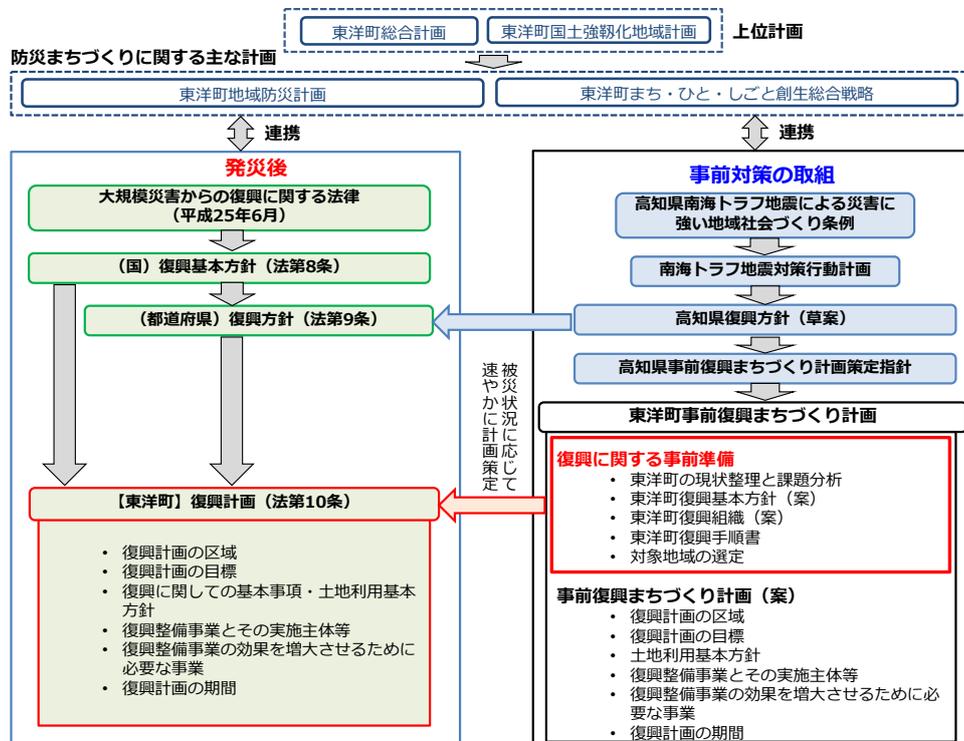


図1 東洋町事前復興まちづくり計画の位置付け

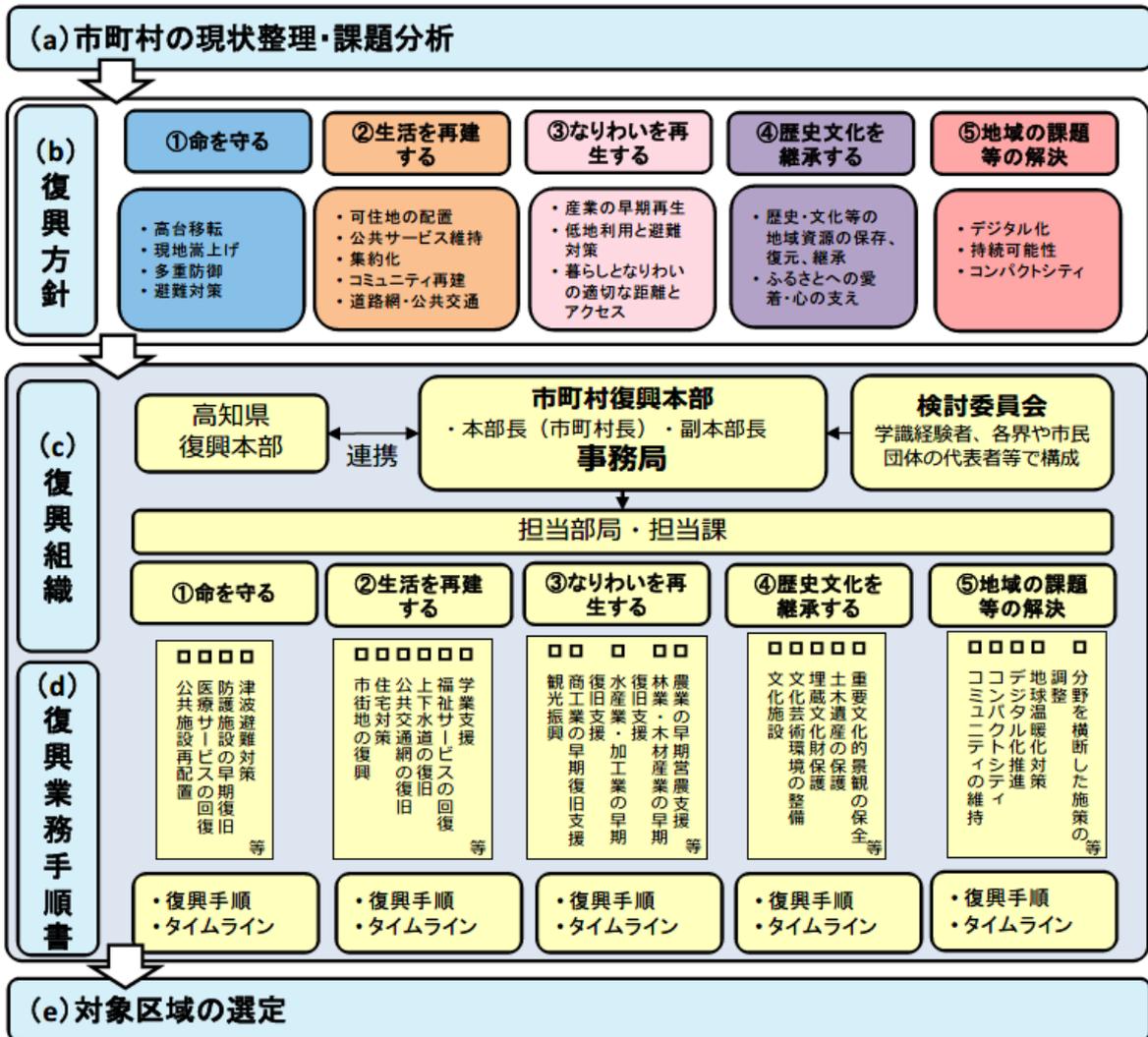


図2 復興に関する事前準備の全体像

出典：高知県事前復興まちづくり計画策定指針

第 1 編 復興基本方針

第1章 東洋町の概況

1. 沿革と概況

本町は、高知県の最東端の海岸部に位置し、東南は太平洋に面し、南西は室戸市、西は安芸郡北川村、北は徳島県に隣接しています。昭和34年に旧甲浦町と旧野根町が合併して東洋町となり、昭和60年7月に現在の庁舎が定置されました。

本町は東から甲浦地区、生見地区、野根地区に大別され、それぞれ、自然と歴史に育まれた個性ある姿となっています。甲浦地区には、沿岸漁業の盛んな甲浦港、海水浴場やキャンプ場のある白浜海岸、観光拠点となる道の駅東洋町、線路と道路の両方を走るDMVで有名な甲浦駅などがあります。特に白浜海岸は、近年、夏場に設置される海上アスレチックやジャンボスライダーにより、多くの観光客で賑わっています。生見地区には、国内はもとより海外からもサーファーが訪れ、多くの大会が開催される生見サーフィンビーチがあります。また、役場などの公共施設が多数所在しています。野根地区には伝統行事の流鏝馬で有名な野根八幡宮、鮎釣りで全国的に知られている野根川などがあります。内陸部はほ場整備された農地が広がり、中山間地域にかけて複数の集落が形成されています。



図 1-1 東洋町全体位置図

2. 地形的特徴

本町の面積は 74.02 km²であり、約 85%が山地となっています。町内の最高峰は標高 915.5mの高谷東山ですが、大半の山は標高 200～500mの低山で急峻な特徴を持っています。町には大小さまざまな川が流れており、その中小河川に沿って沖積平野が形成されています。河川の河口部は浜堤が形成され、自然堤防として機能するとともに微高地には海岸線に沿って国道が通過し、沿線に市街地が形成されています。町の海岸は、白浜海岸、生見海岸、野根海岸などの砂浜海岸、野根の岩石海岸、甲浦のリアス海岸と、多様な特色があります。

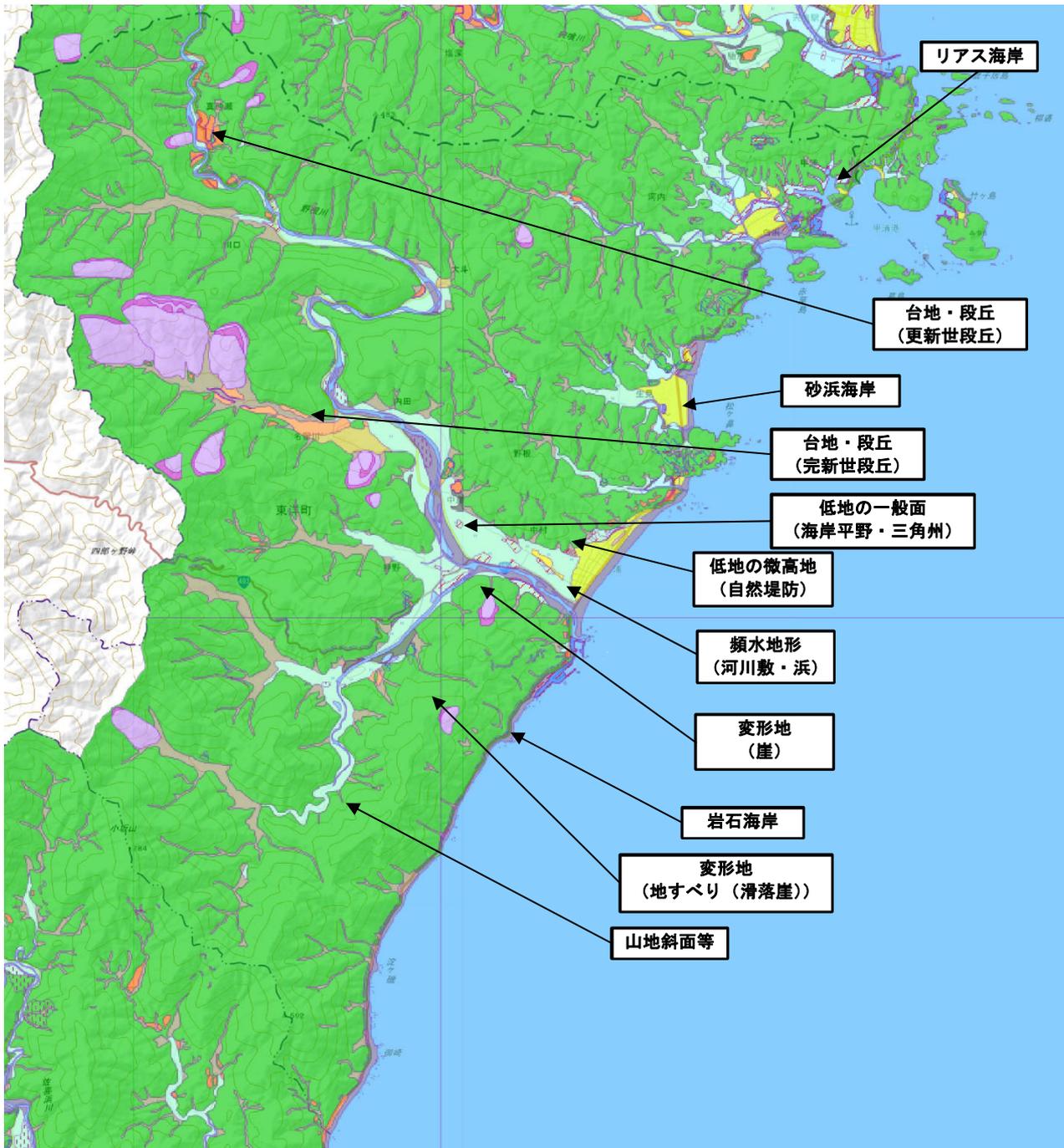


図 1-2 土地条件図

出典：土地条件図 国土地理院を基に加工

3. 人口

本町の人口は、昭和35年の8,102人をピークに以降は減少傾向を示し、令和2年には2,194人（ピーク時の27.1%）となっています。また、令和2年度の高齢化率は50.9%となっており、この数値は、高知県の高齢化率35.5%と比べて15%以上高くなっています。人口減少と高齢化の伸展は、人口の流出超過による社会減、出生率の低下等による自然減などが原因であると考えられます。

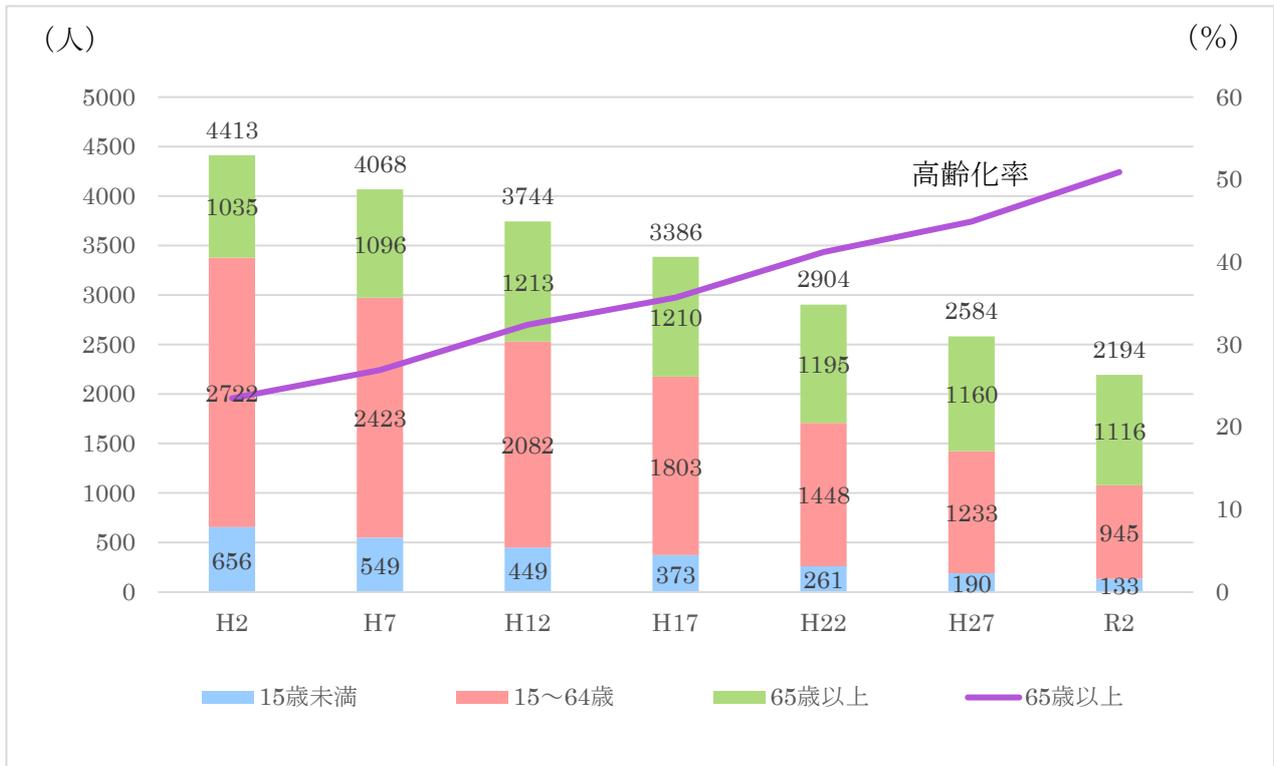


図1-3 長期的な人口・世帯数の推移

出典：東洋町人口ビジョン 第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略、R2.3、p1

4. 土地利用状況

本町は、甲浦地区と生見地区が都市計画区域に指定されています。生見地区の国道55号沿道では、観光客を主な対象とした商業施設等が立地しています。甲浦地区の市街地中心部では、歴史・文化資源として伝統的な仏頂づくりの町並みを有している一方で、今後も増加が予想される低・未利用地が点在しています。阿南安芸自動車道の整備及びインターチェンジの設置が予定されているため、市街地動向の変化が予想されています。

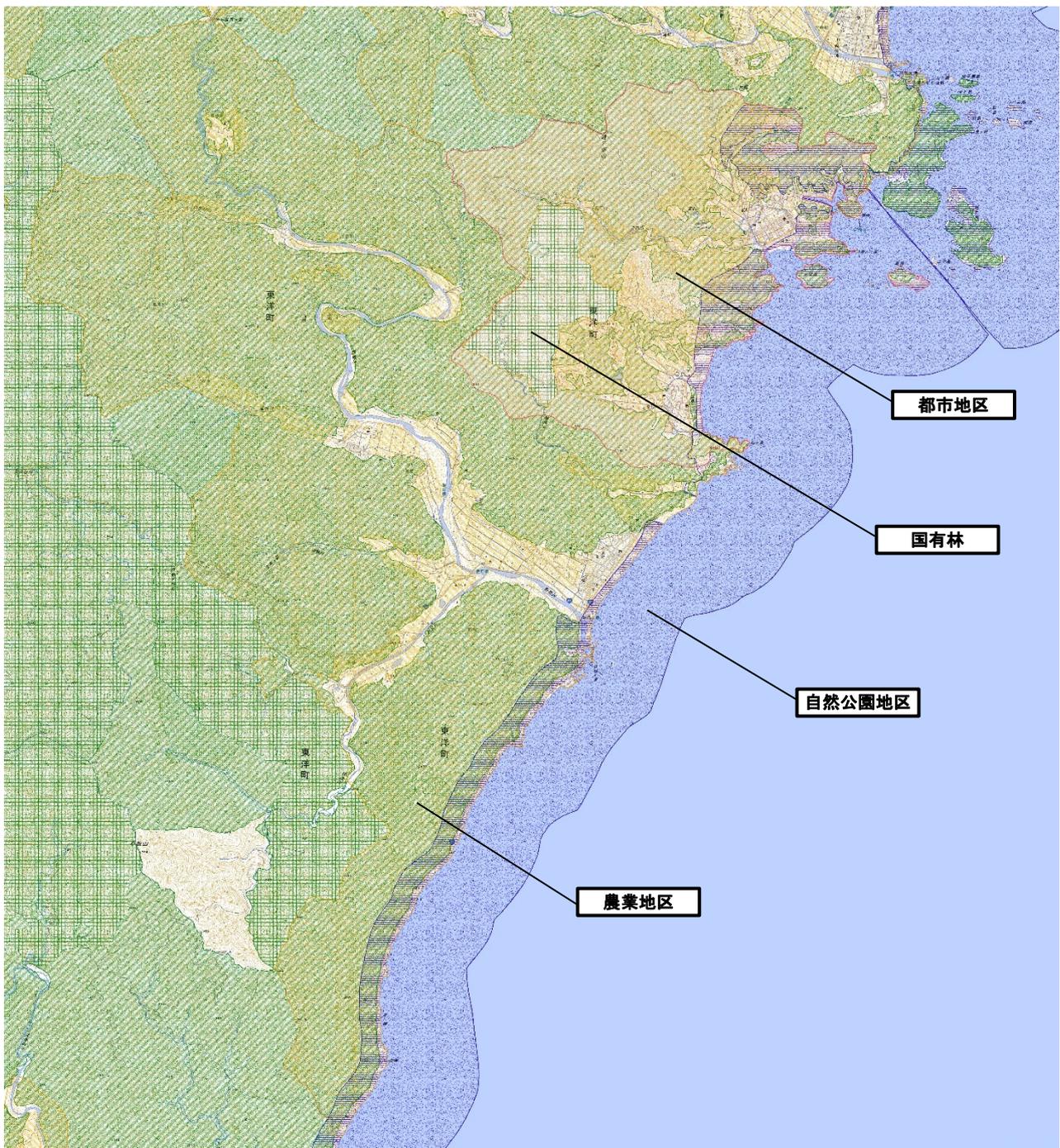


図 1-4 土地利用基本計画図

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム 国土交通省

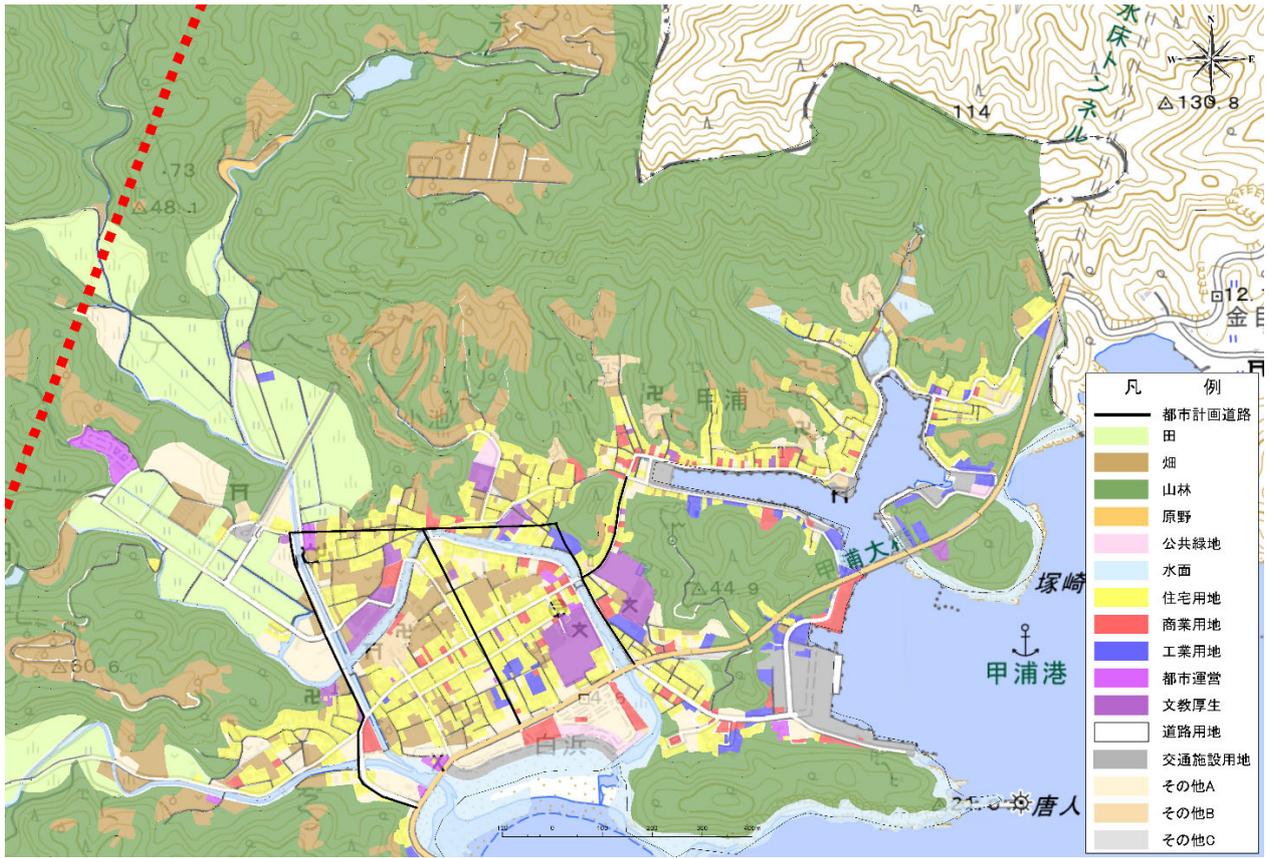


図 1-5 土地利用 (1/2)

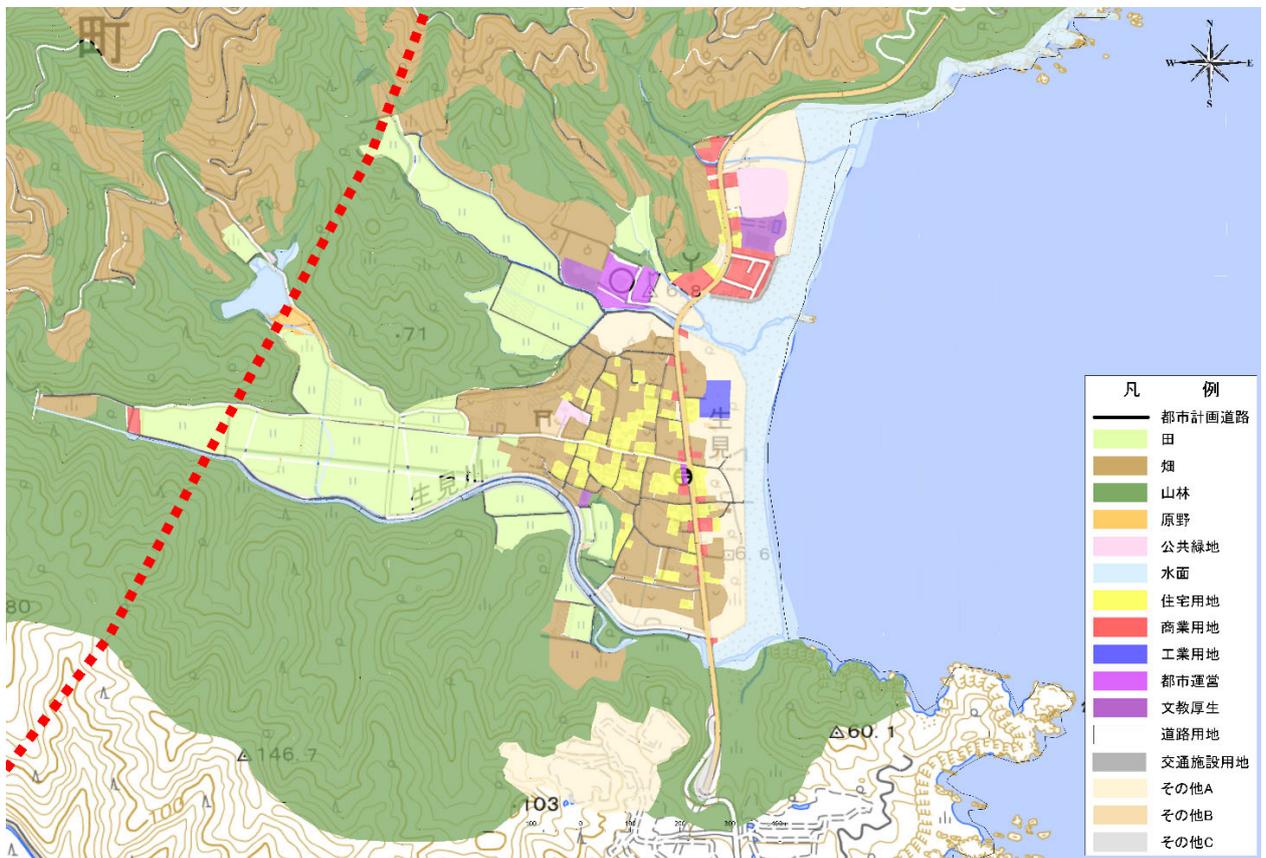


図 1-6 土地利用 (2/2)

出典：都市計画基礎調査データを基に作成

5. 地籍調査の進捗

本町の地籍調査は、2024年9月現在、進捗率は23%と県下平均60%と比べて低い状況となっていますが、津波による浸水被害が想定される沿岸部では調査が進んでいます。

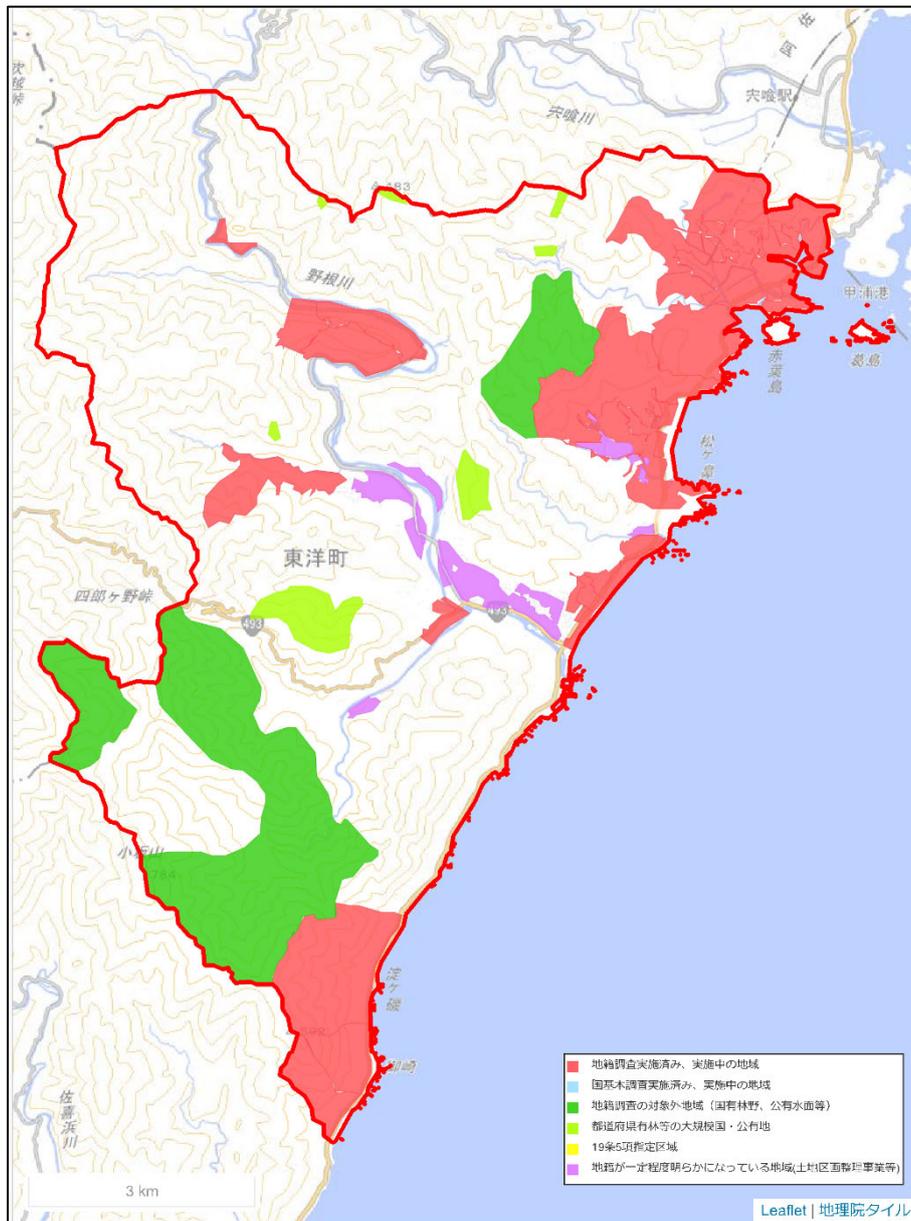


図 1-7 地籍調査状況マップ

出典：地籍調査状況マップ

6. 児童福祉施設・学校施設

1) 保育施設

本町には町立保育所として、甲浦保育園、銀杏保育園があり、ともに昭和26年に開園しました。L2クラスの地震が発生した場合には、いずれの保育園も津波の浸水被害が想定されています。

2) 学校施設

本町には、町立小学校2校（甲浦小学校、野根小学校）と町立中学校2校（甲浦中学校、野根中学校）の合計4校の公立学校があります。どの学校にも給食設備が整備されており、本町の産物を活かした完全給食が実施されています。L2クラスの地震が発生した場合には、全校とも津波の浸水被害が想定されています。



写真 1-5 甲浦保育園



写真 1-6 銀杏保育園



写真 1-7 甲浦小学校



写真 1-8 野根中学校

7. 医療施設

本町は安芸保健医療圏に属しています。町内には公的医療機関はなく、民間医療機関が町の医療を担っています。

医療機関名	住所	開業年
寿美医院	甲浦 542	昭和 32 年
野根診療所	野根丙 1411-1	昭和 37 年
東洋歯科クリニック	河内 151-1	平成 22 年



写真 1-9 寿美医院



写真 1-10 野根診療所

8. 福祉関係施設

本町の福祉関係施設としては、生見地区の地域福祉センター、甲浦地区の甲浦集落活動センターなど、野根地区の東洋町文化会館といった「集いの多機能拠点」があります。特に地域福祉センターは、社会福祉協議会事務局、訪問介護事業所があるほか、あったかふれあいセンター事業を展開する拠点として重要な役割を果たしています。

なお、役場内にある地域包括支援センター及び相談支援事業所と連系しています。



写真 1-11 東洋町地域福祉センター

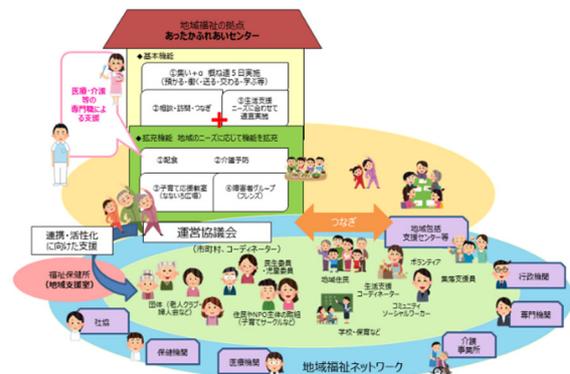


図 1-8 あったかふれあいセンター事業概要

出典：第 3 期東洋町地域福祉(活動)計画 (P114 参照)

9. 公共交通

1) 道路

本町の主要道路は、2路線の国道（55号、493号）、2路線の県道（101号船津野根線、201号甲浦港線）、及び10路線の幹線町道（1、2級）によって形成されています。四国においては、アクセス改善による観光振興や地域産業の発展支援、並びに南海トラフ地震発生時の住民避難や緊急物資配送を支える「命の道」としての機能を果たすことを目的として、海部野根道路が事業化され、野根ICと甲浦ICが建設される計画となっています。

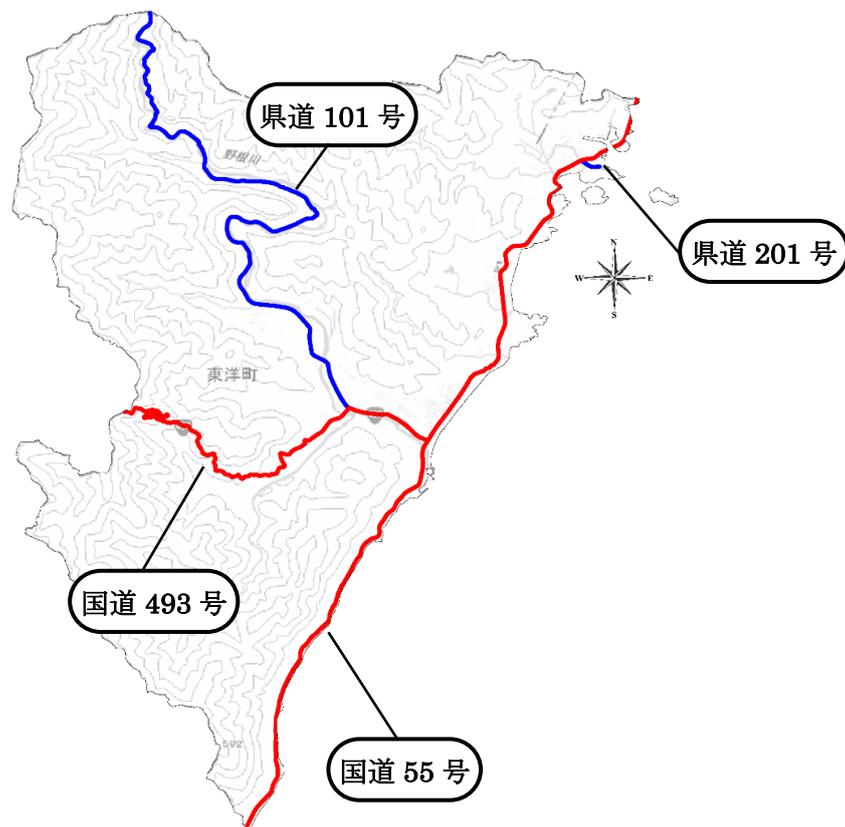


図 1-9 町内の道路状況



図 1-10 海部野根道路の事業区間

出典：国土交通省四国地方整備局 事業評価監視委員会説明資料

2) 鉄道・バス

甲浦地区には鉄道阿佐東線の終点である甲浦駅があり、徳島県の阿波海南駅まで鉄道で結ばれています。令和3年12月にDMV（デュアル・モード・ビークル）が運行開始され、阿波海南文化村からうみの駅とろむまで結ばれました。また、町内のバス路線は、高知東部交通と徳島南部バスにより運行されています。



写真 1-12 甲浦駅と DMV



写真 1-13 高知東部交通バス

10. 簡易水道・下水道等

本町の上水は、3つの簡易水道（甲浦簡易水道、野根・生見簡易水道、名留川簡易水道）と飲料水供給施設により給水されています。水道は主に地下水を使用しており、一部河川水も利用されています。甲浦地区は下水道が整備されており、終末処理施設として甲浦浄化センターが整備されています。



写真 1-14 甲浦浄化センター

11. 産業

1) 農業

本町の農業は米作を主体として、ポンカン・小夏などの果樹栽培、ナスやトマトの施設園芸が行われています。昭和 38 年から栽培が開始されたポンカンは、甲浦地区、生見地区が県内有数の一大生産地となっています。米は野根地区の野根川流域が主な産地であり、早生米に統一されて生産されています。



写真 1-15 ポンカン栽培状況（生見地区）

2) 林業

本県の森林面積は全国一位の約 84 パーセントですが、本町の森林面積はそれを上回る 86 パーセントとなっています。原木を活かした林産物として木炭（土佐備長炭）や椎茸が有名です。

3) 水産業

本町の漁業は、アジ、サバ、マグロ、カツオを中心とする海面漁業と、野根川の鮎やアマゴの川魚などを捕獲する内水面漁業が行われています。黒潮の流れる東洋町沖や近海は豊かな漁場となっており、一本釣り、延縄、定置網、刺し網漁業による海面漁業が行われています。徳島県海陽町から県境をまたいで東洋町を流れる野根川は国内屈指の清流であり、天然鮎釣りの本場として知られています。

4) 商工業

本町の商業は、平成 20 年に開業し、令和 6 年度に道の駅として登録された「道の駅東洋町」が拠点施設となっており、商業振興、観光振興、新たな雇用機会の創出の役割を担っています。一方で、町内に商店街は所在しておらず、商店が点在しているにとどまっています。工業については、釣り針製造、製材業などが主体ですが、多くの事業所が小規模経営となっています。

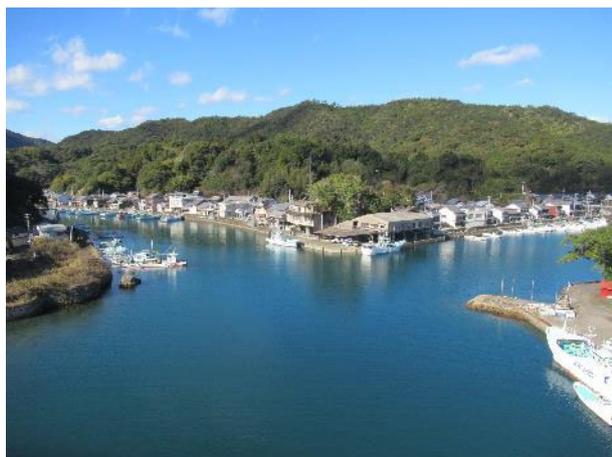


写真 1-16 甲浦港



写真 1-17 道の駅東洋町

5) 観光・レクリエーション

町を代表する観光資源には、多数のサーファーやサーフィン大会の観衆が訪れる、生見海岸が挙げられます。令和3年に開催された東京オリンピックでは、サーフィンが正式種目に追加され、益々注目されるようになりました。甲浦地区の白浜海岸は、海水浴やキャンプに加え、海上アスレチックが新たに設置され、賑わいを増しています。



写真 1-18 サーフィン



写真 1-19 ビーチホッピング

第2章 被災想定

1. 過去の南海地震による被害

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘まで至る南海トラフを震源とする地震により、高知県はもとより、太平洋沿岸地域が幾度となく被害を受けてきました。

直近の昭和南海地震発生時には、甲浦地区では津波による浸水で、野根地区では揺れによる家屋倒壊で、甚大な被害が生じています。

表 1-1 歴史的な地震・津波

地震名	発生年	規模	概要
白鳳地震	684年 (飛鳥時代)	M8.4	土佐で甚大な津波被害。[続日本記]に「土佐国の田苑五十余万頃(50万町、約12km ²)没して海となる」と記されている
仁和地震	887年 (平安時代)	M8.0~8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波も伴い、建築物の倒壊、多くの死傷者を出した
康和地震	1099年 (平安時代)	M8.0~8.3	土佐で田約1,000haが海に沈む津波。2年前に東海、東南海地震と推定される永長地震
正平地震 (康安地震)	1361年 (室町時代)	M8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波で土佐にも被害
慶長地震	1605年 (江戸時代)	M7.9	東海・東南海・南海連動型地震。大津波で、房総半島から土佐にかけて被害甚大。穴倉から室戸沖にかけての死者数千人
宝永地震	1707年 (江戸時代)	M8.6	南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層破壊が発生。震央は湖岬沖。10回余の大津波が寄せ、高知県沿岸の津波は5~26m
安政南海地震	1854年 (江戸時代)	M8.4	東海・南海・南海連動型地震。震源は阿波・紀伊沖。約32時間前に浜名湖沖を震央とする安静東海地震が発生。津波は穴喰で5~6m、3.3m
昭和南海地震	昭和21年 (1946)	M8.0	震源域は湖岬沖。高知県全域で死者・行方不明者679人、家屋流失500棟以上。甲浦は津波で軒先近くまで浸水し、1m沈下。野根は津波の被害はなかったものの、揺れによる家屋の倒壊が著しく、939戸のうち全壊96戸、半壊435戸
チリ地震	昭和35年 (1960)	M9.5	太平洋岸の広い地域に1~4mの津波。甲浦で52cmの津波。全国で死者・行方不明者142人。県内は負傷者1人、全壊7棟
東北地方 太平洋沖地震	平成23年 (2011)	M9.0	震源は三陸沖。死者・関連死合わせて2万人以上。高知県の津波は須崎港湾奥の桜川で278cm、室戸で73cm

出典：東洋町史

2. 南海トラフ地震による被害想定

平成 24 年 10 月に県から公表された、「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」によると、最大規模の南海トラフ地震が発生した場合の本町の被害想定は、死者 1,100 人、建物被害 1,800 棟、発災 1 日後の最大避難者数 2,600 人となっています。

表 1-2 南海トラフ地震発生による最大ケースの被害想定

人口（人）（平成 22 年国勢調査時点）	2,947	建物棟数（棟）	2,500
死者数（人）	1,100	建物被害（棟）	1,800
建物倒壊（人）	60	液状化（棟）	10
津波（人）	1,000	揺れ（棟）	890
急傾斜地崩壊（人）	*	急傾斜地崩壊（棟）	10
火災（人）	*	津波（棟）	840
ブロック塀（人）	*	地震火災（棟）	40
負傷者数（人）	330		
建物倒壊（人）	280		
津波（人）	40		
急傾斜地崩壊（人）	*		
火災（人）	*		
ブロック塀（人）	*		
負傷者のうち重傷者数（人）	180		
建物倒壊（人）	160		
津波（人）	10		
急傾斜地崩壊（人）	*		
火災（人）	*		
ブロック塀（人）	*		
1 日後の避難者数（人）	2,600		
避難所（人）	1,700		
避難所外（人）	900		

出典：【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（東側 ケース 4 冬深夜）

注）*は若干数を表している

注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

(1) 震度分布

南海トラフ地震発生時の町内の最大震度は、震度7～震度6強と想定されています。さらに、地震の揺れは最大で3分間以上継続すると想定されています。

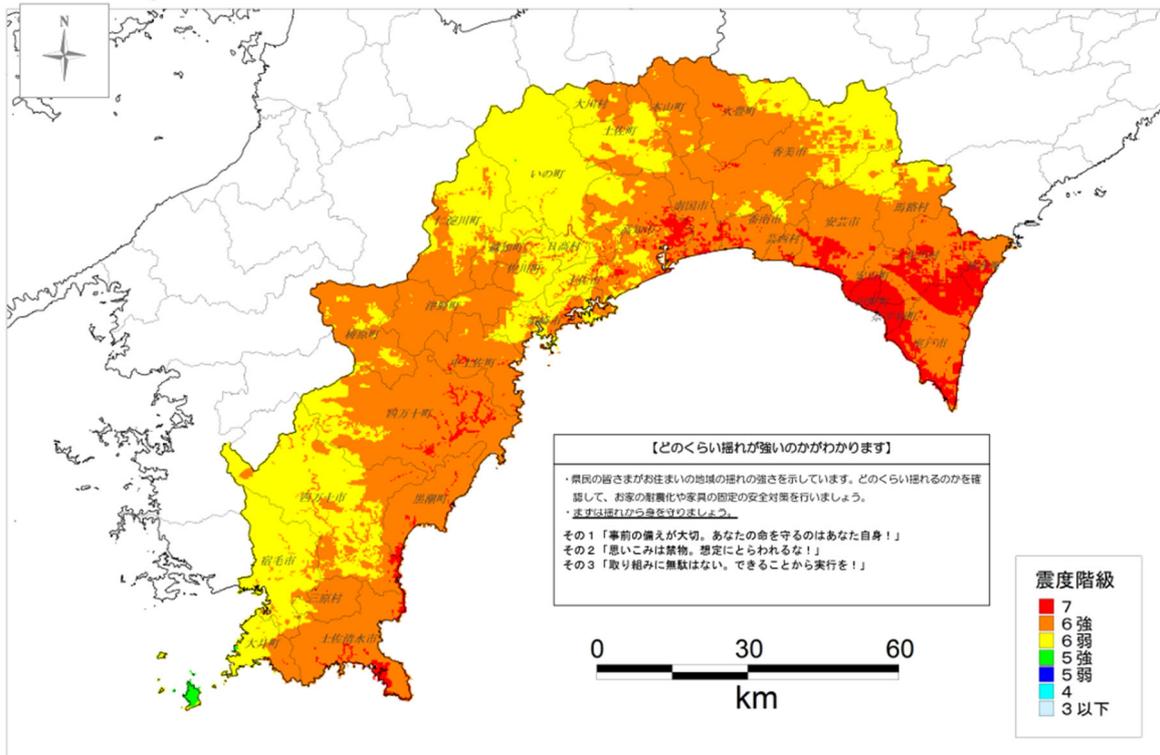


図1-11 震度分布図（最大クラスの重ね合わせ結果）

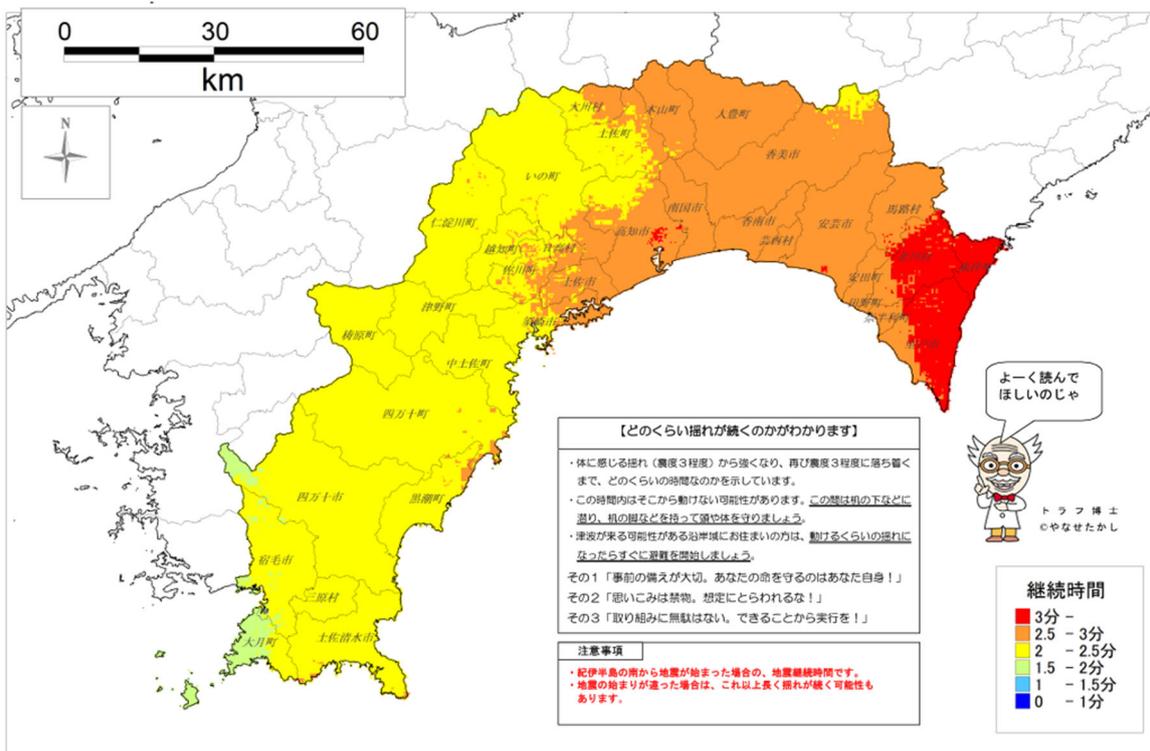


図1-12 地震継続時間分布図（最大クラスの重ね合わせ結果）

出典：[高知県版第2弾]南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測

(2) 津波浸水想定

南海トラフ地震の津波により、最大浸水深 10m 以上が想定される地域があります。なお、「[高知県版 第2弾]南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」を基に、津波避難マップを作成しています。

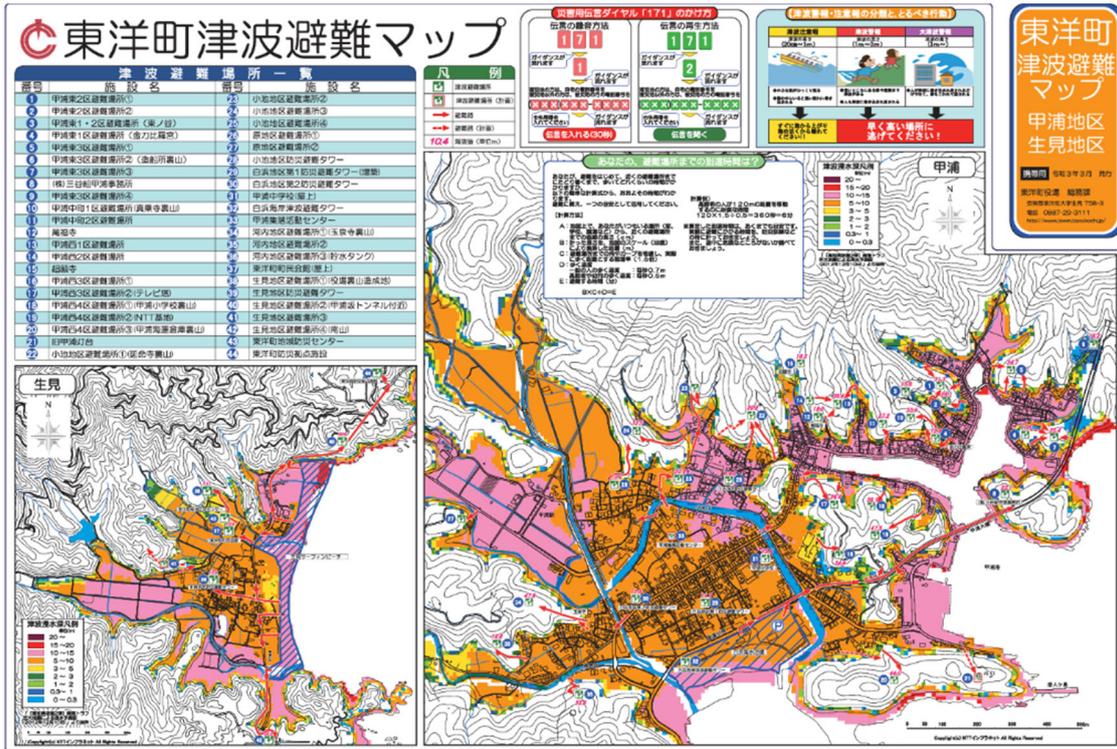


図 1-13 津波浸水予測図 (甲浦地区・生見地区)

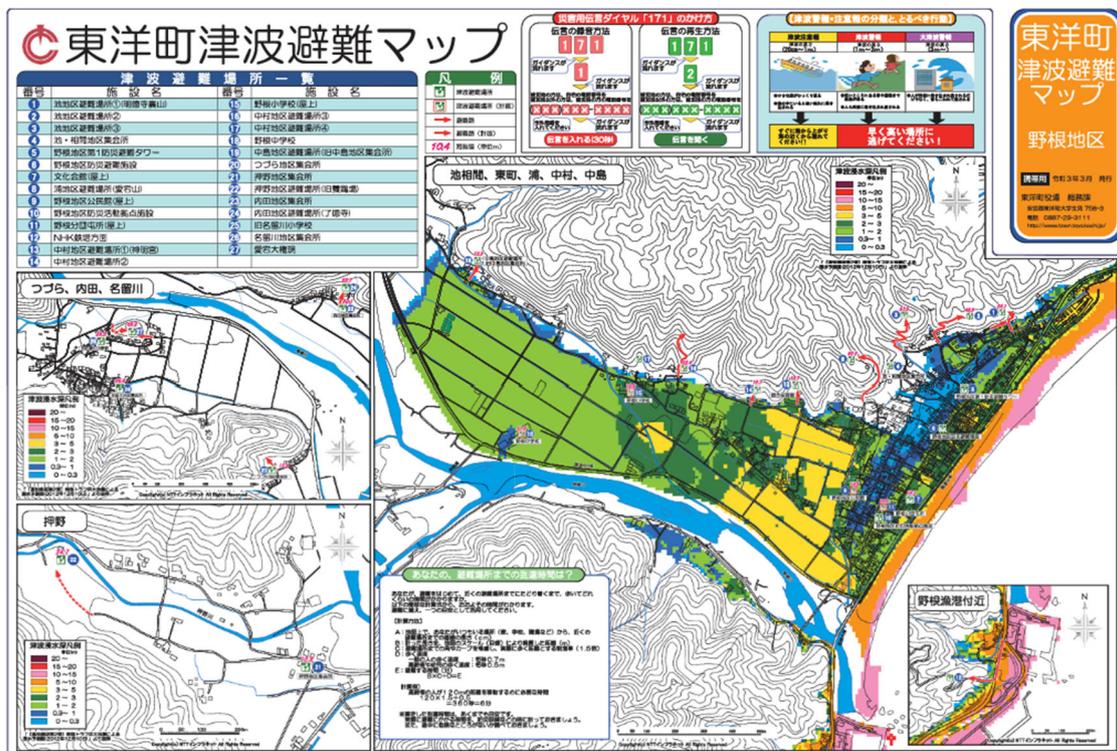


図 1-14 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm) (野根地区)

出典：東洋町津波避難マップ

(3) 液状化

野根地区や生見地区の沿岸部および甲浦地区の中心部は、地震による液状化の可能性が高くなっています。特に甲浦地区においては住宅密集地のため、液状化によって引き起こされる建物の沈下・傾斜やマンホールの浮き上がり、電柱の倒壊といった被害が想定され、津波からの避難や被災からの復興に影響を及ぼす可能性があります。

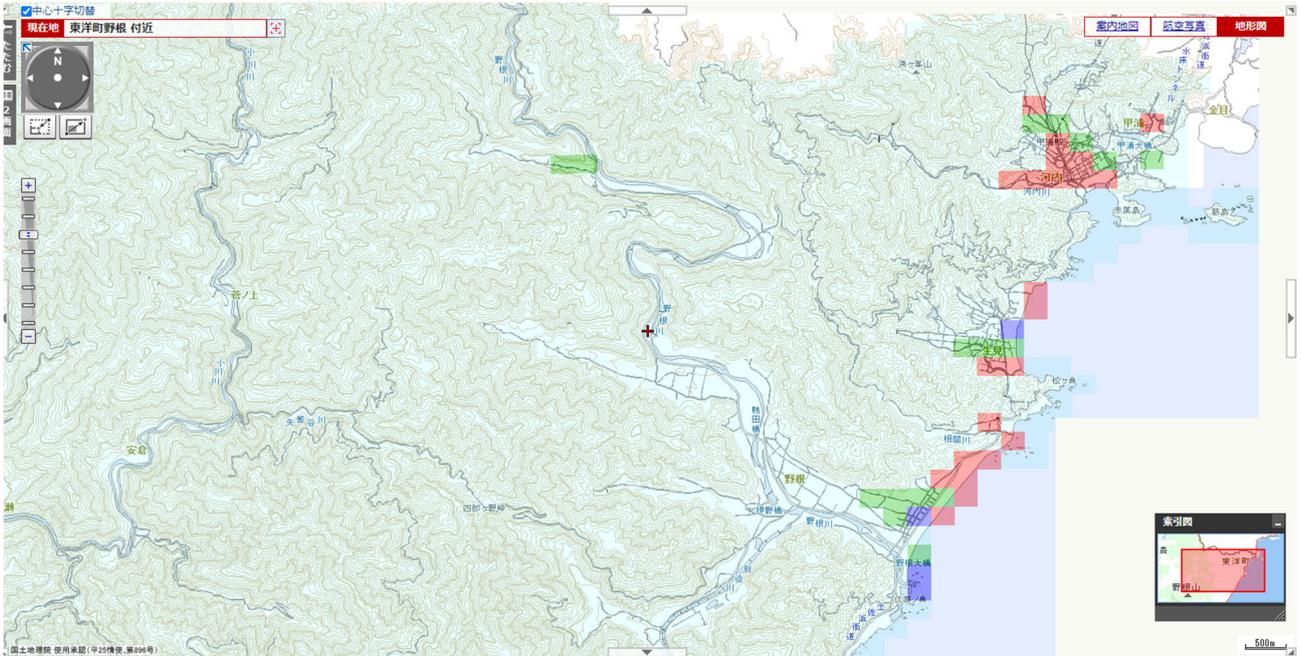


図 1-15 液状化可能性予測図

(4) 土砂災害警戒区域等

山地と沖積平野の境界に人家が連担し、急傾斜地の崩壊、土石流による危害のおそれのある土地に対して土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されています。

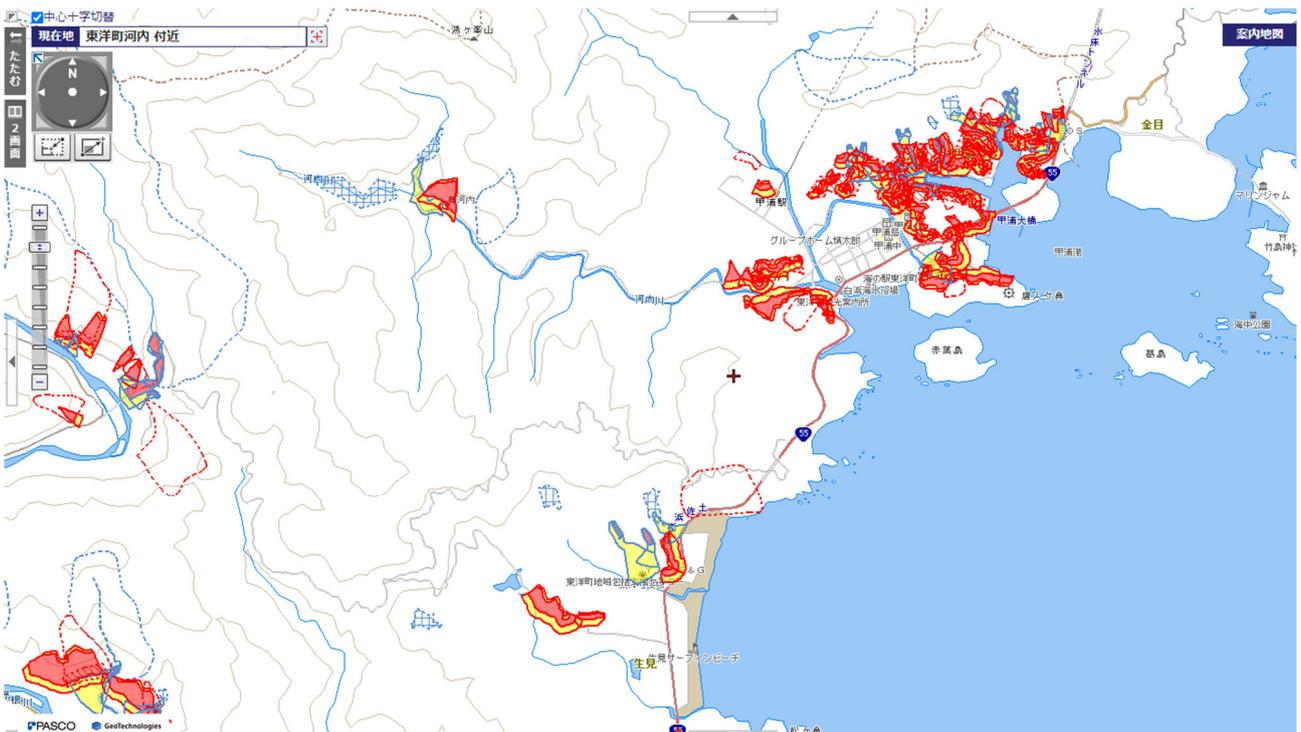


図 1-16 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況（甲浦地区・生見地区）

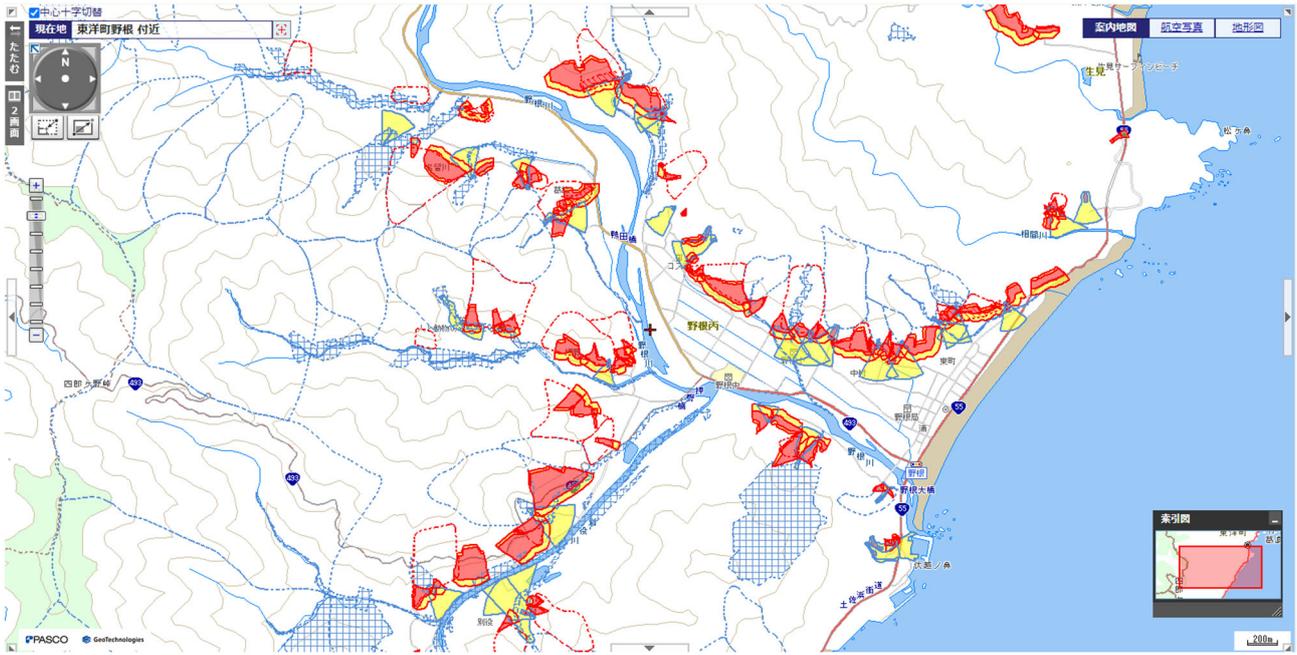


図 1-17 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況（野根地区）

出典：高知県防災マップ

第3章 復興まちづくりにおける課題

南海トラフ地震が発生した場合には、地震、津波、火災、液状化、土砂災害などによる被害が発生し直接的な人的被害のほか、復興の遅れや地域課題の加速化に繋がるおそれがあります。

震災によるダメージを可能な限り低減して復興に向けた取組を推進するためには、被災を前提とし目指す将来の姿を実現するための課題解決に取り組む必要があります。

東洋町の現状に関してとりまとめた都市計画基礎データ、施設情報、応急期機能配置計画等のデータと被災想定を重ね合わせて、住まい、産業、土地利用等への影響を分析し課題を抽出します。

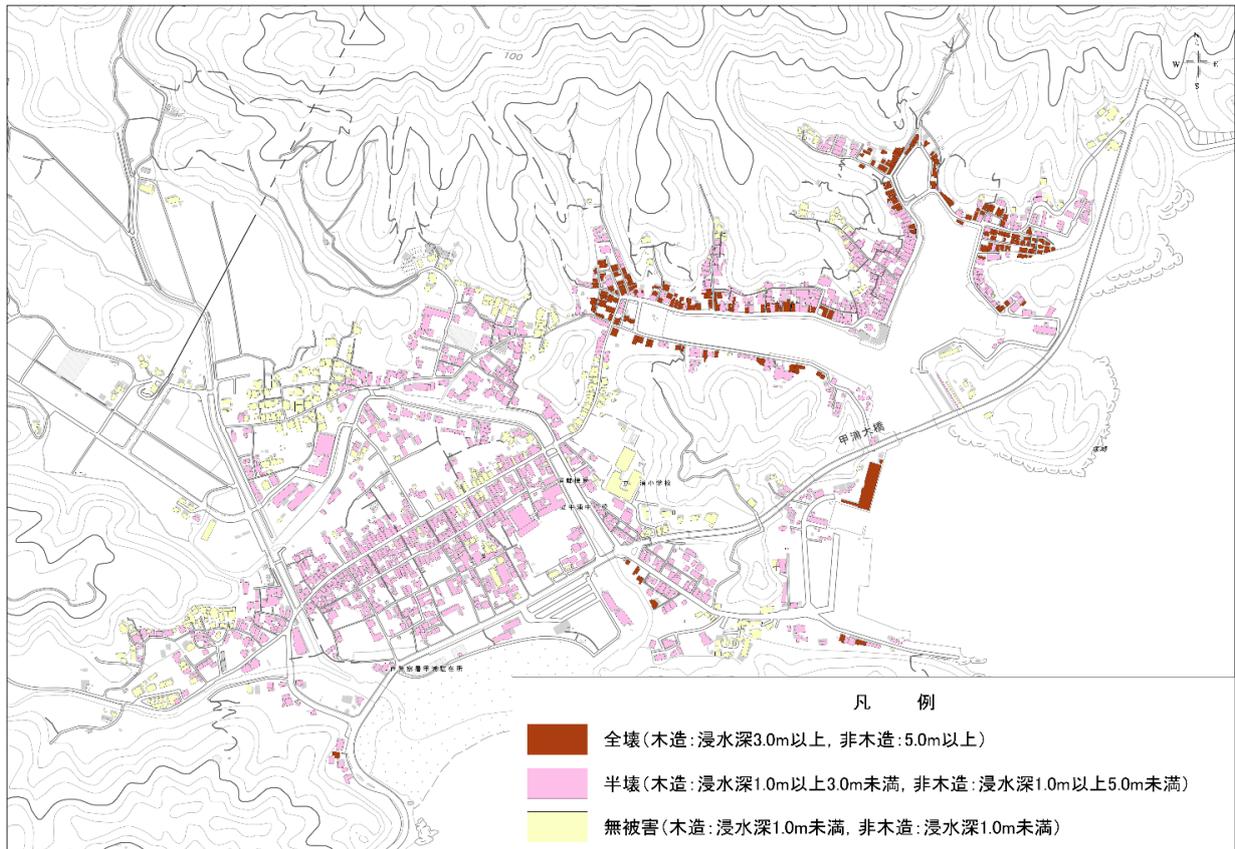


図 1-18 家屋被災状況図 (L1 津波)

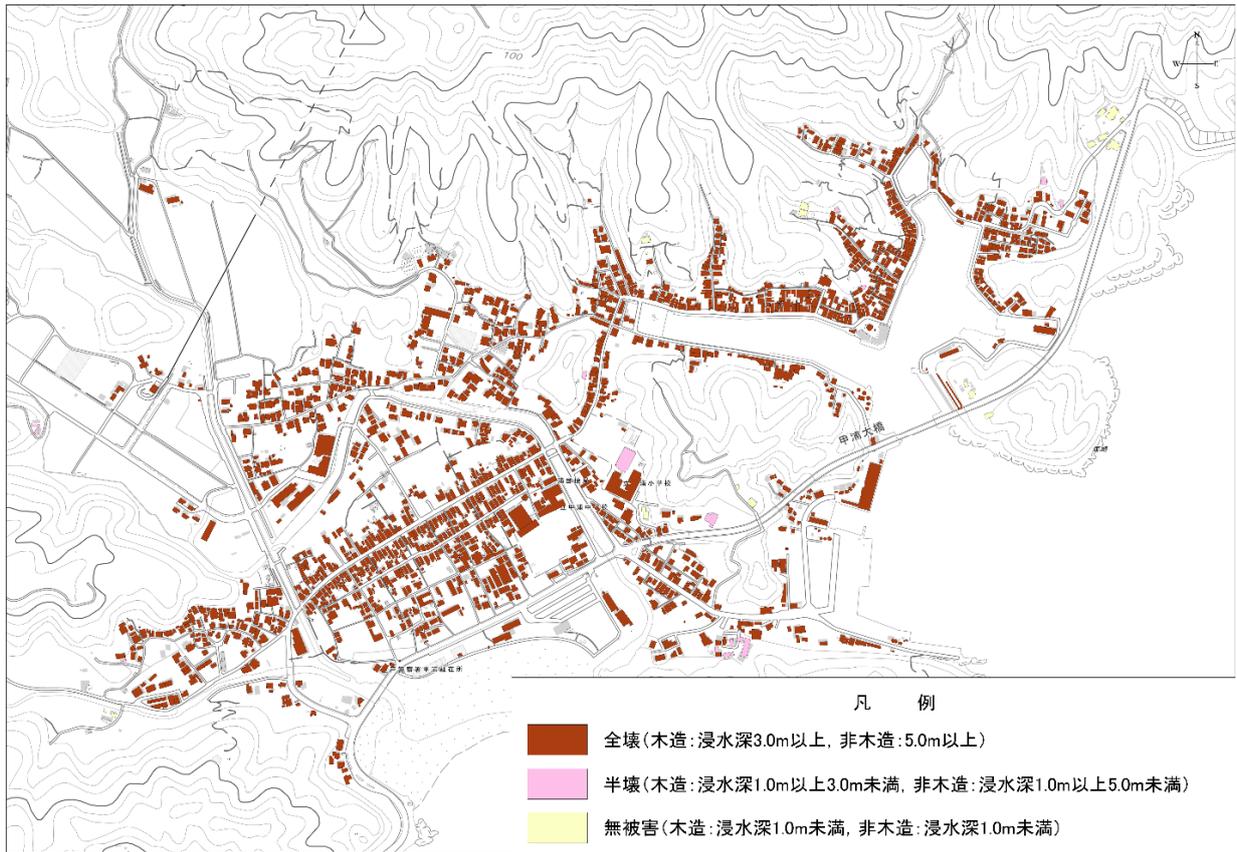


図 1-19 家屋被災状況図 (L2 津波)

出典：都市計画基礎調査データを基に作成

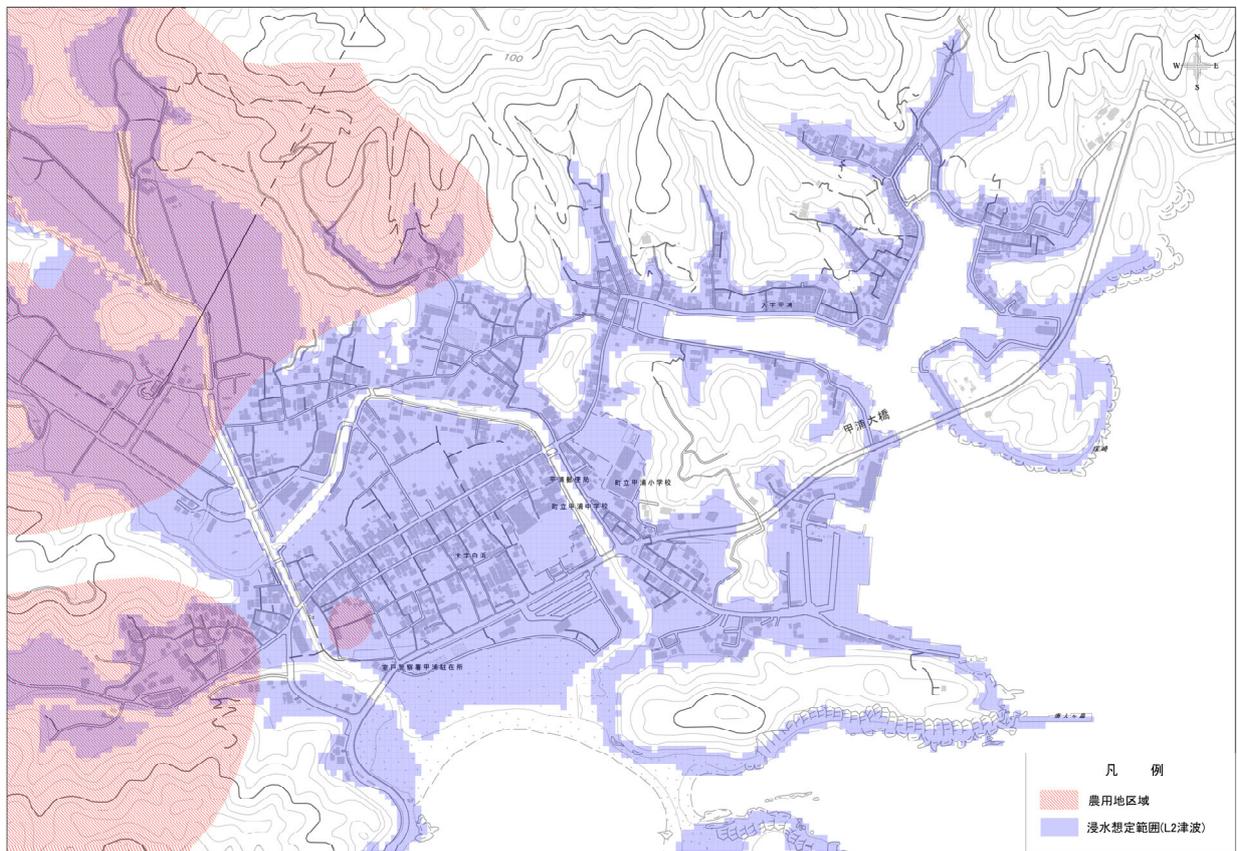


図 1-20 農業振興地域の整備に関する法律の指定状況

出典：「国土数値情報（農業地域データ）」を加工して作成



図 1-21 森林法の指定状況

出典：「国土数値情報（森林地域データ）」を加工して作成

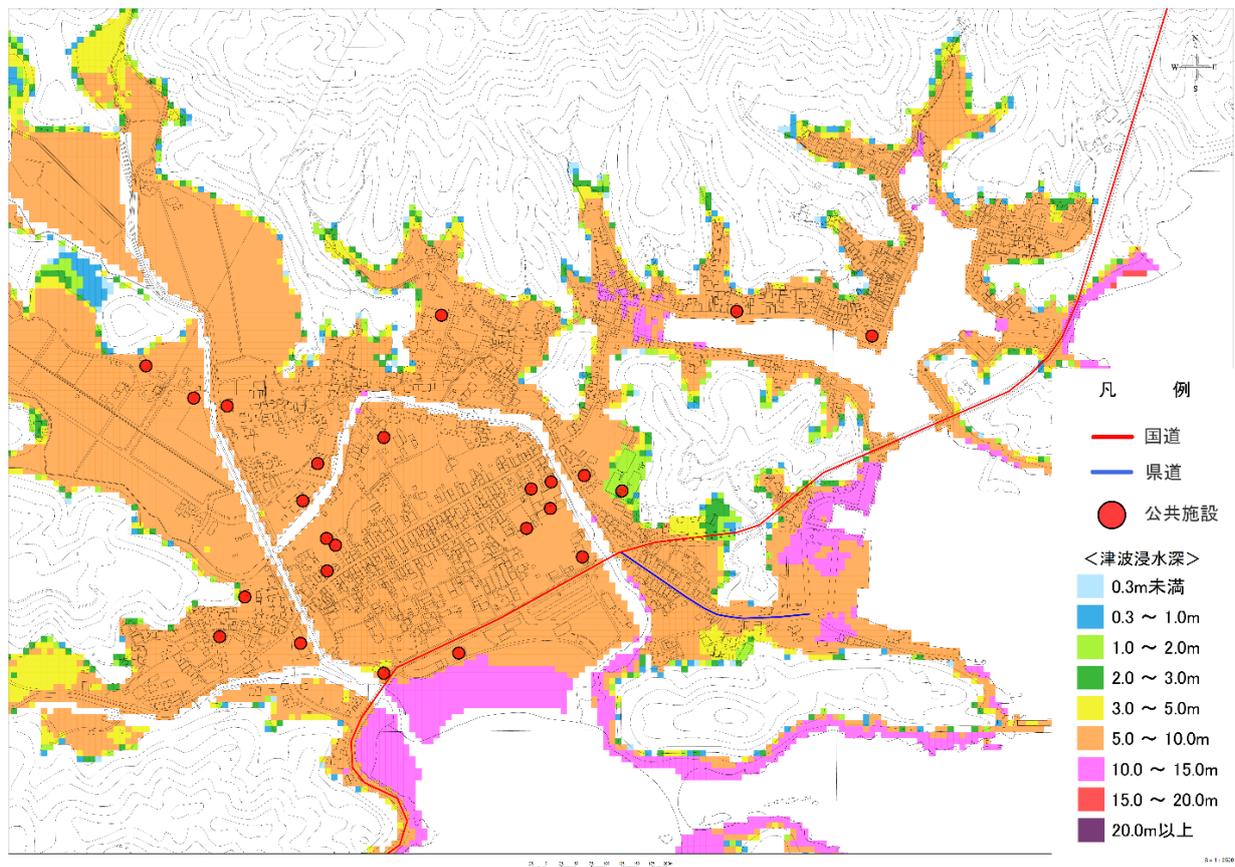


図 1-22 施設位置図（公共施設）

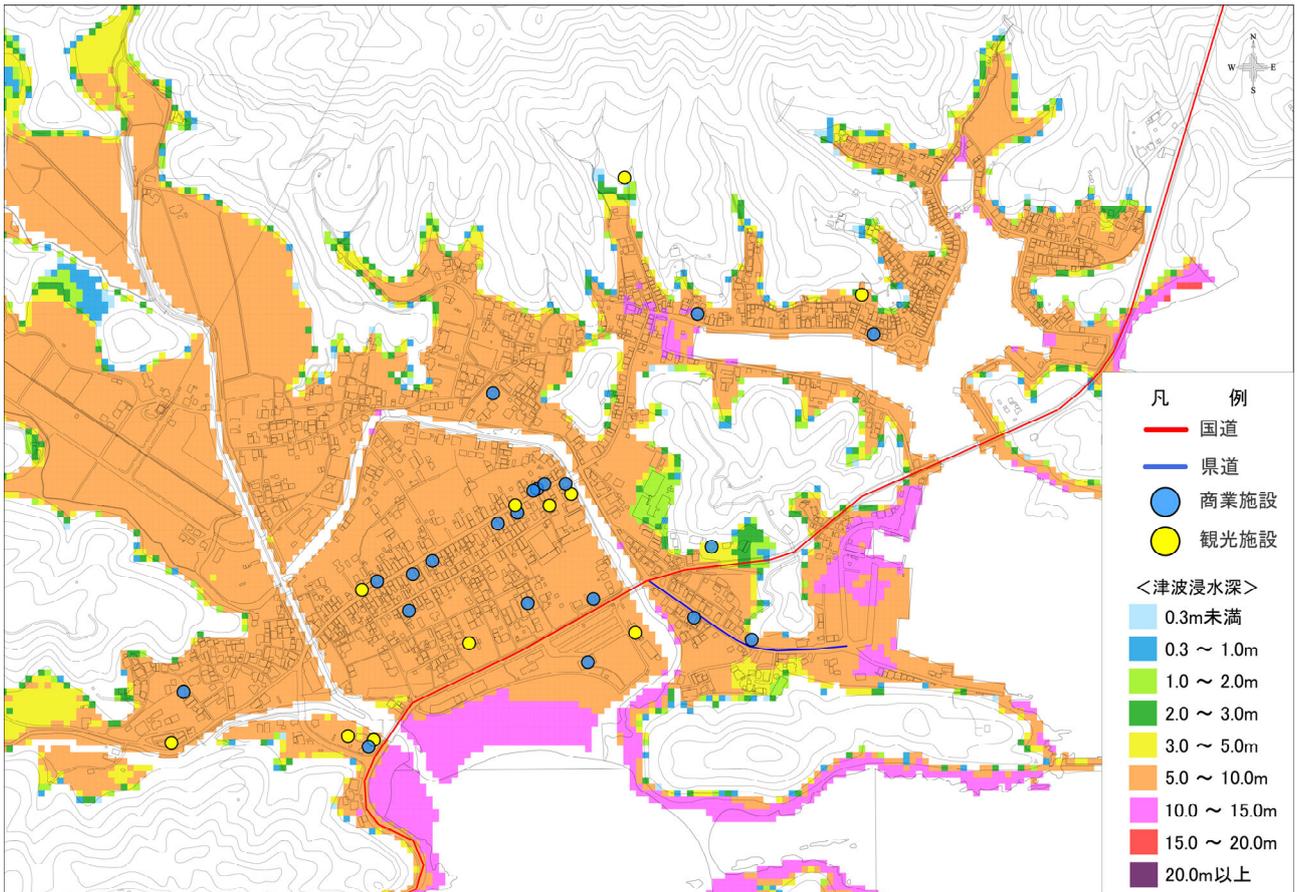


図 1-23 施設位置図（商業、観光）

出典：[高知県版第2弾]南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測を基に作成

表 1-3 に東洋町の現状と被災想定をふまえて想定される影響、表 1-4 に最大クラスの地震・津波を想定した復興まちづくりの課題を整理します。

表 1-3 南海トラフ地震による影響

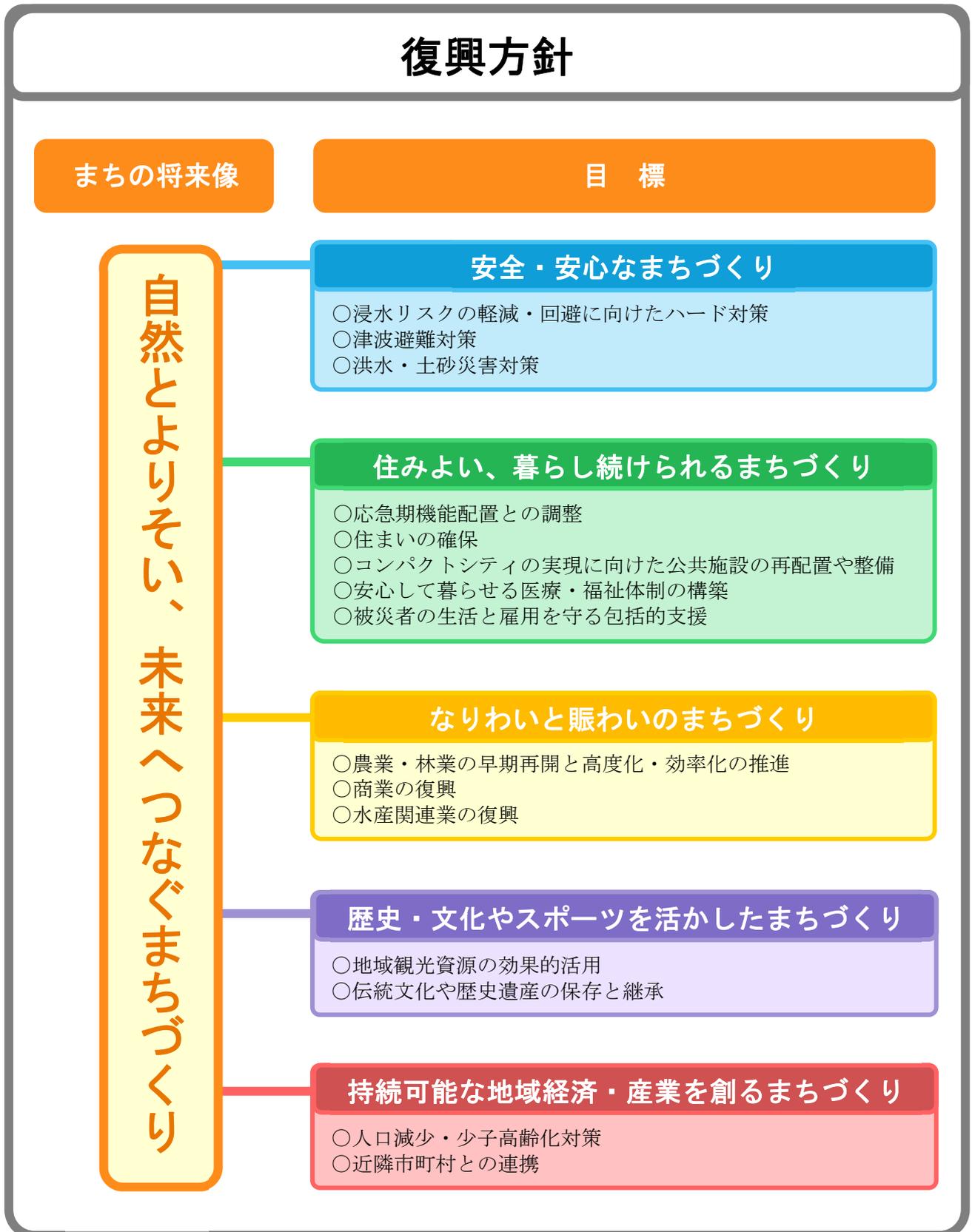
基本理念	項目	南海トラフ地震による影響
命を守る	防災・減災	・地震・津波による人的被害や家屋倒壊、社会基盤施設の被害
生活を再建する	住まい (生活)	・家屋の倒壊や浸水被害 ・空き家の倒壊 ・地域コミュニティの分断
	インフラ	・水道、電気、ガス、下水道等のライフラインの被災 ・道路の被災（落橋、道路閉塞など） ・公共施設の被災による行政サービスの悪化
	教育	・学校施設、保育園の被災
	健康・福祉	・医療、福祉施設の被災 ・医療、福祉サービスの需要の増加
なりわいを再生する	産業全体	・道路被害による物流ルートの寸断 ・失業者の発生（働き場を失う） ・事業再建を放棄する企業の発生
	農業	・農地の被災 ・土砂災害等による柑橘類の被災 ・農業用モノレール等の損壊 ・老朽化したため池の被災による損傷 ・農業用水路の被害
	林業	・土砂災害などによる林道の被災 ・森林資源の損壊
	水産業	・漁港の損壊による漁業活動の停止 ・漁船や設備の破損
	商業	・津波浸水被害による店舗や施設の破壊
	製造業	・製造業全体の生産性低下
	観光業	・観光施設の被害による観光客の減少 ・交通インフラの損壊によるアクセスの困難 ・地形変化に伴う、生見ビーチ、白浜海水浴場の被災
歴史・文化を継承する	歴史・文化	・地域の祭りや伝統行事の中断による文化継承の危機
地域の課題等の解決につなげる	地域の課題	・災害による人口流出の加速と地域コミュニティの崩壊 ・高齢化と生活再建の困難による福祉課題の深刻化 ・担い手不足の地域での復興活動の遅延

表 1-4 復興まちづくりの課題

基本理念	項目	復興まちづくりの課題
命を守る	防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋や社会基盤施設の耐震化 ・被災に応じた復興方法の検討 ・総合的な取組による津波リスクの低減・回避 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 多重防護 ➤ 建築制限 ➤ 安全な居住地の確保 ➤ 津波の河川遡上対策
生活を再建する	住まい (生活)	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の確保による住まいのスムーズな移行 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難所→仮設住宅→自己再建または公営住宅 ・空き家による二次災害（避難路の閉塞、火災等）の発生リスク低減 ・コミュニティ施設（公民館、コミュニティセンターなど）の確保 ・コミュニティ単位での復興
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧と耐震化 ・公共施設の早期復旧 ・道路の復旧によるアクセスの確保 ・社会基盤施設の浸水リスク低減
	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設や保育園の再建 ・教育環境の早期回復
	健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な医療・福祉サービス
なりわいを再生する	産業全体	<ul style="list-style-type: none"> ・生産可能人口の減少を見据えた復興 ・産業の集約化、高度化 ・持続可能な産業の育成 ・企業誘致の取組
	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農地（施設農業、水稲）に対する除塩対策 ・農作業効率の維持と向上策の検討 ・ため池の耐震補強と防災工事の実施 ・農業用水路の早急な機能回復 ・農業施設の高度化による生産性の向上と地域経済の活性化
	林業	<ul style="list-style-type: none"> ・林道の早期復旧と安全性の確保 ・森林管理体制の強化と持続可能な利用
	水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設の早急な復旧と強化 ・漁業再開のための製氷施設、加工施設等の復興・高度化
	商業	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設の再建 ・商業施設の集積と新たなビジネスモデルの構築 ・商業活動の再開に向けた資金調達と支援制度の整備
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・高規格道路とのアクセス、産業地の基盤整備 ・事業の早期復興に向けた支援
	観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地の魅力向上と新たな観光資源の開発 ・観光地へのアクセスルートの多様化 ・ビーチの復旧と安全性の確保
歴史・文化を継承する	歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の記録と保存活動の推進 ・伝統行事の担い手確保と若年層の参加促進
地域の課題等の解決につなげる	地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・移住促進と定住支援策の強化 ・高齢者向け福祉サービスの充実とアクセス改善 ・人口減少や少子高齢化に対応したコンパクトな都市形成

第4章 復興方針

南海トラフ地震からの復興に向け、以下の復興方針を定めます。



安全・安心なまちづくり

○津波浸水リスクの軽減・回避に向けたハード対策

庁舎、学校等の災害対策の拠点となる施設は浸水しないエリアへの配置を基本とします。居住地は、津波浸水を回避する安全なエリアへの移転、津波浸水リスクを軽減する多重防護による現位置での再建など、複数の選択肢について検討し将来にわたって安全安心なまちづくりを目指します。店舗や工場等の施設は、地域産業の早期再建の観点から低地利用を検討します。

- ・ 防潮堤などの防護施設の高さの設定にあたっては、津波の防護機能、景観、利便性、まちづくりの視点から総合的に検討する。河川の津波対策についても同様の視点で検討する。

○津波避難対策

津波浸水想定区域の土地活用にあたっては、円滑な避難が可能な対策を実施します。

- ・ 高台や避難ビル等への避難路、避難場所の整備、避難マップの周知などハード・ソフトを連携した対策を実施する。

○洪水・土砂災害対策

自然堤防の背後に形成された後背湿地などでは、豪雨による河川氾濫が発生しています。斜面に近接し住家が連担した地区では、土砂災害のおそれがあります。復興を契機として、豪雨による災害リスクを軽減・回避する安全安心なまちづくりを目指します。

- ・ 防災上必要な土地の嵩上げなど、浸水被害を軽減・回避する抜本的な対策を検討する。
- ・ 居住エリアは、土砂災害による著しい危害のおそれのある土地の区域を除外するなど、土砂災害対策を検討する。

住みよい、暮らし続けられるまちづくり

○応急期機能配置との調整

南海トラフ地震の被災における応急復旧から復興に向けて、応急仮設住宅、恒久住宅、災害廃棄物処理、ライフライン復旧を包括的に考慮した、シームレスな移行が可能となる施設や用地の機能配置が必要となります。現在策定している応急期機能配置計画を将来のまちづくりのデザインに照らし合わせ、適地の調整を検討することが重要です。被災者の生活再建を最優先に考え、住まいの再建を図りつつ、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理とライフラインの段階的な復旧を並行して進め、町民が一日も早く安心して暮らせる環境を整備します。

- ・ 応急期の機能配置が長期的な土地利用計画と整合するよう、再調整を図る。
- ・ 災害廃棄物の仮置場は住宅再建や都市機能の回復に支障をきたさない場所とする。
- ・ 災害廃棄物の分別・リサイクルを徹底し、処理期間の短縮と環境負荷の低減を図る。
- ・ 応急仮設住宅や恒久住宅の建設スケジュールと連動したライフライン整備を計画する。

○住まいの確保

被災者の生活再建の基盤となる住まいの確保を最重要課題の一つとして位置づけ、既存のコミュニティの維持・再構築に配慮して、応急仮設住宅から恒久住宅への円滑な移行を図ります。また、町有地を有効活用した災害公営住宅の建設を推進します。これにより、地域の絆を守りながら、被災者が安心して暮らし続けられる住環境を整備します。

- ・ 災害公営住宅の建設に加え、民間賃貸住宅の活用や自力再建支援など、多様な住宅確保策を用意する。
- ・ 応急仮設住宅、災害公営住宅、自力再建等の各段階における目標戸数と供給時期を明確化する。
- ・ 応急仮設住宅の建設時に、将来の恒久住宅への転換可能性を考慮した設計を検討する。
- ・ 応急仮設住宅の配置や恒久住宅の入居に際し、既存のコミュニティの維持に配慮する。
- ・ 新たなコミュニティ形成を促進するための共用スペースや交流施設を計画的に配置する。
- ・ 住宅再建支援制度や相談窓口の設置など、被災者支援体制を事前に整備する。

○コンパクトシティの実現に向けた公共施設の再配置や整備

人口減少、少子高齢化時代に対応するため、海部野根道路開通による新たなアクセス道路の構築を考慮した、効率的で利便性の高いコンパクトシティへの移行の検討が必要となります。これには、住居、商業施設、公共施設などの機能を適切に配置し、コンパクトシティの概念を取り入れることが重要です。町民の生活の質を向上させるとともに、行政コストの削減と環境負荷の低減を考慮したまちづくりを推進します。

- ・ 住居、商業、公共サービス、産業などの機能ごとに適切なゾーンを設定する。
- ・ 行政、医療、福祉、商業などの機能を集約し、にぎわいを創出する。
- ・ 近隣自治体との機能分担や連携を考慮し、広域的な視点でのゾーニングを検討する。
- ・ 海部野根道路開通に加え、従来の交通網の再構築を考慮した、交通アクセスの改善を検討する。
- ・ 公園や緑地を戦略的に配置し、自然と調和した快適な生活環境を創出する。
- ・ グリーンインフラの導入や再生可能エネルギーの活用を推進し、環境負荷の低減を図る。

○安心して暮らせる医療・福祉体制の構築

南海トラフ地震発生後には多くの町民が避難生活を余儀なくされ、心身が大きく疲弊した状況が想定されます。災害関連死を防ぐためにも、医療施設の早期復旧、福祉サービスの再開は最優先課題です。町民が安心して暮らし続けられるよう、平時からの医療・福祉サービスの継続性の確保および、災害時の医療・福祉体制の構築を検討する必要があります。

- ・ 災害時の医療・福祉サービス提供計画を策定する。
- ・ 地域医療機関や福祉施設の迅速な被災状況の把握と早期復旧の支援を実施する。
- ・ 被災者の健康状態の継続的なフォローアップ体制を確立する。
- ・ 医療従事者、福祉専門職や心のケアに対応できる人材の確保と定着支援を推進する。
- ・ 地域住民による見守り・支援ネットワークの形成を図る。

○被災者の生活と雇用を守る包括的支援

南海トラフ地震が発生しても住み続けられる東洋町であるためには、被災者の生活再建と雇用確保が極めて重要な課題となっています。困窮世帯への迅速な経済的支援や生活再建支援を行うとともに、町内企業への雇用促進や求職者に対する就業対策、さらには、産業復興と連動した新たな雇用創出を図り、長期的視点での継続的な支援体制を構築します。これにより、被災者の生活基盤を守りつつ、経済的自立を促進します。

- ・ 生活困窮者への継続的な支援体制を構築する。
- ・ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給や災害援護資金等の貸付制度の活用により生活再建を支援する。
- ・ 町内企業の雇用促進支援と求職者への就業対策を実施する。
- ・ 町内の産業復興と連動した雇用創出を図る。

なりわいと賑わいのまちづくり

○農業・林業の早期再開と高度化・効率化の推進

本町の特産品としてポンカンや小夏が挙げられますが、南海トラフ地震の発生時には、農地や園地の被災が想定されます。農地や園地の早期復旧を図るとともに、センサー技術やIoTといったデジタル化の推進を併せて実行することにより、農業の効率化・高度化を推進します。また、国や県と連携した農道や林道の早期復興および、農業・林業の流通ルートの維持を推進します。

- ・ 被害状況の迅速な把握と報告体制を整備する。
- ・ 浸水した農地の除塩対策を実施する。
- ・ センサー技術やIoT等のデジタル化を活用した1次産業の高度化・効率化を図る。
- ・ 国、県との連携による早期復興を実現する。

○商業の復興

町民が日常的に利用できる買い物環境の整備と観光客を引きつける商業エリアを整備します。また、商業エリアの集約化と地域特産品の販売戦略を通じて、地域経済の活性化を目指します。

- ・ 商業エリアの復興規模、適地を検討する。
- ・ 観光客誘致のため、商業エリアを集約する。
- ・ 地域特産品のブランド化による販売促進を行う。

○水産関連業の復興

漁港や養殖施設の整備を進め、加工施設の高度化による付加価値向上と販路拡大を図ります。これにより、地域経済の活性化と持続可能な水産関連業の発展を目指します。

- ・ 漁港や養殖施設を早期に復旧する。
- ・ 加工施設等の用地確保と誘致および高度化による付加価値向上を図る。

歴史・文化やスポーツを活かしたまちづくり

○地域観光資源の効果的活用

自然資源（白浜海水浴場、生見ビーチ、野根川）を活用した観光業の振興とサーフィンなどのスポーツ振興を通じて、観光客を誘致します。また、夏季に集中している観光客を通年呼び込むため、集客力のあるイベントの開催を検討します。また、観光客が滞在できる宿泊施設の復旧・再建を進めることで、地域の経済活性化を図ります。

- ・ 自然資源を活用した新たな観光プログラムを企画する。
- ・ 季節ごとのイベントを開催する。
- ・ 着地型観光の推進による観光体験を充実させる。
- ・ サーフィン大会やスポーツイベントの定期開催による観光客の誘致に努める。
- ・ 地域住民と観光客の交流を促進する。

○伝統文化や歴史遺産の保存と継承

地域住民や民間団体との連携を重視し、文化財の保存と活用を通じて地域振興を図り、東洋町の歴史と文化の継承を目指します。

- ・ 地域住民や民間団体との協働による文化財保護活動を推進する。
- ・ 文化財を活用した観光資源を開発する。

持続可能な地域経済・産業を創るまちづくり

○人口減少・少子高齢化対策

本町では、人口減少と少子高齢化に対応するため、地域特産品のブランド化を通じて雇用を創出し、地域の魅力を高めて移住者の受け入れを促進します。また、地域住民との協力による持続可能なまちづくりを推進します。これにより、災害に強く、活力ある地域社会の実現を目指します。

- ・ 事業継承を支援し、地域の経済基盤を強化する。
- ・ 地元企業の持続可能な経営を支援し、雇用を維持する。
- ・ 新たな産業の誘致や育成を通じて雇用を創出する。
- ・ 地域資源や地域特産品を活用した新規事業の開発を促進する。

○近隣市町村との連携

海部野根道路が開通するため、町外との往来が容易になることで生活の利便性が高まることが期待されています。経済だけでなく、防災面においても市町村の枠を越えて連携する重要性が高まるため、近隣市町村との相互支援体制を構築する必要があります。地域全体での迅速かつ効率的な復興を目指し、住民の生活の質を向上させます。

- ・ 災害時の情報共有と連携体制を構築する。
- ・ 移住促進を目指して、住みよく利便性の高いまちづくりを目指す。

第 2 編 復興体制

第1章 復興本部体制

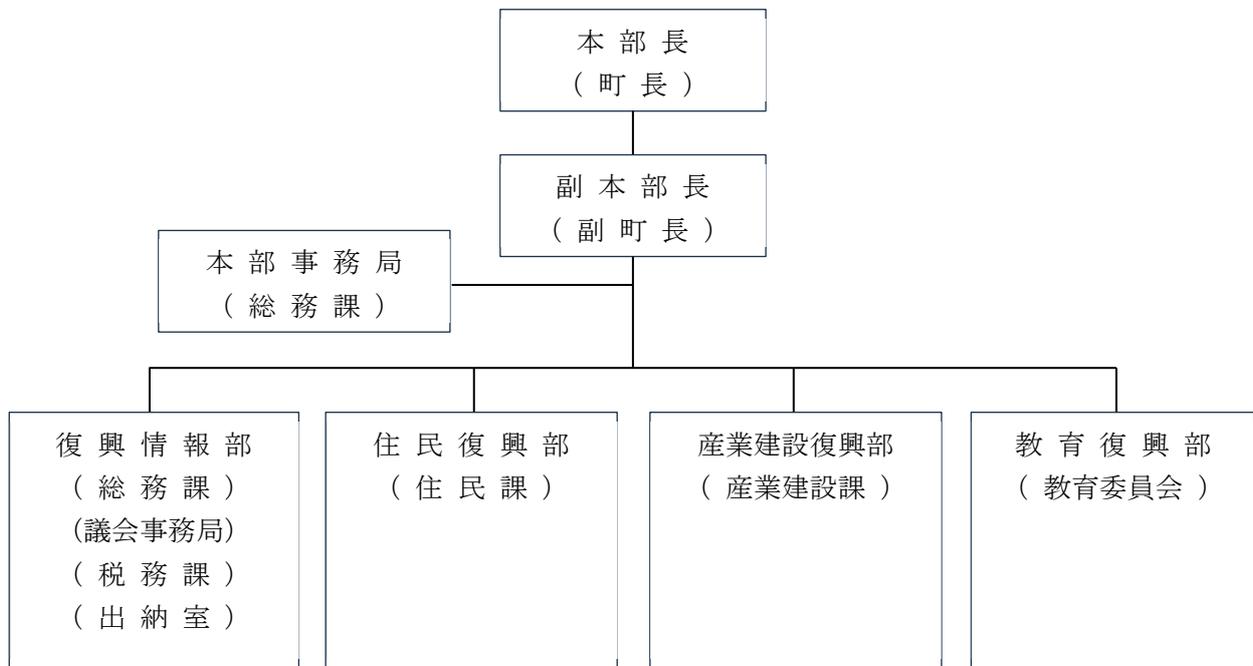
1. 復興本部体制

南海トラフ地震により災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置して、災害応急対策を実施することになります。その後、甚大な被害に対して町および町民生活の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施する必要があると認められる場合には、復興本部を設置し、復興に向けた各種事業を遂行します。なお、震災からの復興は時間を要するため、復興本部は災害対策本部とは別組織として設置します。

復興本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、復興情報部、住民復興部、産業建設復興部、教育復興部の4部体制とします。復興本部には本部事務局を置き、本部運営に関する業務を行います。

復興本部の設置場所は、役場本庁舎または地域防災センターとし、災害の状況により、適宜、適切な場所を使用します。

復興本部組織図（案）



各部の部長、副本部長（本部事務局は局長、副本局長）は、以下のとおりとします。

部名	部長（局長）	副本部長（副本局長）
本部事務局	総務課長	総務課長補佐
復興情報部	総務課長	議会事務局長、税務課長、会計管理者
住民復興部	住民課長	地域包括支援センター局長
産業建設復興部	産業建設課長	産業建設課長補佐
教育復興部	教育長	教育次長

2. 復興本部の業務内容

部名	担当課	業務内容
本部事務局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議の運営 2 復興計画の策定 3 復興事業の総合調整 4 復興本部の人員調整
復興情報部	総務課 議会事務局 税務課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興に関する広報 2 被災者の相談窓口業務 3 庁内人員の調整 4 庁外人員の確保 5 予算編成、財源確保等の財政面の措置 6 納税猶予・減免措置 7 義援金の受入・管理 8 家屋等の被害調査 9 各種連絡調整など全般的事務
住民復興部	住民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の健康維持と心のケア 2 医療施設の復旧・復興 3 福祉サービスの復興 4 保育サービスの復興 5 ボランティア等地域活動への支援 6 被災者の暮らしの再建支援 7 災害廃棄物処理対策 8 ゴミ・し尿の収集・処理
産業建設復興部	産業建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築制限の実施 2 災害危険区域等の設定 3 道路・橋梁・河川・海岸の復旧 4 水道施設の復旧 5 下水道施設の復旧 6 被災者の雇用・就業対策 7 農林水産業の復興 8 農林水産事業者の支援 9 商工業者の復興支援 10 町内企業等の被災状況の把握・応急 11 観光地・観光施設の復興 12 被災住宅の応急修理支援 13 応急仮設住宅の確保 14 災害公営住宅の建設
教育復興部	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育活動の再開 2 被災児童・生徒への支援 3 要保護児童の支援 4 文化施設・文化財・文化芸術の復旧

第2章 復興本部の運営

1. 復興本部の設置

大規模災害発生後の本町復興に向け、復興本部を立ち上げ、国の復興対策本部、県復興本部、関係機関等との連携を図ります。本手順は各部単位で取りまとめているますが、複数組織が連携して遂行すべき業務については柔軟に対応するものとします。

復興本部の設置は町長が行い、町長が不在の場合には、次の意思決定者の順位により設置を行います。

復興本部の意志決定者

- 第1順位 副町長
- 第2順位 総務課長
- 第3順位 産業建設課長

2. 復興本部会議の開催

本部長は、復興本部会議を定期的を開催し、復興に関する重要事項を審議・決定します。各部は、その決定事項をもとに、事務分掌に基づく復興業務を推進します。

復興本部会議では、以下の事項を検討します。

復興本部会議で検討すべき事項

- 1 復興基本方針・復興計画の検討
- 2 国、県、担当部署から報告された情報の検討
- 3 復興に関する重要事項の検討
- 4 復興施策の検討
- 5 復興事業の進捗管理

等

3. 復興本部の解散

復興に関する各種事業が実施され、平常時の業務へ移行したと考えられる時点において、復興本部の解散または縮小を検討します。

第 3 編 復興手順

第1章 策定の目的

南海トラフ地震が発生した場合、本町では最大震度7の揺れに加えて、最大19mの津波に襲われ、甚大な被害が生じると想定されています。地震発生後、当初は人命救助を始めとした災害応急対応業務を進めることとなりますが、通常業務の再開と共に、被災地域の再建・復興を図るための業務を開始することとなります。復興の時間的な遅れは地域の衰退を招く恐れがあることから、復興に関する業務については時機を逸せず、遅滞のないように進める必要があります。

一方で、被災後は業務量が増大することに加え、本町職員の被災もあり、マンパワー不足が想定されます。町内の事情に精通していない町外からの応援職員の助力を得ながらも、復興業務を進めなければならないため、復興の手順をあらかじめ定めておけば、町に不慣れな職員であっても、円滑に業務を遂行することができるようになります。

復興手順は、被災後の厳しい状況下であっても、担当する職員が円滑に復興業務を進めていくことができるようにするため、あらかじめ定めておくものです。

なお、この復興手順は、必要に応じて、適宜、見直すこととします。

第2章 復興手順の位置づけ

南海トラフ地震が発生した場合、東洋町地域防災計画「第3編 地震・津波対策編」に従い、災害対策本部を立ち上げ、応急対応を開始することとなります。その後の復旧・復興期においては、本手順を基本として、復興本部体制により復興業務を推進します。

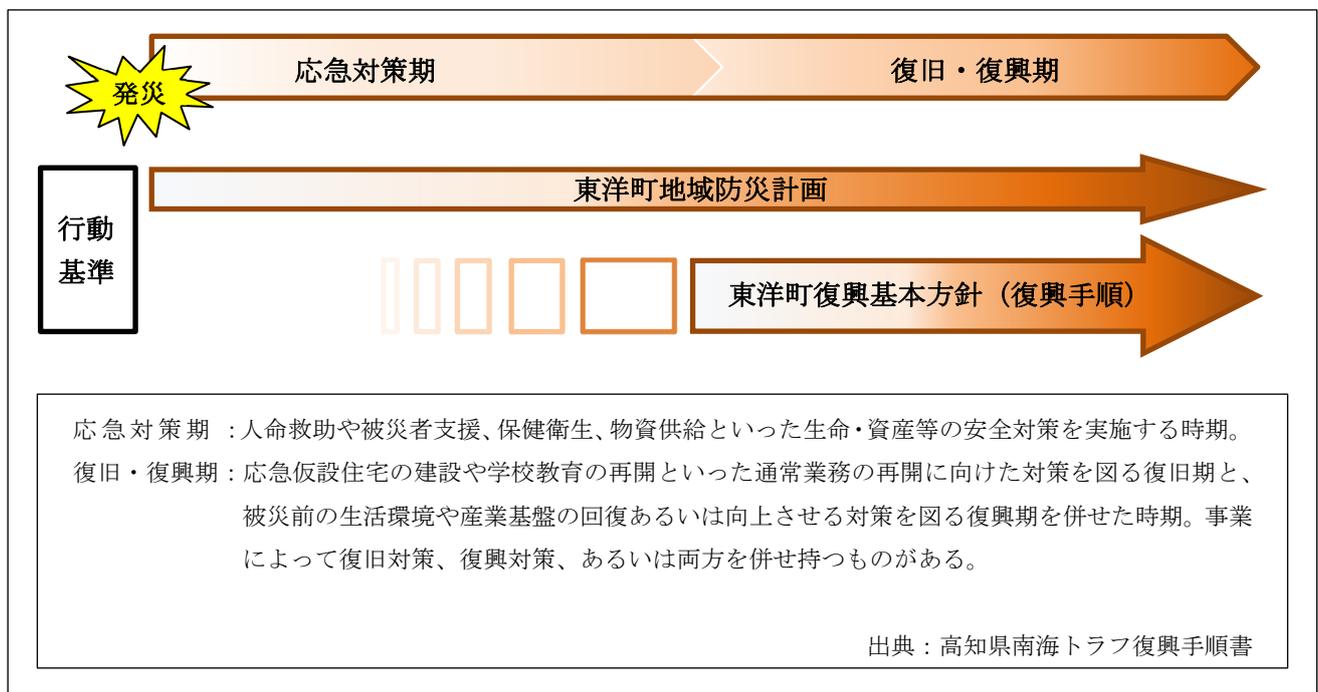


図3-1 発災後の行動基準の変遷

第3章 復興テーマ一覧

担当	復興テーマ	
本部事務局	1.1 復興計画の策定 (1)復興体制の整備 (2)復興計画の策定 (3)地区復興まちづくり計画の策定	
	復興情報部	
復興情報部	2.1 災害時の情報発信・広報 (1)広報対応体制の整備 (2)復興に関する広報 (3)町外への情報発信	
	2.2 復興業務の人員確保 (1)庁内人員の調整 (2)応援職員の確保	
	2.3 財政面の措置 (1)予算の編成 (2)財源の確保 (3)納税緩和措置の広報	
	2.4 被災者への財政的支援 (1)災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給 (2)災害援護資金等の貸付	
	住民復興部	3.1 雇用・就業対策 (1)町内企業の雇用促進 (2)求職者への就業対策
		3.2 保健・医療の確保 (1)健康維持・増進と心のケア (2)医療施設の復旧・復興
		3.3 福祉サービスの確保 (1)福祉サービスの提供支援 (2)福祉施設の復興支援 (3)要保護児童の支援 (4)生活困窮者の支援
		3.4 保育サービスの確保 (1)保育施設の復興 (2)被災園児の支援
3.5 地域コミュニティの強化・再生 (1)地域活動団体（ボランティア等）への支援 (2)地域コミュニティの再構築支援		
3.6 災害廃棄物処理 (1)災害廃棄物処理計画の策定 (2)災害廃棄物の処理 (3)し尿処理		
産業建設復興部		4.1 復興まちづくりの条件整備 (1)復興まちづくりの事業執行 (2)災害危険区域等の設定
		4.2 安全・安心な公共施設の整備 (1)被災土木公共施設の復旧 (2)国道・県道、海岸保全施設等に対する要望 (3)公共交通の復旧
		4.3 簡易水道・下水道等の復旧 (1)簡易水道・下水道等の復旧
		4.4 住宅対策 (1)住宅の応急修理 (2)既存住宅の活用 (3)応急的な住宅の確保 (4)恒久的な住宅の確保
	4.5 農業の復興 (1)農地・農業用施設の復旧 (2)生産者の再建支援	
	4.6 林業の復興 (1)森林の復旧・復興	
	4.7 水産業の復興 (1)港湾、漁港の復旧 (2)漁業関連従事者の再建支援 (3)漁業施設の復旧・復興	
	4.8 商工業の復興 (1)商工業事業者の復旧・復興支援	
	4.9 観光業の復興 (1)観光地・観光施設の復旧・復興 (2)観光客等の受入	
	教育復興部	5.1 学校教育環境の確保 (1)児童・生徒の安全確保策の検討 (2)被災した児童・生徒の心のケア (3)被災した児童・生徒の支援 (4)学校教育施設の復旧・復興
		5.2 文化の復興 (1)祭事・芸能の復興と継承 (2)文化施設・文化財の復興

第4章 復興手順

1. 復興本部事務局

1.1 復興計画の策定

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1) 復興体制の整備	①復興本部の設置	●	→			
	②復興本部の推進体制の検討		●	→		
	③復興本部会議の運営		●	→	→	→
(2) 復興計画の策定	①情報収集	●	→	→		
	②庁内会議の実施		●	→		
	③復興計画（案）の作成		●	→		
	④有識者会議・検討委員会における協議		●	→		
	⑤町議会および町民の意見収集		●	→	→	
	⑥復興計画の策定		●	→	→	→
(3) 地区復興まちづくり計画の策定	①情報収集		●	→		
	②地区復興まちづくり計画（案）の作成			●	→	
	③住民説明会の開催			●	→	
	④ワークショップの実施			●	→	
	⑤検討会・有識者会議の実施			●	→	
	⑥地区復興まちづくり計画の策定				●	→

■基本方針

南海トラフ地震のような大規模災害からの復興に向け、県復興本部が設置された場合、町は速やかに復興に向けた体制を整備し、東洋町復興本部を設置します。

本町が被災から早期に復興するために、県が示す復興方針に基づき、町は復興計画を策定します。

■課題

- 町職員も被災者となり、人員の不足が想定されるため、国、県、関係機関との連絡調整を行い、機能不全に陥らないよう留意する。
- 復興に時間がかかると町民の町外流出に拍車がかかるため、速やかに復興計画を策定する。
- コンパクトシティ化を図り、町民が生活しやすい魅力あふれるまちづくりを目指す。
- 公共インフラの維持管理費のコストダウンを目指す。
- 災害発生時における正確な被害情報の把握と情報伝達手段の確保、迅速な道路啓開の実施が必要となる。

■到達目標

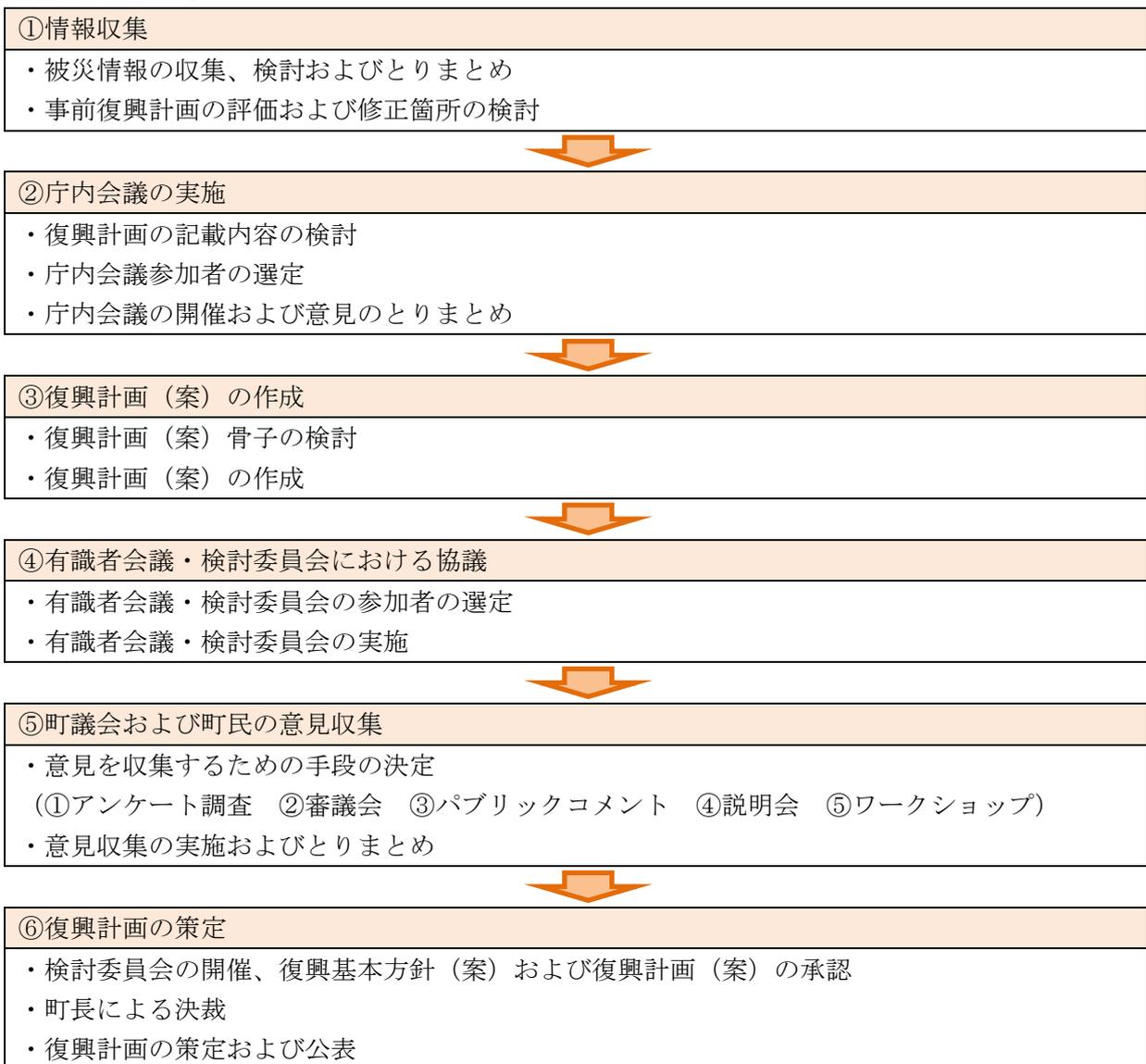
- 復興体制を整備し、復興本部を設置する。
- 復興計画および地区復興まちづくり計画を策定し、災害に強いまちづくりを目指す。

■復興業務手順

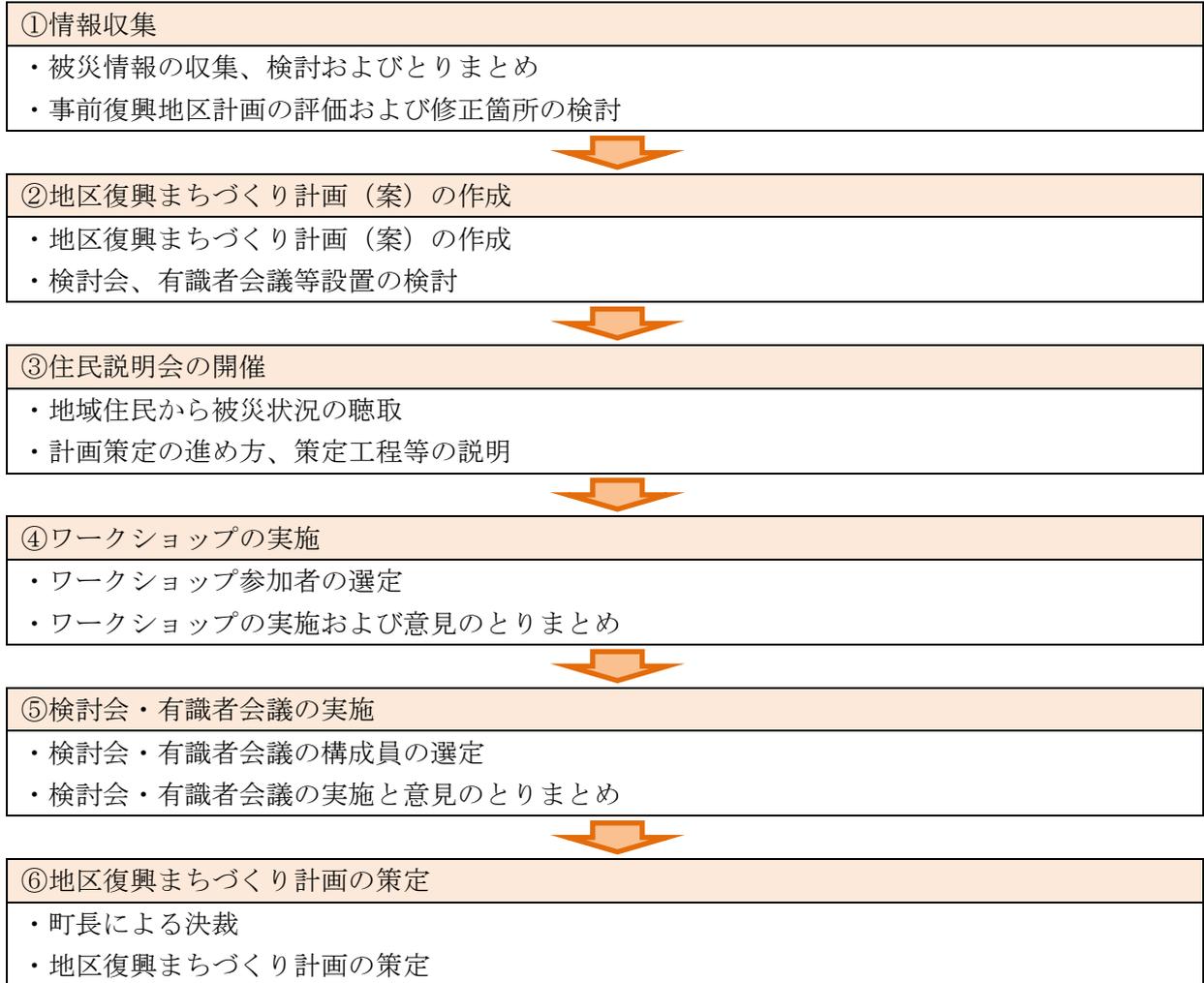
(1) 復興体制の整備



(2) 復興計画の策定



(3) 地区復興まちづくり計画の策定



2. 復興情報部

2.1 災害時の情報発信・広報

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 広報対応体制の整備	① 人員の確保	●————→				
	② 通信手段の確保と使用可否の確認	●————→				
(2) 復興に関する広報	① 情報収集	●————→				
	② 情報の選別・整理・評価	●————→				
	③ 情報共有と広報の実施	●————→				
(3) 町外への情報発信	① 情報発信ルールの明確化	●————→				
	② 町外広報の実施	●————→				

■ 基本方針

被災した町民に対して適切な情報を適宜発信することは、情報の錯綜による混乱の防止や、安全・安心な避難生活につながります。さらに、町の状況を全国に広報することは、ボランティアの協力や物資の支援を得られる効果があるため、メディア等を通じた情報発信が重要となります。

■ 課題

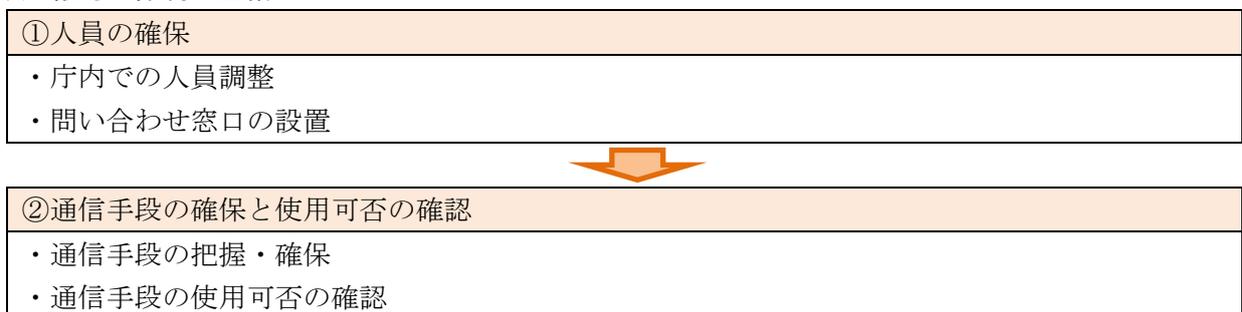
- 災害時には情報が錯綜するため、真偽が不確かなまま情報発信をすることがないように、精査が必要である。
- 災害時には人的、物的資源に限られるため、町外からの支援を得るためにも積極的に情報を発信する必要がある。

■ 到達目標

- 広報対応体制を構築する。
- 町内外に正確な情報を発信する。

■ 復興業務手順

(1) 広報対応体制の整備



(2) 復興に関する広報



②情報の選別・整理・評価
<ul style="list-style-type: none"> ・収集情報の選別・整理 ・情報の真偽および優先順位の評価



③情報共有と広報の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、関係機関、復興本部との情報共有 ・情報の広報の実施

(3) 町外への情報発信

①情報発信ルールの明確化
<ul style="list-style-type: none"> ・町外への情報発信のルールの検討（内容、時期、回数、担当者等）



②町外広報の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・発信内容の決定 ・メディアの選定 ・町外広報の実施

2.2 復興業務の人員確保

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半月後	半年後 ～2年後	2年後～
(1) 庁内人員の調整	①安否確認の実施	●→				
	②復興業務への従事者数の把握	●→	→			
	③復興本部内での調整		●→	→	→	→
(2) 応援職員の確保	①不足人員の把握	●→	→			
	②国、県への職員派遣要請		●→	→	→	→
	③応援職員の受入・配置		●→	→	→	→

■基本方針

災害発生時には町の職員の被災も想定され、さらには通常業務をしながら復興業務にも従事しなければなりません。そのため、当初予定した復興本部体制の人員が不足し、業務を遂行できない可能性があります。業務遂行のため、庁内での人員調整に加え、町外から応援職員を受け入れることも必要となります。

■課題

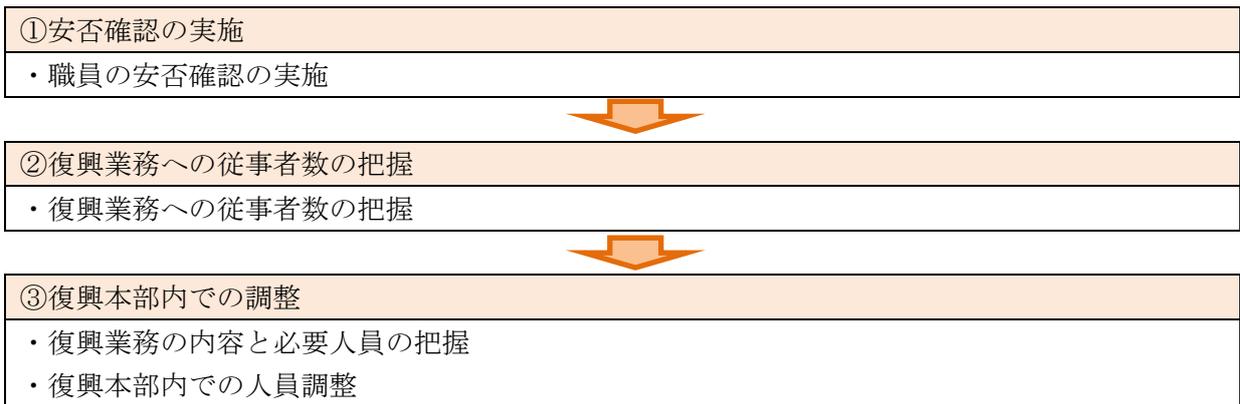
- 被災者でありながら復興業務を遂行する職員もいるため、負担がかかりすぎないように注意する。
- 不足する人員を早期に把握し、速やかに国、県へ派遣要請をする。

■到達目標

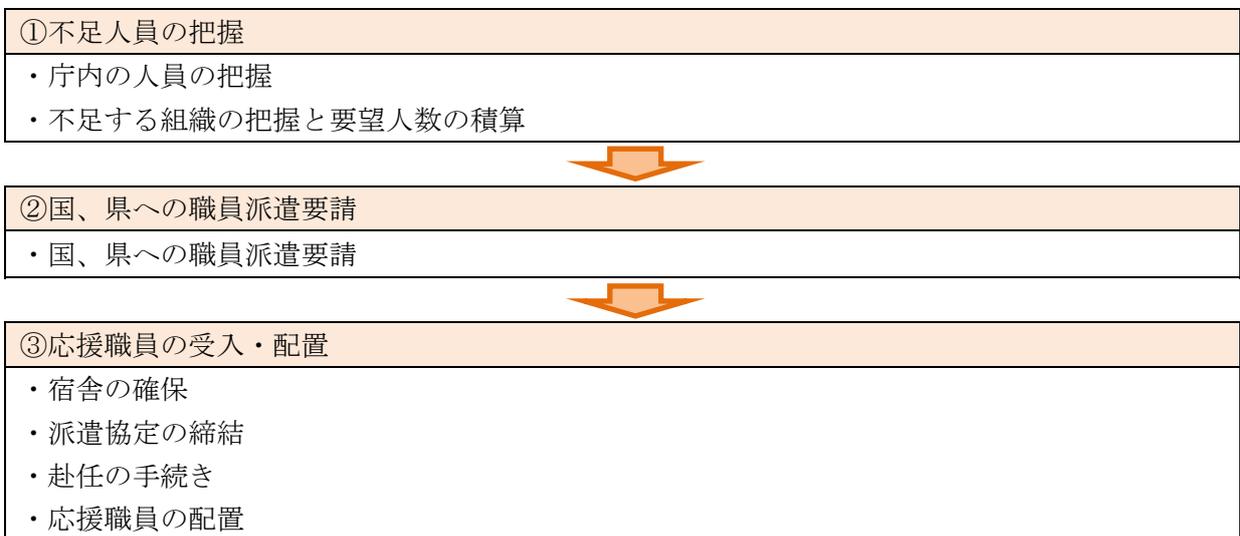
- 人員の早期確保により、復興業務を滞りなく遂行できる体制を構築する。

■復興業務手順

(1) 庁内人員の調整



(2) 応援職員の確保



2.3 財政面の措置

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1) 予算の編成	①情報収集	●	→			
	②予算編成の方針検討	●	→	→	→	→
	③予算の編成	●	→	→	→	→
(2) 財源の確保	①各種制度の活用	●	→	→	→	→
	②既存基金の活用、基金創設の検討	●	→	→	→	→
	③国、県への要請	●	→	→	→	→
(3) 納税緩和措置の広報	①国税局・県税務課との協議	●	→			
	②町民への広報		●	→	→	→

■基本方針

災害発生後の速やかな復旧・復興に向け、財源需要の見込額を把握し、予算編成を行います。国、県の復興事業を活用し、財源の確保を目指します。被災者は経済面で厳しい状況となるため、納税緩和措置に関する広報を行います。

■課題

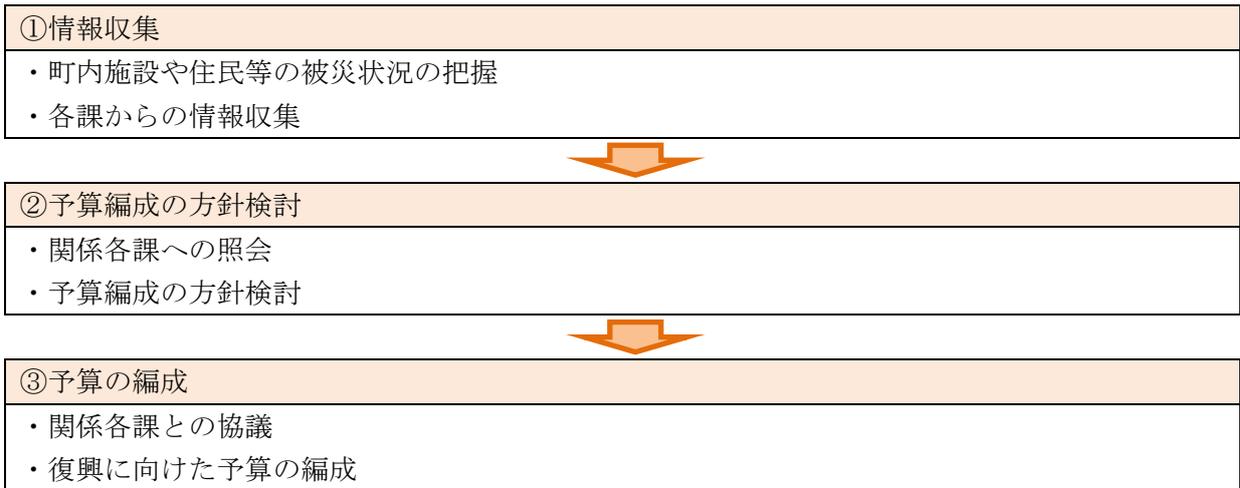
- 財源不足による復興事業の停滞が起らないよう、国、県との調整を行う。
- 被災者が経済的に自立できるよう、納税緩和措置の広報を実施する。

■到達目標

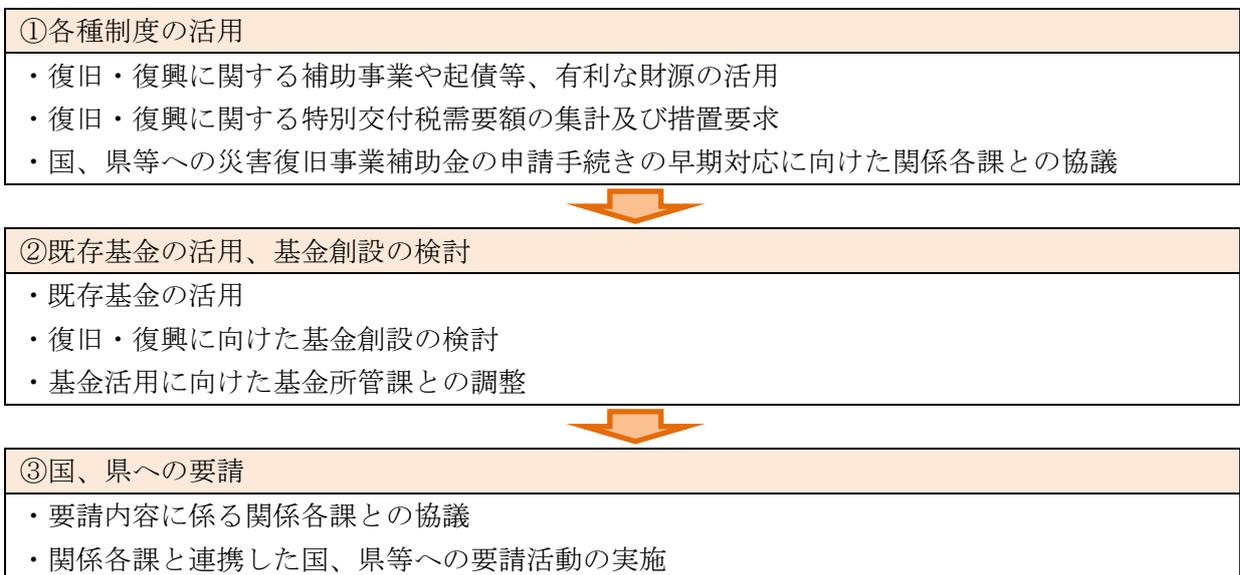
- 復興事業を活用し、復興に向けた予算を編成する。
- 被災者が経済的に自立する。

■復興業務手順

(1) 予算の編成



(2) 財源の確保



(3) 納税緩和措置の広報



②町民への広報
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議 ・納税緩和措置の町民への広報 ・相談窓口での対応

2.4 被災者への財政的支援

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～	
(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	①事前準備	●————→					
	②災害弔慰金・災害障害見舞金等の広報	●————→					
	③災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	●————→					
(2) 災害援護資金等の貸付	①事前準備	●————→					
	②災害援護資金等の広報	●————→					
	③災害援護資金等の支給	●————→					

■基本方針

南海トラフ地震により家族、住家や家財を失い、生活に困窮する被災者が多数発生することが想定されます。そのような町民に、災害弔慰金・災害障害見舞金・義援金・被災者生活再建支援制度等による支給や災害援護資金の貸付、自立支援事業等により生活再建に向けた支援を行います。

■課題

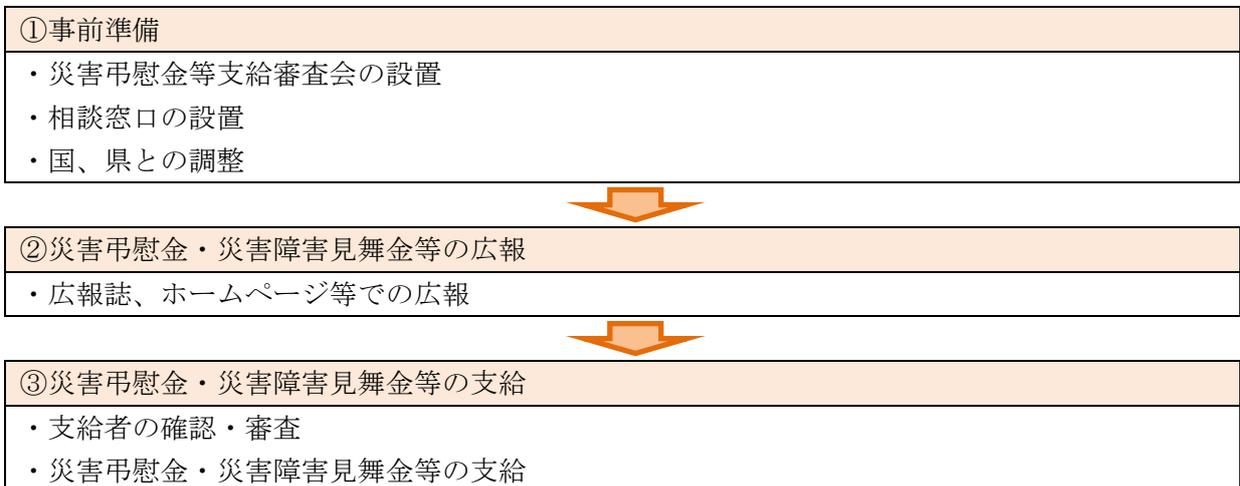
- 支給対象者への情報が十分に伝わらず、支援を必要とする被災者に支援が行き届かない。
- 被災者が他の自治体へ離散し、必要な支援が行き届かない。
- 住居の被害認定が遅れた場合には、被災者への支援が滞り、再建が進まない。

■到達目標

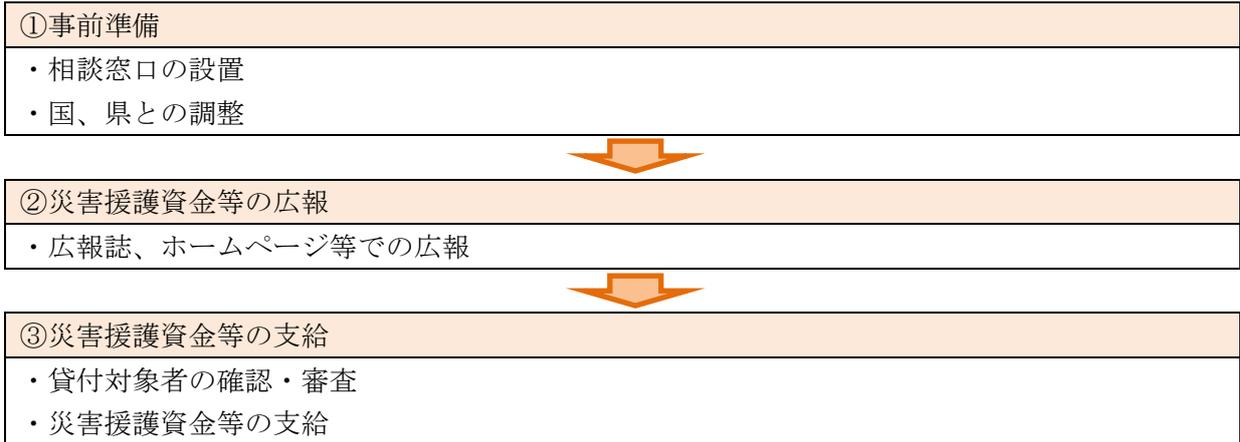
- 行政の財政的な支援により、被災者の自立再建につながる。

■復興業務手順

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給



(2) 災害援護資金等の貸付



3. 住民復興部

3.1 雇用・就業対策

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 町内企業の雇用促進	①情報収集	●	→	→	→	→
	②雇用支援の方向性の検討		●	→	→	→
	③企業支援の実施			●	→	→
(2) 求職者への就業対策	①情報収集	●	→	→	→	→
	②就業対策の方向性の検討		●	→	→	→
	③就業希望者への情報提供			●	→	→

■基本方針

大規模災害が発生した場合、経済活動の低迷による失職者の発生と、避難者の町外流出による働き手不足が想定されます。このような不安定な状況下では、町が雇用・就業促進の支援に取り組み、町民の経済的自立および町内企業の雇用安定化を図る必要があります。また、職業紹介は安芸公共職業安定所が担っているので、町は求職者からの問い合わせに対し情報提供を行います。

■課題

- 町内企業の雇用状況を把握し、人手不足を解消する。
- 求職者に情報提供を行い、町内に定住する。

■到達目標

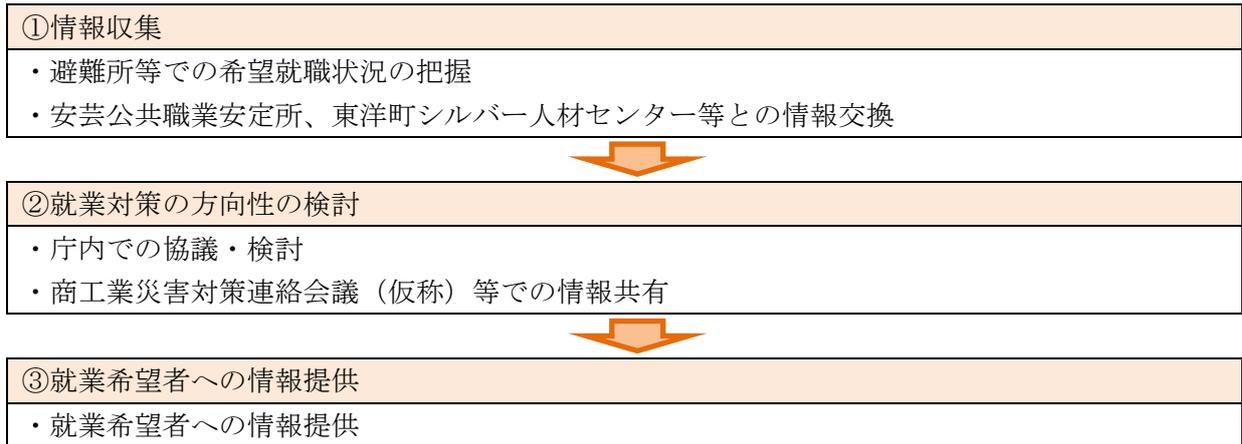
- 町内企業が経済活動を再開するために、従業員を安定的に雇用する。
- 求職者が町内で就業し、定住する。

■復興業務手順

(1) 町内企業の雇用促進



(2) 求職者への就業対策



3.2 保健・医療の確保

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 健康維持・増進と心のケア	①情報収集と健康相談	●————→				
	②職種横断的な情報の共有	●————→				
	③健康相談の継続				●————→	
(2) 医療施設の復旧・復興	①情報収集	●————→				
	②必要物資・人員の確保	●————→				
	③医療施設の復旧支援			●————→		

■基本方針

被災者の多くが長期間の避難生活や応急仮設住宅での生活を余儀なくされているため、環境の激変とストレスにより、心身の健康に影響が出るおそれがあります。過去の災害でも、震災関連死が大きな問題となっており、被災者の健康状態を継続してフォローすることは重要でした。また、町内の医療機関である寿美医院、野根診療所、東洋歯科クリニックは地域医療を担っており、早期復旧の支援をします。

■課題

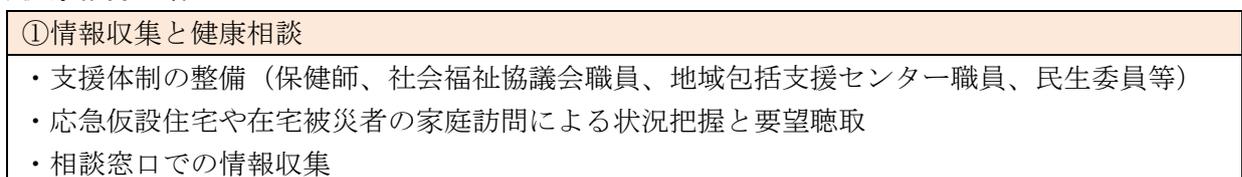
○医療は多くの職種が関わるため、横断的に連携できる体制を構築する。

■到達目標

- 被災者の健康状態を継続的にフォローし、震災関連死ゼロを目指す。
- 町内医療機関の復旧を支援する。

■復興業務手順

(1) 健康維持・増進と心のケア



②職種横断的な情報の共有
<ul style="list-style-type: none"> ・医療チームの支援体制の構築 ・職種横断的な情報共有 ・保健活動計画の策定



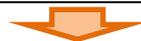
③健康相談の継続
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問の継続・支援 ・相談窓口対応の継続

(2) 医療施設の復旧・復興

①情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の被災状況、物資の充足状況、医療従事者の安否状況の把握 ・施設管理者との医療体制に関する協議



②必要物資・人員の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・県への被災状況報告 ・医療再開のための必要物資・人員の県への要望 ・物資・人員の確保



③医療施設の復旧支援
<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の復旧支援

3.3 福祉サービスの確保

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1) 福祉サービスの提供支援	①情報収集・情報提供	●	→			
	②申請手続きの実施	●	→	→	→	→
	③支援の開始	●	→	→	→	→
(2) 福祉施設の復興支援	①情報収集	●	→			
	②関係者との協議	●	→			
	③支援策の実施	●	→	→	→	→
(3) 要保護児童の支援	①情報収集	●	→			
	②多機関連携による支援	●	→	→	→	→
(4) 生活困窮者の支援	①情報収集・情報提供	●	→			
	②申請手続きの実施		●	→	→	→
	③支援の開始		●	→	→	→
	④支援の継続		●	→	→	→

■基本方針

本町の高齢化率は50.9%（令和2年国勢調査）と右肩上がりに推移しており、それに伴い要介護・要支援認定者数、身体障害者手帳交付者数も増加傾向となっています。災害による福祉支援の必要な町民の増加も想定されるため、福祉サービスの早期再開と継続的な支援が重要です。

■課題

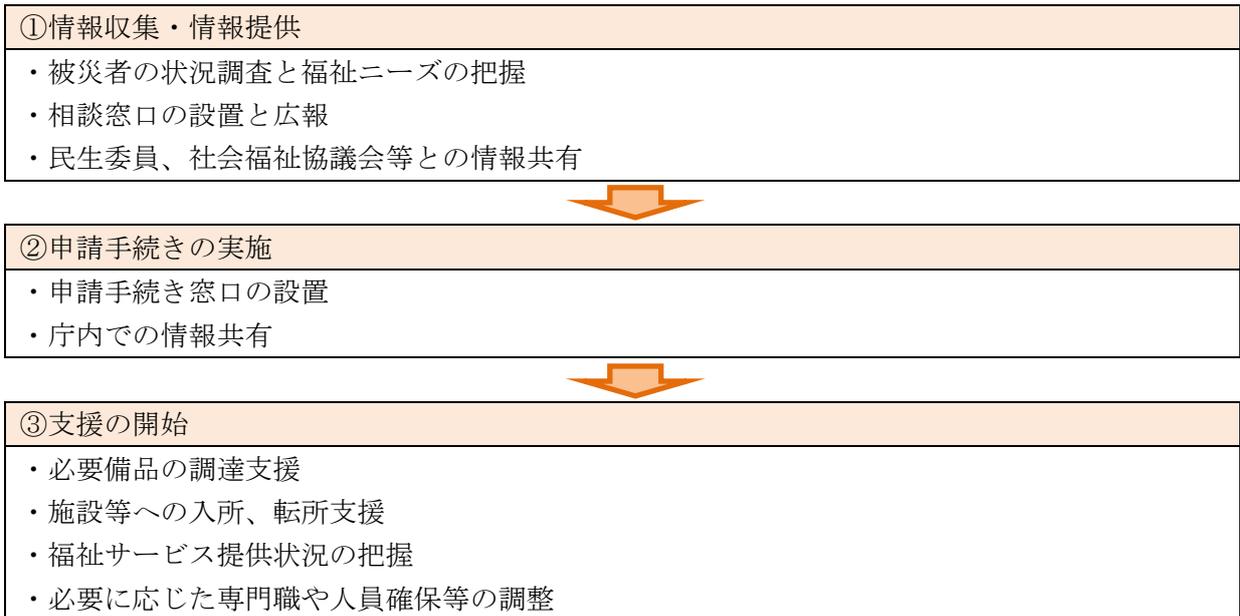
- 福祉サービスを支援するための体制を確保する。
- 福祉関連施設の復旧を支援する。
- 各種福祉関連団体との連携を強化する。

■到達目標

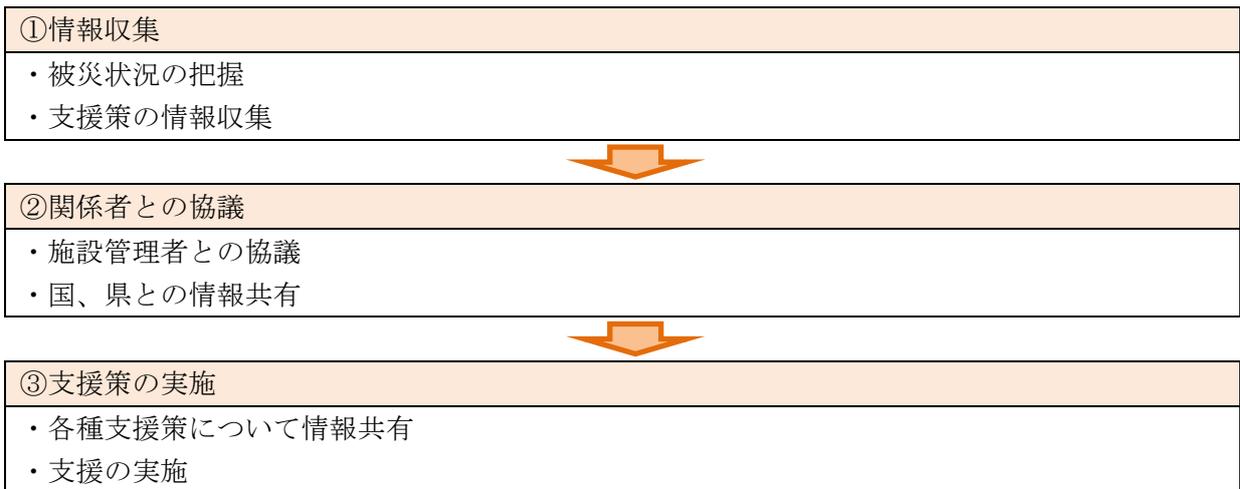
- 福祉支援を必要とする町民がサービスを受けられる環境を整備する。
- 被災した福祉サービス提供施設を復旧させる。

■復興業務手順

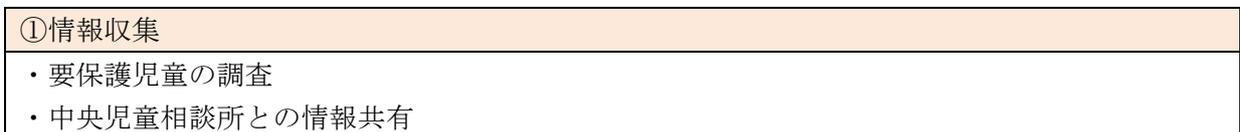
(1) 福祉サービスの提供支援



(2) 福祉施設の復興支援



(3) 要保護児童の支援



②多機関連携による支援
・中央児童相談所との連携・支援

(4) 生活困窮者の支援

①情報収集・情報提供
・被災者の状況調査 ・相談窓口の設置と広報 ・社会福祉協議会等の関係機関との連携



②申請手続きの実施
・申請手続き窓口の設置 ・書類作成の補助



③支援の開始
・ケースワーカーによる戸別訪問等を通じた支援の開始



④支援の継続
・ケースワーカーによる戸別訪問等を通じた支援の継続

3.4 保育サービスの確保

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1) 保育施設の復興	①情報収集	●	→			
	②復興に向けた方針の検討		●	→		
	③再建修理計画の作成		●	→		
	④保育園の修理・再建			●	→	
(2) 被災園児の支援	①情報収集	●	→			
	②転園等の必要性の把握		●	→		
	③被災園児の支援		●	→	→	→

■基本方針

本町には、甲浦保育園と銀杏保育園の町立保育園があり、最大クラスの南海トラフ地震発生時には、いずれの保育園も津波の浸水が想定されています。津波が襲来しない場合でも、地震による揺れで被害を受ける可能性があります。発災後は速やかに被災状況を把握し、再開や継続の方向性を決定し、地域の保育制度の維持に努めます。

■課題

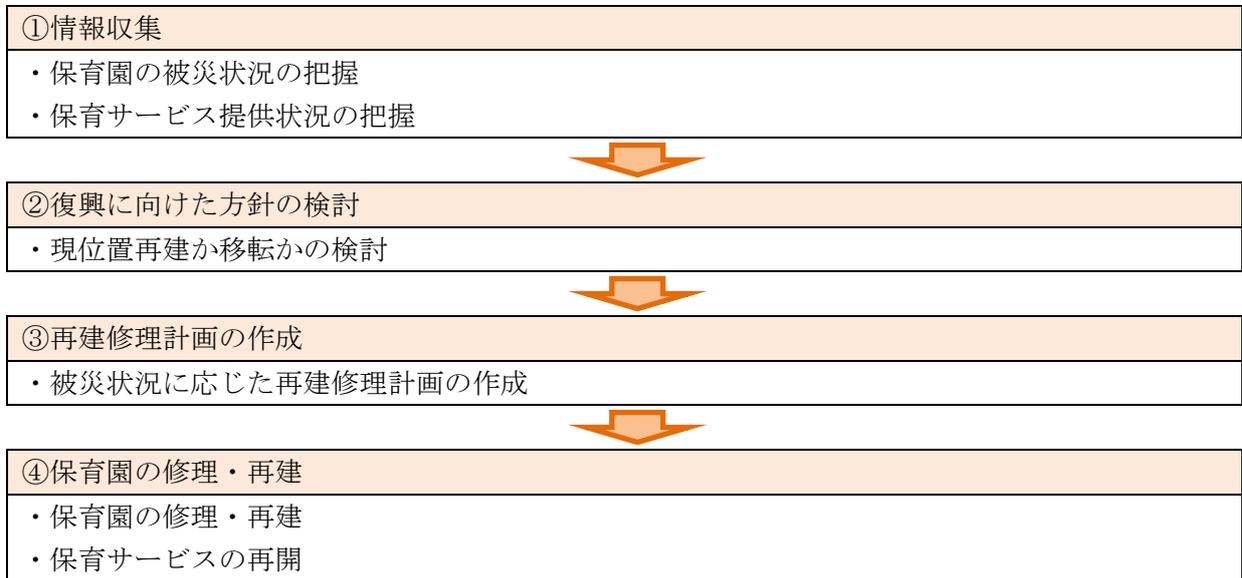
- 津波浸水が想定されているため、事前の移転を含めて、安全を考慮する必要がある。
- 震災後には園児が精神的に不安定になることも想定されるため、心のケアに努める。
- 園児の心のケアができる教員を育成する。

■到達目標

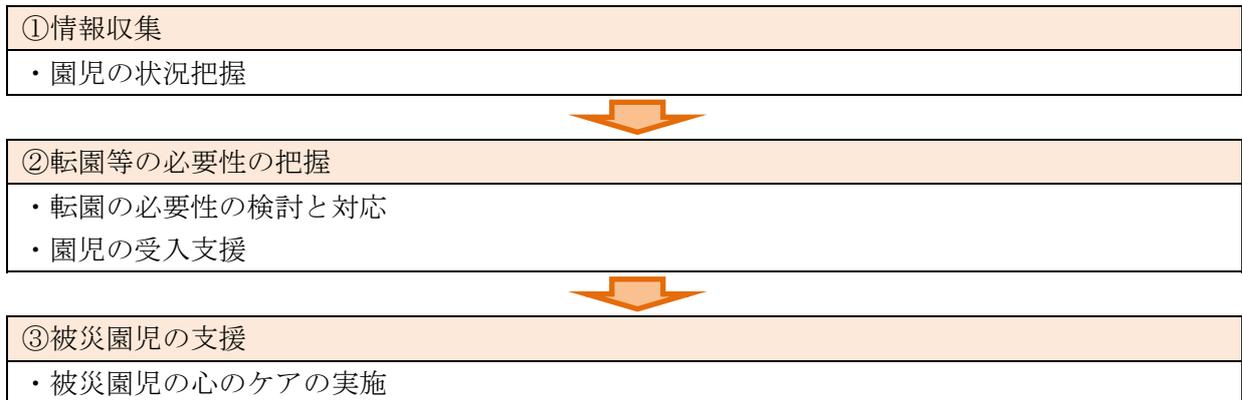
○被災後、速やかに保育園を再開し、地域の保育制度を回復させる。

■復興業務手順

(1) 保育施設の復興



(2) 被災園児の支援



3.5 地域コミュニティの強化・再生

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1) 地域活動団体（ボランティア等）への支援	①情報収集	→				
	②地域活動団体への支援策の検討	→				
(2) 地域コミュニティの再構築支援	①情報収集	→				
	②支援の方向性の検討			→		
	③コミュニティ構築の支援				→	

■基本方針

地震や津波により自宅が被災した町民は避難所へ避難し、時間の経過とともに応急仮設住宅を経て、災害公営住宅等の恒久住宅へ入居することになります。一方で、住民が離散することで、従来のコミュニティが分散するため、避難者の孤立が問題となります。外部から支援することにより、新たなコミュニティの構築や従来のコミュニティの再構築を目指します。

■課題

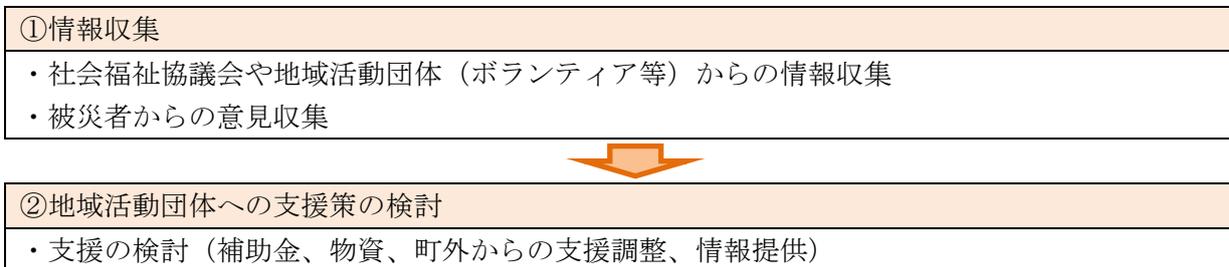
○避難所や仮設住宅等へ入居した被災者の孤立を防ぐ。

■到達目標

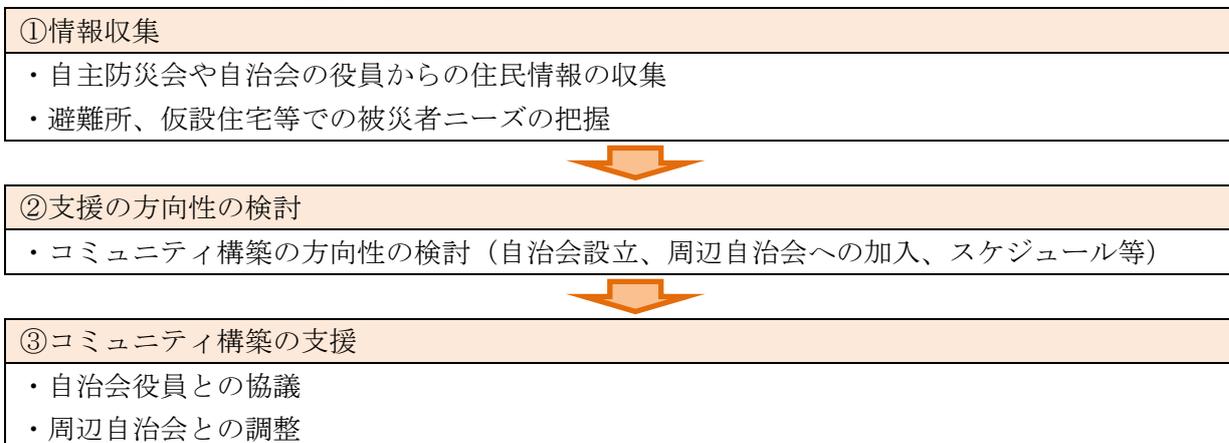
○地域のコミュニティを再構築し、被災者が安心して生活を送ることのできる環境をつくる。

■復興業務手順

(1) 地域活動団体（ボランティア等）への支援



(2) 地域コミュニティの再構築支援



3.6 災害廃棄物処理

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 災害廃棄物処理計画の策定	①災害廃棄物処理の方針決定	●	→			
	②協力・支援体制の構築	●	→			
	③災害廃棄物処理計画の策定		●	→		
(2) 災害廃棄物の処理	①協力・支援体制の構築		●	→		
	②災害廃棄物に関する広報の実施		●	→		
	③協力・支援体制の構築		●	→	→	→
	④災害廃棄物の搬入出		●	→	→	→
	⑤災害廃棄物の処理		●	→	→	→
(3) し尿処理	①仮設トイレの設置	●	→	→	→	
	②し尿回収・処理	●	→	→	→	→

■基本方針

南海トラフ地震が発生した場合、安芸広域ブロックにおいてL2のケースでは約290万トンの災害廃棄物が発生すると予測されています。災害廃棄物の発生は復興の妨げになるため、他市町村、県、事業者等と協力関係を築きながらその処理にあたります。

■課題

- 災害廃棄物の仮置場および処理のための資機材や人材を確保する。
- 町単独では完結しないため、安芸広域ブロック、県との協力関係を築く。

■到達目標

- L1地震では3年以内の災害廃棄物処理を目指す。
- L2地震では3年以内での災害廃棄物処理の完了は困難と予想されるが、可能な限り早急に進める。

■復興業務手順

(1) 災害廃棄物処理計画の策定



(2) 災害廃棄物の処理

① 協力・支援体制の構築

- ・ 災害廃棄物仮置場の被災状況の把握
- ・ 人員・資機材の確保
- ・ 災害廃棄物運搬体制の確立
- ・ 災害廃棄物処理体制の確立



② 災害廃棄物に関する広報の実施

- ・ 災害廃棄物の処理に関する広報の実施
- ・ 相談・苦情窓口の設置



③ 協力・支援体制の構築

- ・ 民間事業者との連携・調整（必要に応じて町外業者も調整）
- ・ 近隣市町村との協力・支援体制の構築



④ 災害廃棄物の搬入出

- ・ 災害廃棄物仮置場への災害廃棄物の受入
- ・ 最終処分場への運搬



⑤ 災害廃棄物の処理

- ・ 災害廃棄物の処理
- ・ 廃棄容量の不足について協力の要請

(3) し尿処理

① 仮設トイレの設置

- ・ 避難所情報の収集
- ・ 仮設トイレの設置（50人あたり1基）



② し尿回収・処理

- ・ し尿処理施設の被災状況、収集運搬体制の状況を把握
- ・ し尿の発生状況の把握
- ・ し尿の回収とし尿処理施設への運搬

4. 産業建設復興部

4.1 復興まちづくりの条件整備

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 復興まちづくりの事業執行	①情報収集	●	→			
	②建築制限の実施		●	→	→	
	③土地利用の検討		●	→	→	
	④予算手続き			●	→	
	⑤事業執行				●	→
(2) 災害危険区域等の設定	①情報収集	●	→	→		
	②災害危険区域の指定				●	→
	③災害危険区域の公表等				●	→

■基本方針

南海トラフ地震により甚大な被害を受けた市街地は、復興まちづくりのあり方を問われることとなります。土地利用が決定する前にみだりに建築がなされないよう、第一次建築制限区域、第二次建築制限区域、災害危険区域等を指定します。土地利用計画は、住民の生活、住宅及び産業等の復興まちづくりの根幹となるため、住民との連携や調整に留意します。

■課題

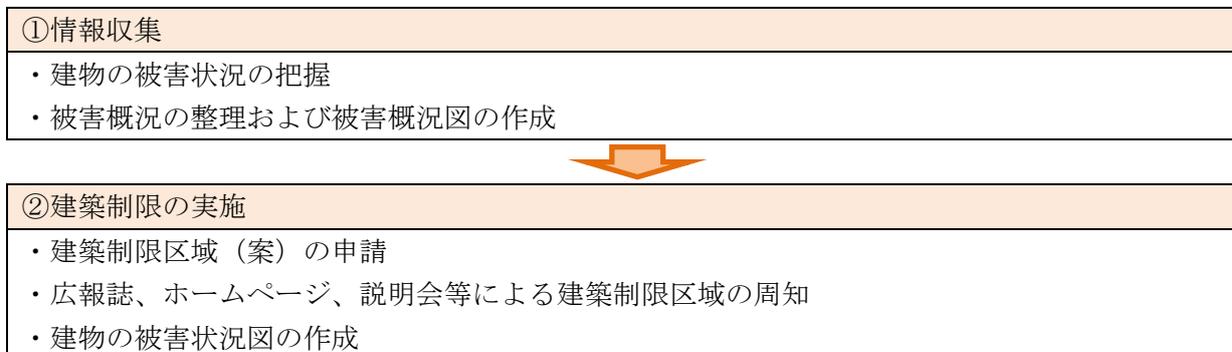
- 復興事業に支障のある建築がされないよう、速やかに建築制限を実施する。
- 復興に向けた土地利用を検討し、法手続き、予算手続き、現況調査測量や用地調査等を進める。
- 各段階における各種手続きに加え、地域住民・権利者との合意形成等の調整が必要となるため、国、県、関係機関との情報共有を図りながら業務を進める。

■到達目標

- 関係各課と連携して各種復興事業を遂行し、安全・安心な市街地整備を進める。
- 指定された災害危険区域等を住民に周知する。

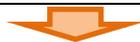
■復興業務手順

(1) 復興まちづくりの事業執行



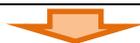
③土地利用の検討

- ・都市計画法、建築基準法、土地区画整理法等の関連法の情報収集
- ・国、県の方針及び各種支援事業の情報収集
- ・土地利用及び復興パターンの検討
- ・各事業の許認可等に関する手続きおよび調整



④予算手続き

- ・各事業の計画申請
- ・予算要望の手続き・調整



⑤事業執行

- ・地元との合意形成、施設管理者との調整
- ・他工事との工程調整

(2) 災害危険区域等の設定

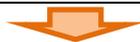
①情報収集

- ・被災箇所の調査
- ・被害状況のとりまとめ
- ・災害指定区域（案）の県への報告



②災害危険区域の指定

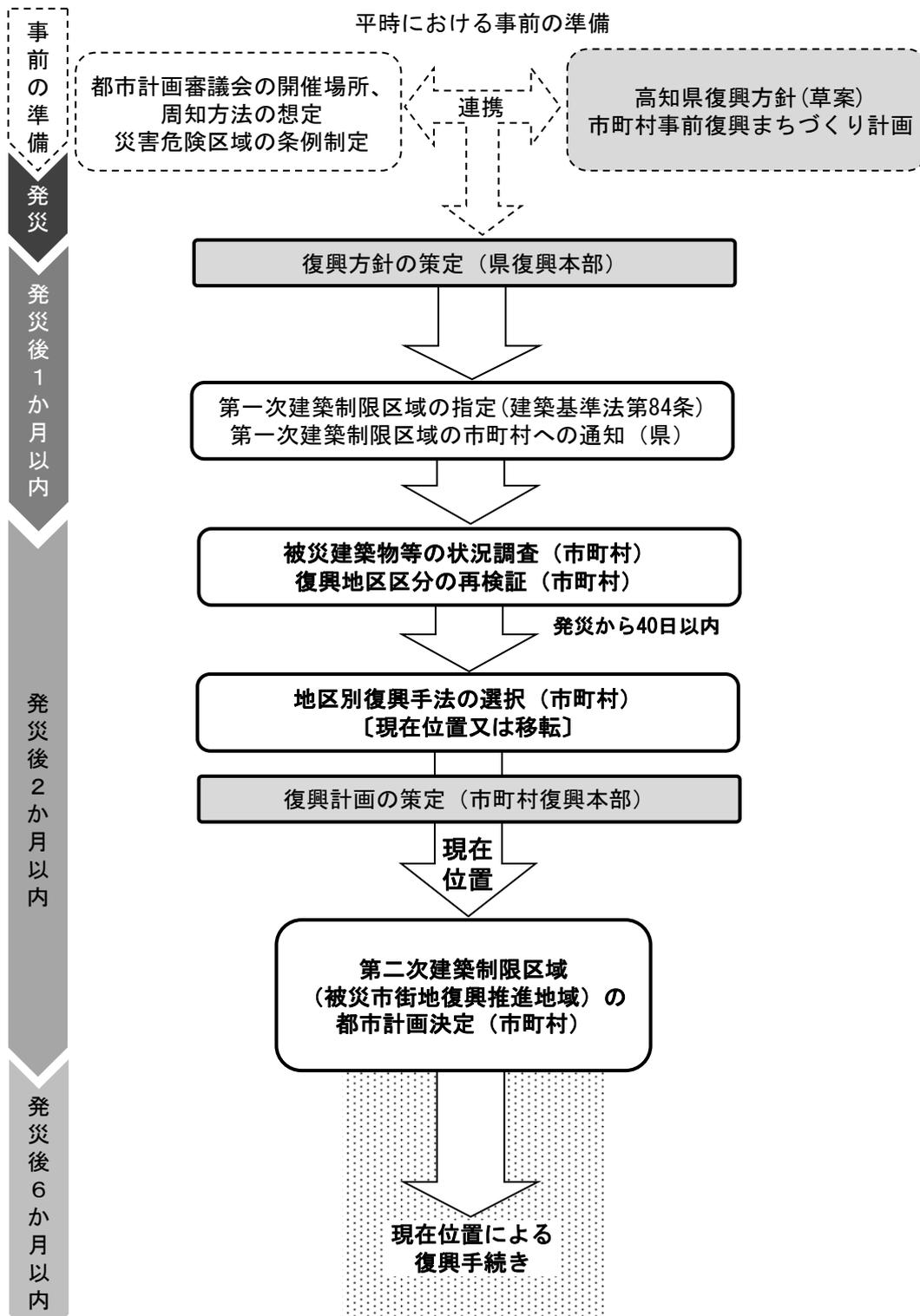
- ・災害危険区域に関する条例の制定
- ・災害危険区域の指定



③災害危険区域の公表等

- ・広報誌、ホームページ、説明会等による災害危険区域等の周知
- ・移転による復興手続きの実施

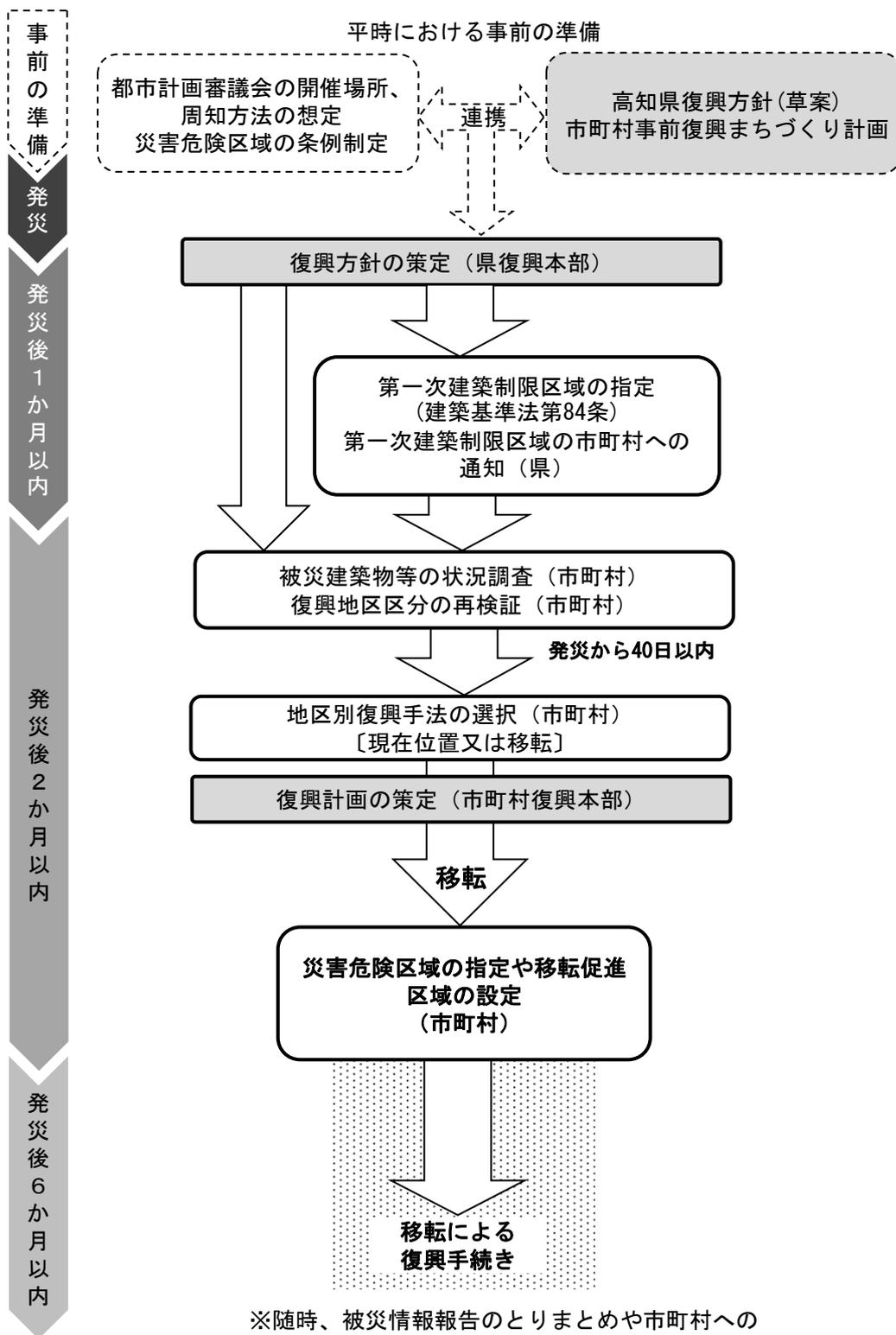
【現在位置による復興手続きのフロー】



※随時、被災情報報告のとりまとめや市町村への助言・支援、国・県・市町村間の連絡調整を図る

破線 事前の取組 都市計画部署以外の所管部署

【移転による復興手続きのフロー】



出典：高知県大規模災害復興都市計画手引書【被災後の手続き編】、一部改変（令和6年8月）

4.2 安全・安心な公共施設の整備

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 被災土木公共施設の復旧	①情報収集	●	→			
	②復旧の方向性の検討		●	→		
	③庁内調整		●	→	→	
	④復旧計画の作成		●	→	→	
	⑤復旧工事の実施			●	→	→
(2) 国道・県道、海岸保全施設等に対する要望	①情報収集	●	→	→		
	②国、県の対応方針の確認		●	→	→	→
	③国、県との協議			●	→	→
(3) 公共交通の復旧	①情報収集	●	→			
	②復旧の方向性の検討		●	→		
	③交通事業者への支援			●	→	→

■基本方針

南海トラフ地震が発生した場合には、最大震度7の揺れや防潮堤を大きく超える津波によって、甚大な被害が生じる可能性があります。被災後には、破壊された土木施設を早期復旧させることに加え、町民を守るための新たな施設整備が必要となるため、国、県と密に連絡を取りながら、復興事業を活用して、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

■課題

- 国、県との調整をしながら町民からの要望もふまえて、復興後のまちの形を考慮する。
- 国道、県道が津波や液状化で被害を受けた場合には、復旧・復興に大きな影響を与えるため、早急に対策を講じる必要がある。
- 海岸保全施設の復旧および建設には、町のイメージが大きく変化する可能性があり、住民も含めて十分に検討する必要がある。
- 町民の足である阿佐海岸鉄道や高知東部交通バスの早期復旧が必要である。

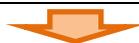
■到達目標

- 被災した公共施設の早期復旧を目指す。
- 災害に強い、安心・安全なまちづくりを目指す。

■復興業務手順

(1) 被災土木公共施設の復旧

①情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握 ・支援制度、事業等に関する情報収集



②復旧の方向性の検討

- ・ 国、県への報告と調整
- ・ 復旧方針の検討
- ・ 復興本部における協議



③庁内調整

- ・ 土木公共施設の復旧計画（案）の庁内調整
- ・ 復興事業の検討
- ・ 国、県との調整



④復旧計画の作成

- ・ 復旧計画の作成



⑤復旧工事の実施

- ・ 復旧工事の実施

(2) 国道、県道、海岸保全施設等に対する要望

①情報収集

- ・ 国、県が管理する施設の被害状況の情報収集
- ・ 必要に応じて現地調査
- ・ 復興本部において要望の検討



②国、県の対応方針の確認

- ・ 国、県の対応方針の確認
- ・ 国、県への要望の提言
- ・ 協議結果を復興本部へ報告



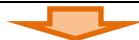
③国、県との協議

- ・ 町からの提言に対する対応方針の確認・検討
- ・ 国、県との協議

(3) 公共交通の復旧

①情報収集

- ・ 被災状況の把握
- ・ 支援制度、事業等に関する情報収集
- ・ 交通事業者や関係機関からの情報収集
- ・ 支援制度、支援事業の情報収集



②復旧の方向性の検討

- ・ 交通事業者や関係機関との協議
- ・ 東洋町の各種計画との整合性の確認
- ・ 支援事業の活用の検討



③交通事業者への支援

- ・公共交通の復旧に対する支援

4.3 簡易水道・下水道等の復旧

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1)簡易水道・下水道等の復旧	①被災状況の把握	●————→				
	②県・日本水道協会との連携	●————→				
	③災害復旧事業の申請		●————→			
	④災害復旧工事の実施		●————→			

■基本方針

本町の簡易水道には、耐震化未実施区間や耐用年数超過の区間があり、南海トラフ地震発生時の被害拡大が想定されています。下水道においては、甲浦地区で特定環境保全公共下水道が整備され、衛生的な環境を確保するためにも早期復旧が重要となっています。簡易水道・下水道施設等は住環境の基本であるため、発災直後から被害状況調査を実施し、速やかに復旧させる必要があります。また、人員の不足による復旧の遅れを防ぐために、県、日本水道協会に対する応援を要請します。簡易水道・下水道施設等の復旧に必要な事業費については、災害復旧事業等を申請します。

■課題

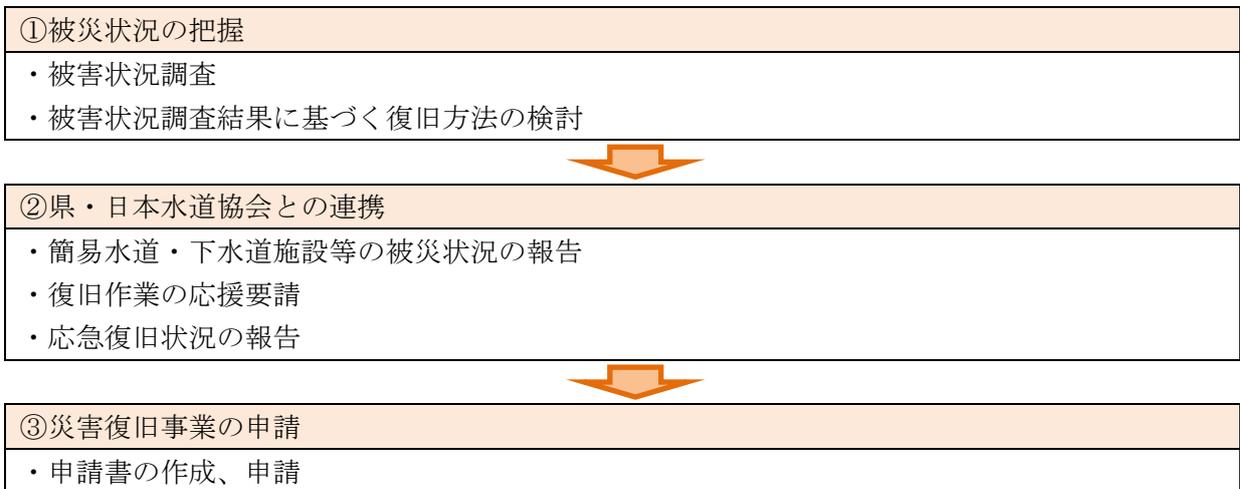
- 南海トラフ地震の発生により、簡易水道・下水道施設等の被災が想定される。
- 水道管等の耐震化未実施区間があり、発災時の被害拡大が想定される。

■到達目標

- 簡易水道・下水道施設等を復旧させ、ライフラインを回復させる。

■復興業務手順

(1)簡易水道・下水道等の復旧



④災害復旧工事の実施

- ・災害復旧工事の実施
- ・県への災害復旧事業の進捗報告

4.4 住宅対策

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1)住宅の応急修理	①判定実施計画書の作成	●→				
	②応急危険度判定の実施	●→	→			
	③応急修理の実施準備		●→	→		
	④応急修理の実施		●→	→		
	⑤応急修理業務の終了		●→	→		
(2)既存住宅の活用	①民間賃貸住宅の借り上げ		●→	→	→	→
	②公共住宅の確保		●→	→	→	→
(3)応急的な住宅の確保	①応急仮設住宅入居の必要戸数の把握	●→	→	→		
	②応急仮設住宅の建設可能用地の把握		●→	→		
	③応急仮設住宅の供給計画の策定		●→	→	→	
	④応急仮設住宅の建設			●→	→	
	⑤入居者の募集と手続き			●→	→	
(4)恒久的な住宅の確保	①災害公営住宅入居の必要戸数の把握		●→	→	→	→
	②災害公営住宅の供給計画の策定			●→	→	
	③災害公営住宅の基本計画の策定				●→	→
	④災害公営住宅の建設				●→	→
	⑤入居者の募集と手続き				●→	→

■基本方針

南海トラフ地震発生時には、揺れや津波による家屋の損壊が予想され、多くの町民が避難所における避難生活を余儀なくされる事態が想定されます。避難所での生活環境はストレスが大きく、災害関連死が引き起こされるリスクもあるため、一日でも早く仮設住宅等へ入居することが必要です。仮設住宅は一時的な仮住まいであり、町外への人口流出にも繋がるため、一日でも早い災害公営住宅の整備を目指します。

■課題

- 被災建築物応急危険度判定士を確保する必要がある。
- 仮設住宅、災害公営住宅等の用地確保が必要となる。
- 精度の高い町民の再建意向把握が必要となる。
- 町外への人口流出を抑制するため、住宅を速やかに確保する必要がある。

■到達目標

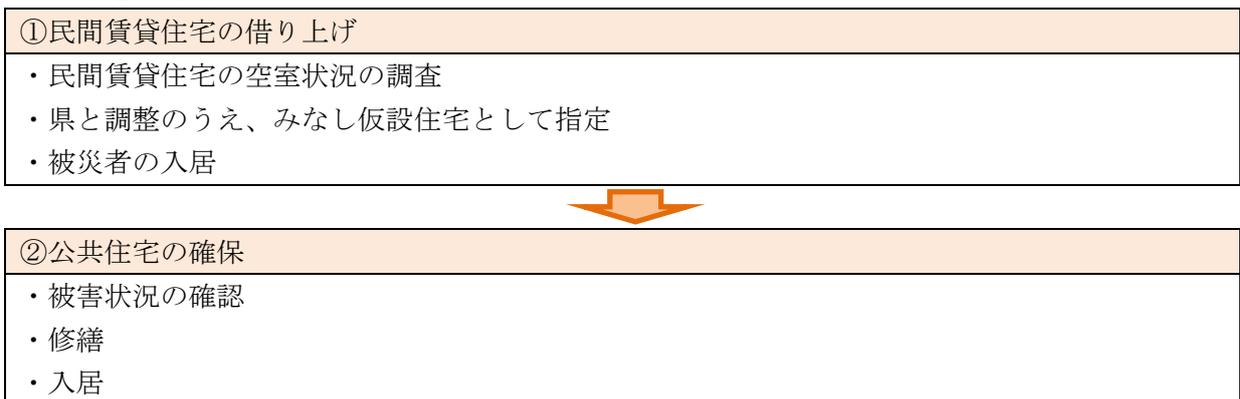
- 県、プレハブ建築協会等の協会関係団体と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する。

■復興業務手順

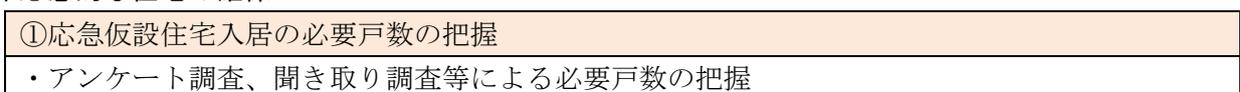
(1)住宅の応急修理



(2)既存住宅の活用



(3)応急的な住宅の確保



② 応急仮設住宅の建設可能用地の把握

- ・ 建設可能用地のリストアップ
- ・ 建設可能用地の被災状況の調査
- ・ 利用が可能な用地の整理
- ・ プレハブ建築協会等の関係団体による建設資機材、労働力の確認



③ 応急仮設住宅の供給計画の策定

- ・ 供給可能な応急仮設住宅の戸数の算出
- ・ 必要戸数および供給可能戸数を踏まえた供給戸数の決定



④ 応急仮設住宅の建設

- ・ 供給計画に基づく応急仮設住宅の建設



⑤ 入居者の募集と手続き

- ・ 入居者の選定基準の作成
- ・ 募集窓口の設置
- ・ 入居者の募集、選定

(4) 恒久的な住宅の確保

① 災害公営住宅入居の必要戸数の把握

- ・ アンケート調査、聞き取り調査等による必要戸数の把握



② 災害公営住宅の供給計画の策定

- ・ 基本方針の設定
- ・ 整備個数の設定
- ・ 用地の選定、確保
- ・ 取組方針の決定



③ 災害公営住宅の基本計画の策定

- ・ 基本方針の設定（関連事業、関係部局との連携）
- ・ 性能水準、共通仕様書の設定
- ・ 構造、工法、発注方式の検討
- ・ 概算事業費の算出



④ 災害公営住宅の建設

- ・ 基本計画に基づく応急仮設住宅の建設



⑤ 入居者の募集と手続き

- ・ 入居条件の設定
- ・ 入居者の募集、選定方法の設定

4.5 農業の復興

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 農地・農業用施設の復旧	①情報収集	●	→	→		
	②復旧・復興の方向性の検討		●	→	→	
	③農業施設の復旧・復興支援			●	→	→
(2) 生産者の再建支援	①情報収集	●	→	→		
	②復旧・復興の方向性の検討		●	→	→	
	③生産者の再建支援			●	→	→

■基本方針

本町の農業は、米作を主体として、ポンカン・小夏などの果樹栽培、なすやトマトの施設園芸ですが、高齢化に伴う後継者不足が問題となっています。南海トラフ地震による被災からの復旧と併せて、農業の合理化、効率化を推進し、魅力ある産地づくりや活力のある後継者の育成を図っていきます。

■課題

- 被災した農業用施設（ため池・水路・揚水機・道路・橋梁等）の被害を早期に回復させる。
- 地震・津波により被害を受けた農地において、がれき撤去や除塩等を実施する。
- 被災を受けた農業関係者が事業再開できるよう、支援策を充実させる。

■到達目標

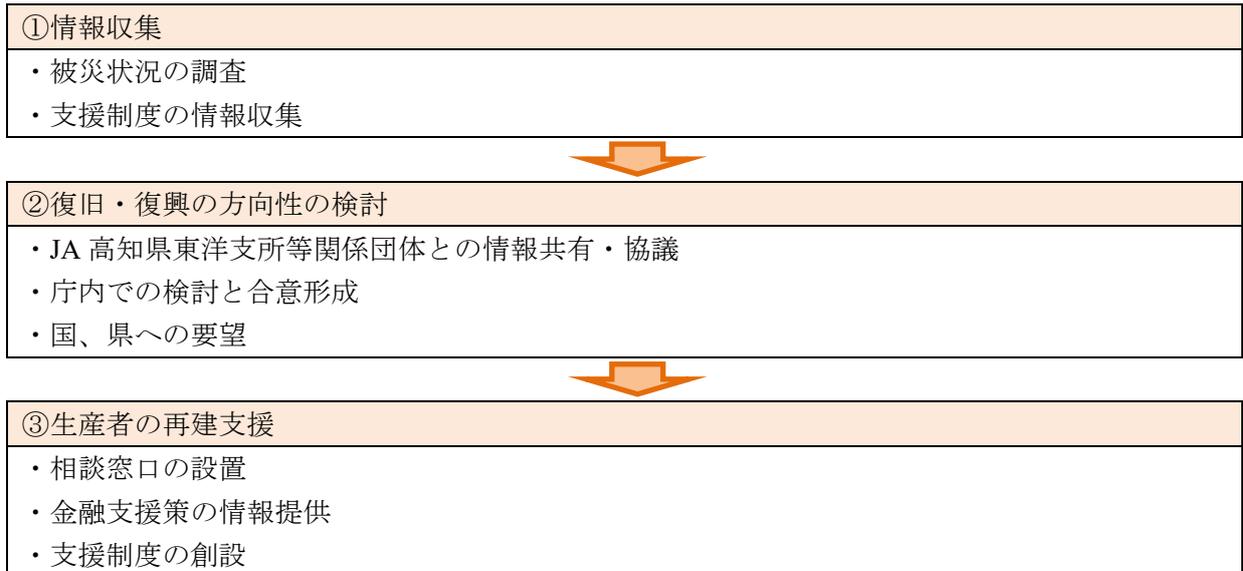
- 農地・農業施設を復旧させる。
- 生産者が事業を再開し、地域の特色を活かした生産性の高い農業を推進する。

■復興業務手順

(1) 農地・農業用施設の復旧

①情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・農業用施設の被災状況の把握 ・ 生産者・JA 高知県東洋支所からの情報収集
↓
②復旧・復興の方向性の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ JA 高知県東洋支所等関係団体との協議 ・ 庁内での協議 ・ 国、県との協議
↓
③農業施設の復旧・復興支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急工事の実施 ・ 災害復旧工事の実施 ・ 生産者等への支援

(2) 生産者の再建支援



4.6 林業の復興

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～	
(1) 森林の復旧・復興	①情報収集	→					
	②復旧・復興の方向性の検討		→				
	③森林の復旧支援			→			

■基本方針

本町は86%が森林地帯となっており、歴史的にも林業が基幹産業のひとつでしたが、採算性の悪化や後継者不足により適正な森林整備が実施されない状況となっています。地震や地すべり等による林道、作業道の被害からの復旧に加え、水源の涵養や自然環境に配慮した森林整備を目指します。

■課題

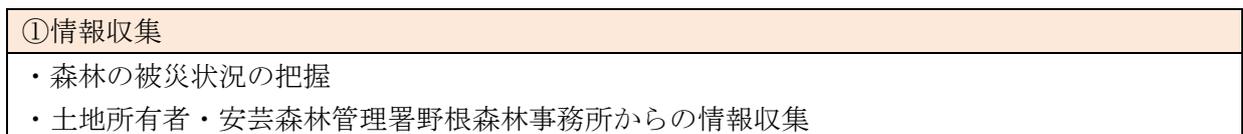
- 地震により被災した林道、作業道を早期に復旧させる。
- 森林所有者の環境を意識した森林保全意識の向上を図る。

■到達目標

- 被災した森林を復旧させる。
- 被災公共施設の復旧や住宅の再建において、地域産材の利用を促進する。

■復興業務手順

(1) 森林の復旧・復興



②復旧・復興の方向性の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・安芸森林管理署野根森林事務所等関係団体との協議 ・庁内での協議 ・国、県との協議 ・支援策の検討



③森林の復旧支援
<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者への支援 ・復旧工事の実施

4.7 水産業の復興

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1) 港湾、漁港の復旧	①情報収集	●	→			
	②復旧の方向性の検討		●	→		
	③災害復旧工事の実施			●	→	
(2) 漁業関連従事者の再建支援	①情報収集	●	→			
	②復旧・復興の方向性の検討		●	→		
	③漁業関連従事者の再建支援			●	→	
(3) 漁業施設の復旧・復興	①情報収集	●	→			
	②復旧・復興の方向性の検討		●	→		
	③漁業施設の復旧・復興支援			●	→	

■基本方針

本町では甲浦港、野根漁港等の整備を推進してきたものの、施設の老朽化や機能性の低下が問題となっています。本町の漁業は、沿岸における一本釣り、延縄、定置網、刺し網漁業が中心となっているものの、就業者数は減少傾向であり、高齢化に伴う後継者不足の解消が課題です。復興に向けては、港湾・漁港の復旧と併せて、施設の近代化や生産効率性の向上を図る必要があります。

■課題

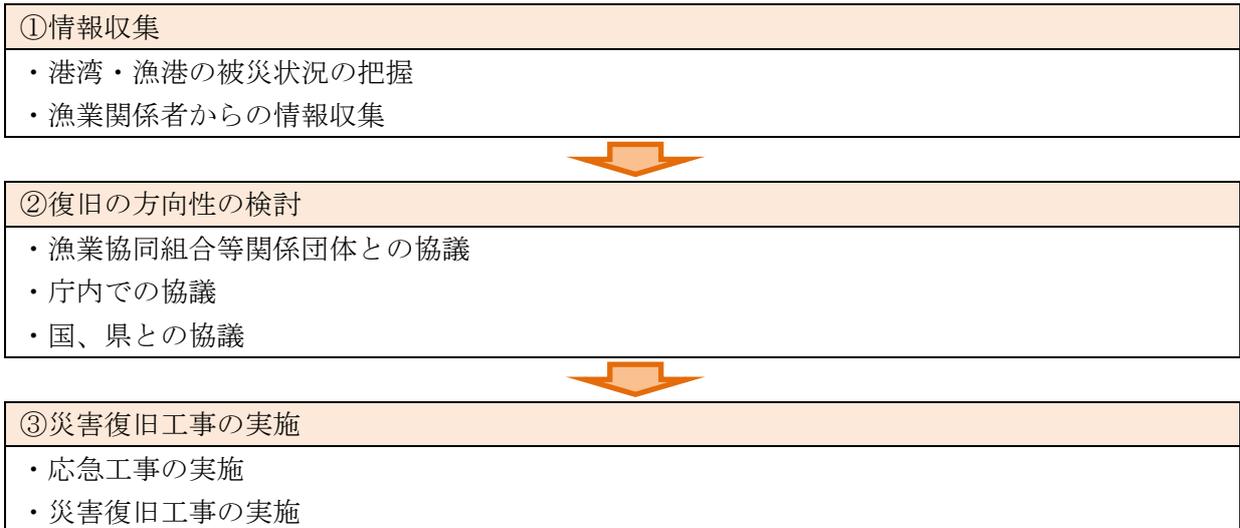
- 就業者数の減少や施設の老朽化が著しいため、施設の近代化や生産効率性の向上を図る。
- 被災を受けた漁業関係者が事業再開できるよう、支援策を充実させる。

■到達目標

- 甲浦港・野根漁港等を復旧する。
- 漁業事業者が事業を再開する。

■復興業務手順

(1) 港湾、漁港の復旧



(2) 漁業関連従事者の再建支援



(3) 漁業施設の復旧・復興



③漁業施設の復旧・復興支援

- ・ 応急復旧対策の検討・実施
- ・ 共同利用施設建設の建設支援

4.8 商工業の復興

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 商工業事業者の復旧・復興支援	①情報収集					
	②復旧・復興の方向性の検討					
	③商工業事業者の復旧・復興支援					

■基本方針

本町の商店は地元需要に応える小規模事業者が中心となっている一方で、道の駅東洋町が地産外商を推進できる商業拠点施設となっています。工業については釣り針製造業、製材業などが主体であり、小規模事業者が中心となっています。商工業事業者の経営の近代化や伝統工業の維持を推進します。

■課題

- 被災を受けた商工業事業者が事業の再開を断念する可能性がある。
- 資金繰りや建築制限に起因して、事業の再開までに時間を要する。

■到達目標

- 事業を再開した商工業事業者が、売り上げの回復と資金繰りの改善を目指す。

■復興業務手順

(1) 商工業事業者の復旧・復興支援



4.9 観光業の復興

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 観光地・観光施設の復旧・復興	①情報収集	●	→	→	→	
	②観光客受入事業者との協議		●	→	→	
	③観光地・観光施設の補修・再建			●	→	→
(2) 観光客等の受入	①事業者の復旧・復興				●	→
	②各種イベントの再開				●	→

■基本方針

本町は、室戸阿南海岸国定公園に指定された風光明媚な海岸部や県下屈指の白浜海水浴場、西日本随一の生見サーフィンビーチ、清流と鮎釣りの野根川等の観光資源があります。スキューバダイビング、フィッシング等のマリンスポーツも盛んであり、道の駅東洋町は鮮魚や農産物を販売する集客の拠点となっています。これらの観光資源を早期に復旧させ、観光客の受け入れを開始します。

■課題

- 地震と津波により被害を受けた観光資源の復旧に時間を要するため、観光客を受け入れられる状態にするためには時間がかかる。
- 現在の宿泊施設の所在地は災害危険区域に指定される可能性があり、宿泊施設の建設用地の確保が必要となる。
- 震災の伝承に関する観光プログラムなど、新たな観光資源を充実させる。
- 町外に住民が流出する可能性があり、観光に従事する人員の確保が必要となる。

■到達目標

- 観光拠点を復旧させ、観光客を受け入れる。
- 観光業への従事者を確保する。

■復興業務手順

(1) 観光地・観光施設の復旧・復興



(2) 観光客等の受入

①事業者の復旧・復興

- ・ 支援策等の広報
- ・ 事業者の復旧・復興



②各種イベントの再開

- ・ イベントの企画・実施
- ・ 町外への広報

5. 教育復興部

5.1 学校教育環境の確保

復興業務	作業内容	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
(1) 児童・生徒の安全確保策の検討	①情報収集	●————→				
	②新たな安全対策の検討		●————→			
	③安全対策の実施			●————→		
(2) 被災した児童・生徒の心のケア	①情報収集	●————→				
	②個別相談体制の確立		●————→			
	③個別相談の実施			●————→		
(3) 被災した児童・生徒の支援	①情報収集	●————→				
	②被災した児童・生徒への支援策の検討		●————→			
	③被災した児童・生徒の支援			●————→		
(4) 学校教育施設の復旧・復興	①情報収集	●————→				
	②授業再開計画の作成		●————→			
	③再開に必要な人員、資材等の確保		●————→			
	④通学手段の確保		●————→			
	⑤学校の再開			●————→		

■基本方針

児童・生徒の学びの場である学校施設の早期再開は重要です。そのためには、学校施設の安全性を確保するとともに、教員、資材等の確保を図る必要があります。また、震災により児童・生徒の心に傷が残り、その後の生活に影響を及ぼす可能性があり、学校施設において心のケアに対応する体制を築くことも必要です。

■課題

- 学校施設および通学路の災害に対する安全性を確保する。
- 生徒・児童への支援ニーズを的確に把握し、スクールカウンセラーによる支援を実施する。
- 児童・生徒が安心して学べる環境を整える。

■到達目標

- 学校施設、通学路の安全性を確保し、児童・生徒が安心して通学できるようにする。
- 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた心のケアを実施する。
- できる限り早急に学校施設的环境を整え、学校を再開する。

■復興業務手順

(1) 児童・生徒の安全確保策の検討

①情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒および教職員の安否確認および避難先、被災状況の調査 ・学校施設、通学路等の安全確保状況の把握



②新たな安全対策の検討

- ・ 新たな避難体制、通学時の安全確保策の検討
- ・ 教育委員会での協議
- ・ 学校施設再建修理計画の策定



③安全対策の実施

- ・ 再建修理計画に基づいた修理等の実施

(2)被災した児童・生徒の心のケア

①情報収集

- ・ 児童・生徒の健康状態の把握
- ・ 支援ニーズの把握



②個別相談体制の確立

- ・ 相談窓口の設置
- ・ スクールカウンセラーの体制構築
- ・ 心のケアに関する研修の実施



③個別相談の実施

- ・ 児童・生徒の心のケアの実施

(3)被災した児童・生徒の支援

①情報収集

- ・ 被災した児童・生徒の支援策の必要性を調査
- ・ 国、県、支援団体等の支援制度の調査
- ・ 県教育委員会からの情報収集



②被災した児童・生徒への支援策の検討

- ・ 各学校からの情報をふまえた支援策の検討



③被災した児童・生徒の支援

- ・ 支援制度の情報発信
- ・ 被災した児童・生徒の支援

(4)学校教育施設の復旧・復興

①情報収集

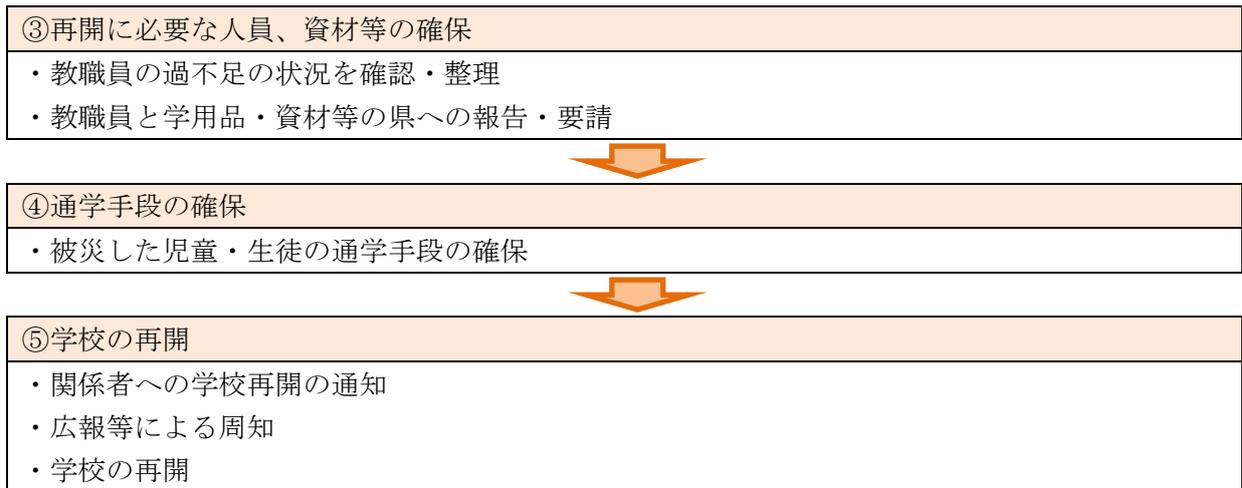
- ・ 学校施設の被災状況の把握
- ・ 情報の整理、関係機関との情報共有・調整



②授業再開計画の作成

- ・ 授業再開計画の作成





5.2 文化の復興

復興業務	作業内容	～半月後	半月後	1ヶ月	半年後	2年後～
			～1ヶ月後	～半年後	～2年後	
(1) 祭事・芸能の復興と継承	①情報収集			●	→	→
	②支援内容の検討			●	→	→
	③祭事・芸能の再開			●	→	→
(2) 文化施設・文化財の復興	①情報収集			●	→	→
	②復旧方法と保存・継承方法の検討			●	→	→
	③復興支援の実施			●	→	→

■基本方針

本町の伝統行事としては、各地の神社を中心として開催される祭りが挙げられ、野根八幡宮祭と春日神社祭の流鏝馬は東洋町の無形民俗文化財にも指定されています。それ以外にも、有形・無形文化財や名勝、天然記念物等の文化財が数多く所在しています。被災したこれらの施設・文化財の被災状況を把握し、復興を支援します。

■課題

- 大規模な被災による住民移転により、伝統行事や文化財等が失われる。
- 祭事の再開には神社の復興がかかせないが、補助金等の行政支援が難しい。

■到達目標

- 東洋町の文化が復興し、後世に継承される。

■復興業務手順

(1) 祭事・芸能の復興と継承

①情報収集
・各地の祭事・芸能の調査 ・国、県、各種団体等の支援制度の情報収集

②支援内容の検討

- ・地域住民との協議
- ・国、県、各種団体との協議



③祭事・芸能の再開

- ・祭事・芸能の支援
- ・祭事・芸能の実施

(2)文化施設・文化財の復興

①情報収集

- ・文化施設・文化財の被災状況の調査
- ・国、県、各種財団等の支援制度の情報収集



②復興方法と保存・継承方法の検討

- ・保存・継承方法の検討
- ・民間所有者との協議
- ・関係機関からのアドバイス



③復興支援の実施

- ・文化施設・文化財の復興支援

第 4 編 參考資料

1. (事例) 東日本大震災 復興交付金 基幹事業 (復興庁、令和2年度をもって当該事業は廃止)

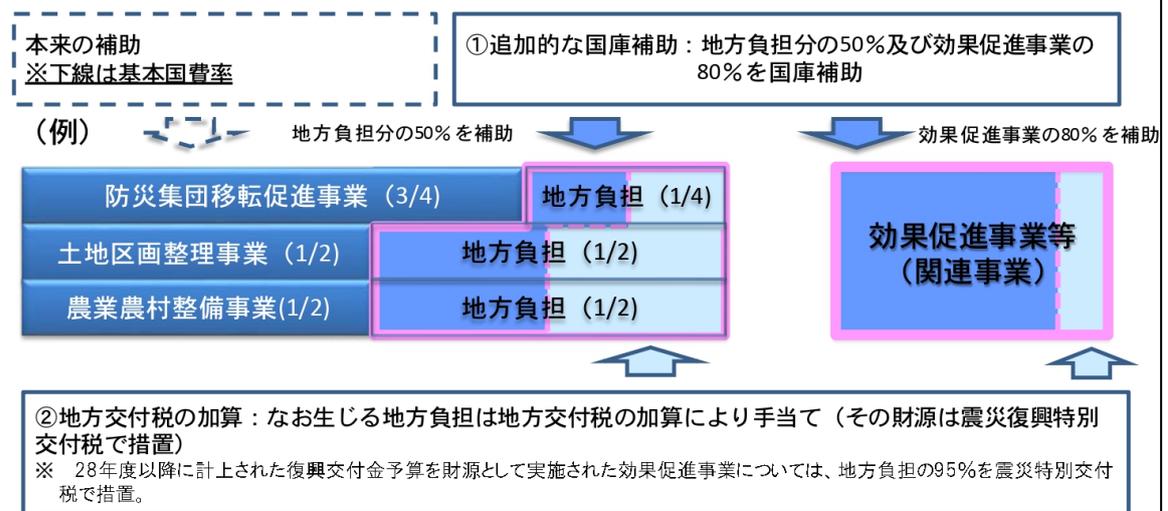
復興交付金 基幹事業

※本リストは復興期間全体を通じた場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		国土交通省	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	D-4	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
厚生労働省		D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
B-1	医療施設耐震化事業	D-6	東日本大震災特別家賃低廉事業
B-2	介護施設復興まちづくり整備事業 〔定期巡回・随時対応サービス〕や〔訪問看護ステーション〕の整備等	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
農林水産省		D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	D-11	優良建築物等整備事業
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
C-5	漁業集落防災機能強化事業 (漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
C-6	漁港施設機能強化事業 (漁港施設用地盤嵩上げ、排水対策等)	D-15	津波復興拠点整備事業
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	D-16	市街地再開発事業
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
		D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
		D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
		D-21	下水道事業
		D-22	都市公園事業
		D-23	防災集団移転促進事業
		環境省	
		E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

本資料中の「基本国費率」と地方負担の軽減について

- 本資料中の「基本国費率」は、基幹事業の本来の補助率を指す。
- 残る地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当。



※基幹事業には、民間事業者等が一部事業費を負担する事業が含まれているが、その際には、民間事業者が負担する額は上記の軽減措置の対象外となる。

A-1. 公立学校施設整備費国庫負担事業 (公立小中学校等の新增築・統合)

事業概要

復興のための地域づくりに必要な、公立義務教育諸学校における新增築事業(学校統合に伴う新增築事業を含む)。

補助対象

- 公立義務教育諸学校(*)の校舎・屋内運動場・寄宿舎の新增築
- 公立小・中学校の統合により必要となる校舎、屋内運動場の新增築
- (* 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小・中学部)

補助要件

対象施設の保有面積が、当該学校の学級数に応じた定められる必要面積(*)を下回っていること等(公立学校施設整備費負担金制度と同様)

* 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」において規定。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

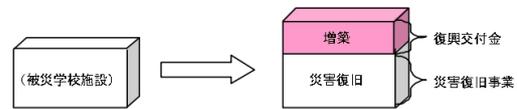
都道府県・市町村

基本国費率

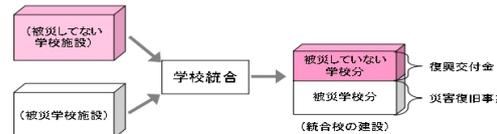
※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国:1/2、地方公共団体:1/2

＜対象となる事業の具体的なイメージ＞

- 被災した学校施設において復旧事業と一体で行う増築
※災害復旧事業の対象とならない部分(被災前の保有面積を超える部分)が対象



- 被災した学校と被災していない学校を統合して新しい学校を整備する事業
※被災していない学校施設に該当する部分が対象



A-2. 学校施設環境改善事業 (公立学校の耐震化等)

事業概要

復興のための地域づくりに必要となる公立学校施設の耐震化、改修事業等。

補助対象

公立学校(*)の校舎・屋内運動場・寄宿舎等の耐震補強、改築、老朽化に伴う改修、非構造部材の耐震化、避難階段や備蓄倉庫の整備等

(* 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校等)

補助要件

- 耐震補強: Is値0.7未満であること等
- 改築: 老朽化等により、構造上危険な状態にあること等
- 老朽化に伴う改修: 建築後20年以上経過していること等(上記を含め、学校施設環境改善交付金と同様)

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

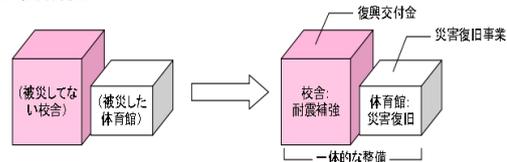
基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

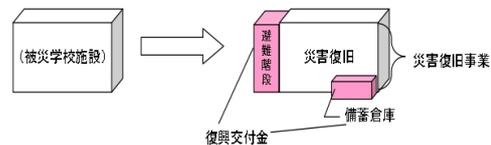
- 耐震補強: 国:1/3(*2/3等)、地方公共団体:2/3(*1/3等)
*Is値0.3未満である場合等
- 改築: 国:1/3(*1/2)、地方公共団体2/3(*1/2)
*Is値0.3未満かつコンクリート強度10N未満である場合等
- 老朽化に伴う改修: 国:1/3、地方公共団体2/3 等

＜対象となる事業の具体的なイメージ＞

- 被災した学校施設の復旧事業と一体的に行う耐震補強



- 被災した学校施設の復旧事業と併行して行う屋上への避難階段や備蓄倉庫等の整備
※避難階段等は、被災前にはなかったものが対象。



A-3. 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

事業概要

被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（幼稚園機能部分）の整備による、幼稚園等の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行うもの。

補助対象・補助要件

認定こども園（幼稚園機能部分）の整備により、幼稚園等を複合化、多機能化する際の整備費

交付団体

都道府県

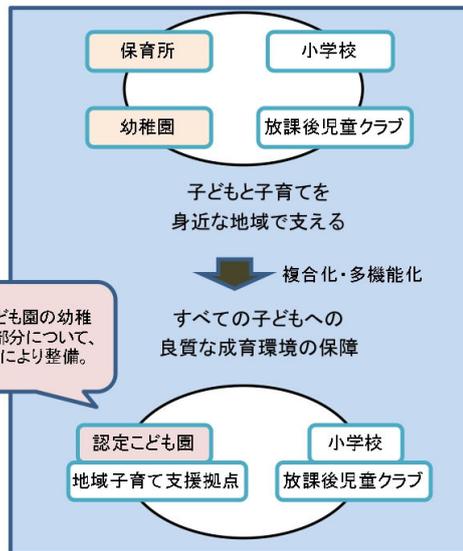
事業実施主体

市町村、学校法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2、地方公共団体：1/4、事業主：1/4



※認定こども園の保育所機能部分、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の整備については、「7. 保育所等の複合化・多機能化推進事業」により行う。

A-4. 埋蔵文化財発掘調査事業

事業概要

個人住宅・店舗等の新築、改修等、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するために必要となる費用を支援するための事業。

補助対象・補助要件

- ①大規模な開発事業等が予想される地域において、埋蔵文化財の所在の有無、所在する場合の範囲及び性質（年代等）を明らかにし、開発事業等の内容、スケジュール等を調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査
- ②埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理 等

発掘調査



交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

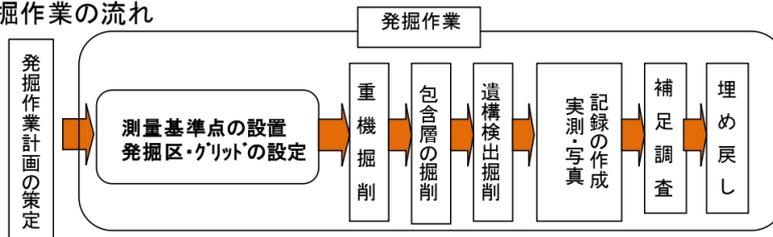
基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2

地方公共団体（都道府県・市町村）：1/2

発掘作業の流れ



B-1. 医療施設耐震化事業

事業概要

災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの耐震化整備を促進。

補助対象

特定被災地方公共団体に所在する未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事

補助要件

<病床過剰地域>

新築建替の場合、整備を行う病棟の病床数の10%以上削減

<病床非過剰地域>

新築建替の場合、当該医療機関の病棟の病床利用率が過去3ヶ年(暦年)平均で80%未満であれば、病床を削減(削減割合は、県医療審議会等の意見を聞いた上で決定)

交付団体

都道府県

事業実施主体

災害拠点病院、救命救急センター

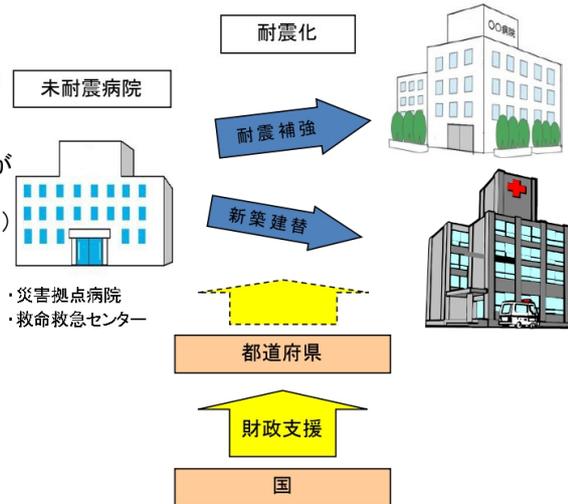
基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国1/2、県1/2以内、事業主1/2以内

<基準額(基準面積×補助単価)>

災害拠点病院、救命救急センター：約23.8億円



B-2. 介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)

事業概要

被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。

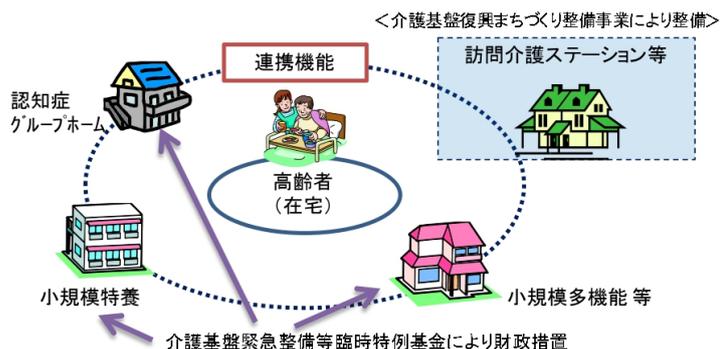
補助対象・補助要件

復興計画支援高齢者ニーズ調査等で把握された市町村のニーズに応じて、在宅サービス等を行う拠点を整備する。

<具体例>

大規模施設が全壊・半壊した場合等に、大規模施設を建てる代わりに、同一法人等が主体となって、小規模特養、グループホーム、その他の訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業

(事業のイメージ図)



交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

国: 定額(1か所あたり3,000万円)

B-3. 保育所等の複合化・多機能化推進事業

事業概要

被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行うもの。

補助対象・補助要件

保育所、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設を複合化、多機能化する際の整備費

交付団体

都道府県、市町村

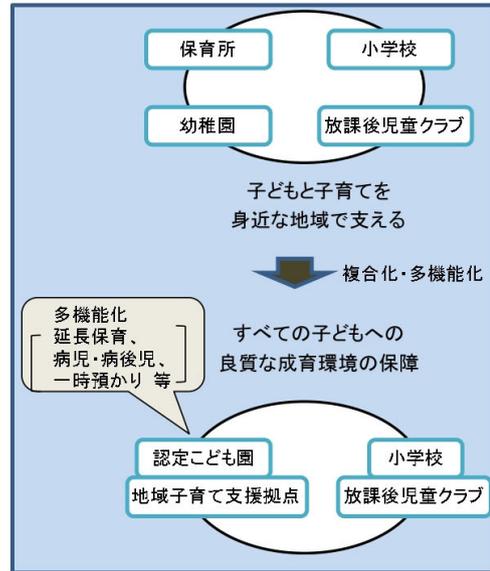
事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2、地方公共団体：1/4、事業主：1/4
（一部事業は国1/3）



※認定こども園の幼稚園機能部分の整備については、「3. 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」により行う。

C-1. 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 （集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）

事業概要

農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施。

補助対象

復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の整備、農地・宅地の一体的整備等

（ほ場整備、農用地開発、農道整備、農業集落道整備、営農飲用水施設整備、農業集落排水施設整備、復興一体事業、草地畜産基盤整備、森林環境保全整備、森林居住環境整備、漁港環境整備 等）

補助要件

被災地域の生産基盤、集落基盤整備等の実施により、農山漁村地域の復興が図られること。

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、民間団体

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
※事業内容により、基本国費率が異なる。

- ①実施計画（事業実施に必要なとなる調査・設計）について、国：定額
- ②上記①以外について、国：1/2、地方公共団体：1/2（中山間地域（5法指定地域等）については、国：55%、地方公共団体：45%）



C-2. 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）

事業概要

東日本大震災により被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る。

補助対象

- ① 被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備等
- ② 災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化等

補助要件

被災した地域の復興とともに、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流等の促進が図られること。

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、
農林漁業者等の組織する団体 等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国費：1/2以内、
事業実施主体：国費残分

○施設の被災状況、整備の例



活性化施設の被災状況



沈下した基礎部の補修、補強



柱・梁の歪みの補修、補強

C-3. 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 （麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）

事業概要

東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進

補助対象

- ① 畦畔除去等による農地の区画拡大、暗渠排水による汎用化
- ② 農業水利施設の整備・更新

補助要件

戦略作物または地域振興作物の作付が図られること

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、
農業者等の組織する団体（土地改良区等）

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2、事業実施主体：1/2
（中山間地域（6法指定地域等）については、
国：55%、事業実施主体：45%）

定額（自力施工等による区画拡大（10万円/10a等）、暗渠排水（15万円/10a））

【事業内容のイメージ】



農地区画の拡大



暗渠排水の設置



農業用水路の設置



老朽水路の改修

C-4. 被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設整備等)

事業概要

東日本大震災により被災した市町村が策定する復興計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が農業・加工用施設の整備等を行い、被災農業者等へ貸与することで農業復興を支援。

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

補助要件

被災農業者等への貸与を目的とした施設の整備等であること

交付団体

都道府県

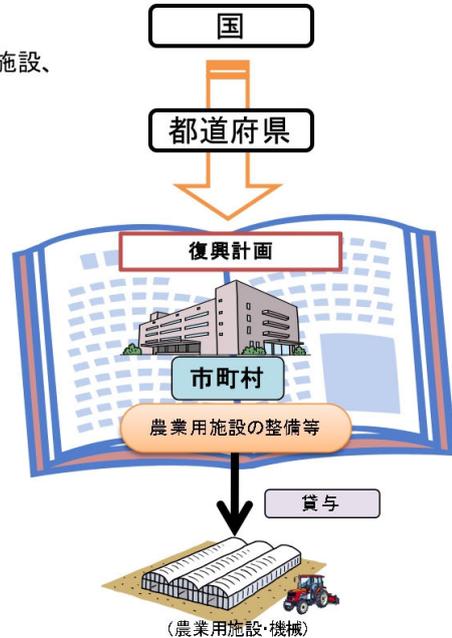
事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国: 1/2、地方公共団体: 1/2



C-5. 漁業集落防災機能強化事業 (漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)

事業概要

被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進。

補助対象

- ① 漁業集落地盤嵩上げ・切盛土
- ② 漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤の整備、漁港との連絡道の整備
- ③ 高台等の避難地、避難路等の防災安全施設の整備

補助要件

- ・ 300人以上5,000人以下の漁業集落
※ただし、過疎地域等の指定を受けている地域においては人口の下限値を50人に緩和
- ・ 漁家比率1位又は漁業依存度1位の集落

(注) 上記要件に合致しない集落については具体的な要望を踏まえて検討

交付団体

都道府県、市町村

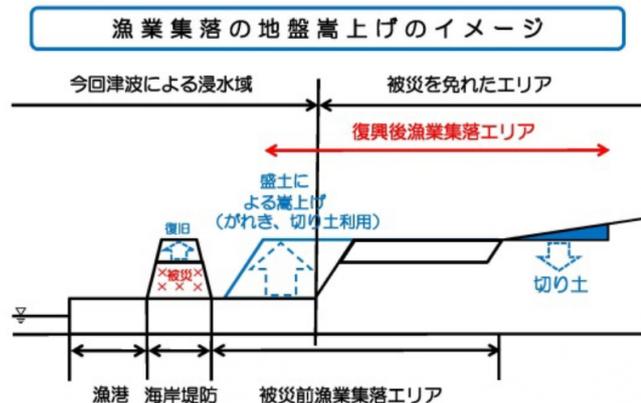
事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国: 1/2、市町村: 1/2



C-6. 漁港施設機能強化事業 (漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)

事業概要

被災地の漁港において、漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興の方針に基づき、災害復旧事業と連携し、地震・津波等に対する防波堤、岸壁等の機能強化のための改良工事や地盤沈下に対応した漁港施設用地の嵩上げ・排水対策等を実施し、漁港機能の速やかな回復を図る。

補助対象

- 防波堤、岸壁等の機能強化、航路・泊地、避難路等の整備
- 地盤沈下に対応した漁港施設用地等(水産加工場用地など民有地を含む)の嵩上げ、排水対策

補助要件

防波堤、岸壁等の機能強化や漁港施設用地等の地盤沈下対策が必要な市町村営漁港であること

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

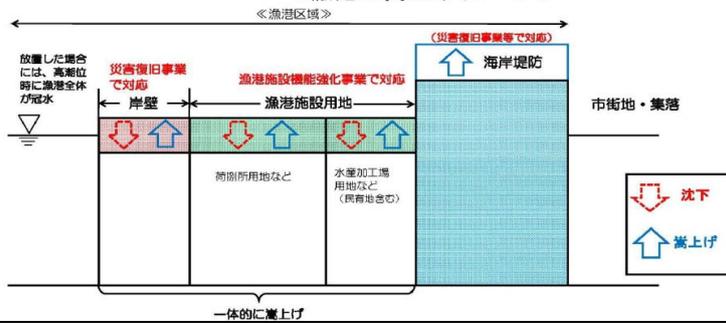
国: 1/2、市町村: 1/2

(北海道、離島における嵩上げ有り)

事業内容の例 < 漁港施設の浸水状況 >



< 漁港の嵩上げイメージ >



C-7. 水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)

事業概要

本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援。

補助対象

- ① 市町村が所有する水産業共同利用施設のうち、衛生機能の高度化等を図る施設の整備
- ② 市町村が所有する放流用種苗生産施設のうち、種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備
- ③ 市町村が管理する漁港の機能回復や漁港環境の向上に資する施設の整備
- ④ 市町村が策定する復興計画等に基づく水産加工流通施設の整備

補助要件

東日本大震災により被災した施設及び漁港またはその後集落に関連する施設の整備であること等

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

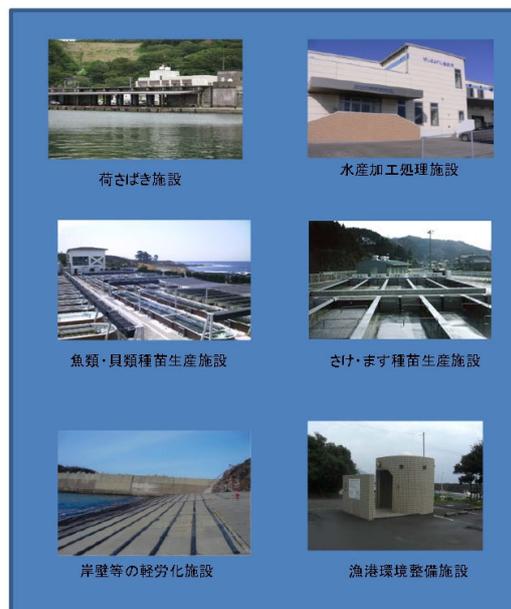
補助対象①～③: 市町村
補助対象④: 民間団体

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

補助対象①～③の場合＝国: 1/2、市町村: 1/2

補助対象④の場合＝国: 1/2、市町村: 3/8、民間団体: 1/8



C-8. 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業

事業概要

農林水産業が基幹産業となっている被災市町村の一日も早い復興を支援するため、地域の農林水産業を技術面から支えている県の農林水産試験研究機関について、その施設等を整備。

補助対象

被災県の
 ・農業関係試験研究施設
 (研究棟、実験温室等)
 ・森林・林業関係試験研究施設
 (研究棟、木材試験棟等)
 ・水産関係試験研究施設
 (研究棟、飼育実験棟、調査船等)
 等の整備



本来の機能回復

補助要件

県の試験研究施設等であること

技術的サポート

- 漁業・養殖業再開に向けた技術的指導
- 水産資源の来遊予測・漁場環境調査
- 耐塩性品種の選抜
- 不良環境下での栽培技術の開発
- 海岸防災林の整備、保育管理技術の開発
- 農林水産物、食品、土壌分析 等

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
 国：1/2、県：1/2

基幹産業である農林水産業の復興

被災市町村の一日も早い復興

C-9. 木質バイオマス施設等緊急整備事業

事業概要

被災地域の復興に向け、木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設等の整備や木造公共建築物の整備等により、地域の資源を活用した新しいまちづくりを推進。

1. 木質バイオマス関連施設の整備

補助対象

- ・震災で大量発生した木質系廃棄物を利用する発電施設・熱供給施設の整備を支援
- ・木質系廃棄物の処理終了後は未利用間伐材を活用してエネルギーを持続的・安定的供給

補助要件

東日本大震災で生じた木質系廃棄物を利用すること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県、市町村

基本国費率

国：1/2、地方公共団体：1/2



公共施設での電・熱供給

貝類育苗施設への熱供給

2. 木造公共建築物の整備

補助対象

- ・被災地における木造公共建築物の整備

補助要件

地域材を活用し、波及・PR効果の高い施設であること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県、市町村

基本国費率

国：1/2、地方公共団体：1/2



3. 再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備

補助対象

- ・小水力・太陽光発電設備など再生可能エネルギー導入に係る調査設計や施設整備を支援

補助要件

小水力等再生可能エネルギー供給施設導入の実施可能性が高いと見込まれること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県、市町村

基本国費率

【調査設計】国：定額
 【施設整備】国：1/2、地方公共団体：1/2



※基本国費率のほか、別途、地方負担軽減措置を講じる。

D-1. 道路事業（市街地相互の接続道路等）

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備を実施。

補助対象・補助要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備（補助国道、都道府県道、市町村道）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10，地方公共団体：4.5/10～3.0/10



土地区画整理事業予定地区

※復興計画等に位置付けのない都市間のネットワーク整備等は対象外

D-2. 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備（区画整理）を実施。

補助対象・要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備（補助国道、都道府県道、市町村道）

交付団体

都道府県・市町村

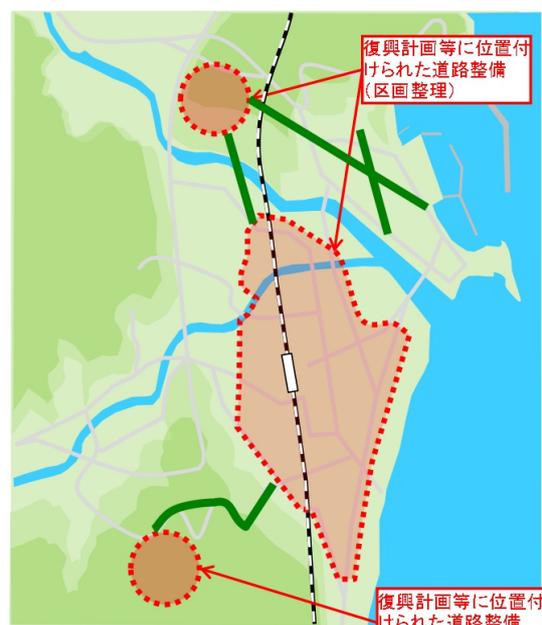
事業実施主体

都道府県・市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10，地方公共団体：4.5/10～3.0/10



土地区画整理事業予定地区

復興計画等に位置付けられた道路整備（区画整理）

D-3. 道路事業（道路の防災・震災対策等）

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた道路の防災・震災対策等を実施。

補助対象・要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路（市町村道）の防災・震災対策等

交付団体

市町村

事業実施主体

市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10、地方公共団体：4.5/10～3.0/10



道路斜面の崩落
（東日本大震災での被災）



橋脚の耐震補強
（東日本大震災でも地震動による損傷無し）

D-4. 災害公営住宅整備事業等

（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）

事業概要

東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件・基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

① 災害公営住宅整備事業

- ・住宅の建設・買取費（国：3/4、地方：1/4）
- ・住宅の借上げに係る建設・改良費（国：3/5、地方：1/5、民間：1/5）

② 災害公営住宅用地取得造成費補助事業（国：3/4、地方：1/4）

- ・住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等

③ 被災者向け公営住宅改修事業（国：3/4、地方：1/4）

- ・被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費

④ 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業

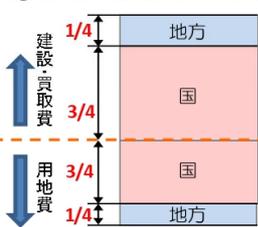
- ・住宅の建設費（国：15/100、地方：5/100、民間：80/100）
- ・住宅の改良費（国：3/5、地方：1/5、民間：1/5）

⑤ 高齢者生活支援施設等併設事業

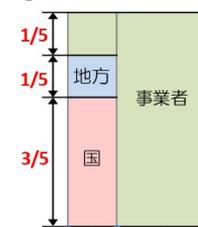
- ・公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設の整備費用（国：1/2、地方：1/6、民間：1/3）

イメージ

① 建設・買取の場合



② 借上げの場合



交付団体

都道府県・市町村

事業実施団体

都道府県・市町村・民間事業者等

備考

○ 東日本大震災復興特別区域法により、以下の特例措置を実施予定

(i) 災害公営住宅の入居者資格の特例（同居親族要件・収入基準要件の特例適用期間の延長）

(ii) 災害公営住宅の処分要件の特例 { 譲渡年限の短縮化（耐用年限の1/4 → 耐用年限の1/6）
譲渡対価の用途の拡大（地域住宅計画に基づく事業を追加）

D-5. 災害公営住宅家賃低廉化事業

事業概要

東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

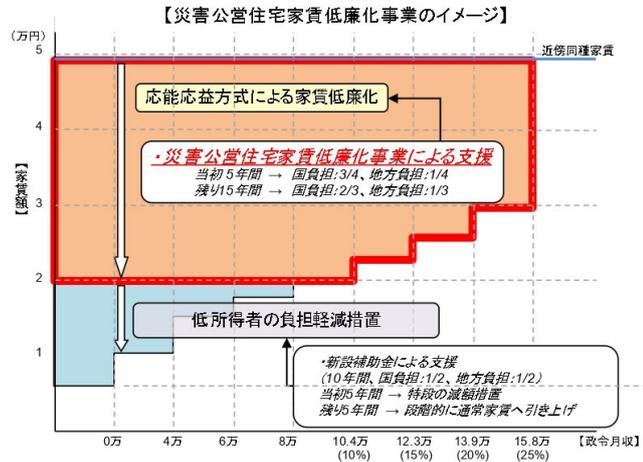
東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅に係る家賃の低廉化に要する費用

交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。



供給方法	補助率等	補助期間
①建設・買取り	2/3(ただし、激甚法第22条第1項に基づく災害公営住宅については当初5年間は3/4)	20年
②借上げ	2/3(ただし、激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅を借り上げた公営住宅については、当初5年間は3/4)	借上期間

D-6. 東日本大震災特別家賃低減事業

事業概要

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

○ 東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、地方公共団体が、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する場合に要する費用。

○ 家賃の減免については、以下の考え方により実施

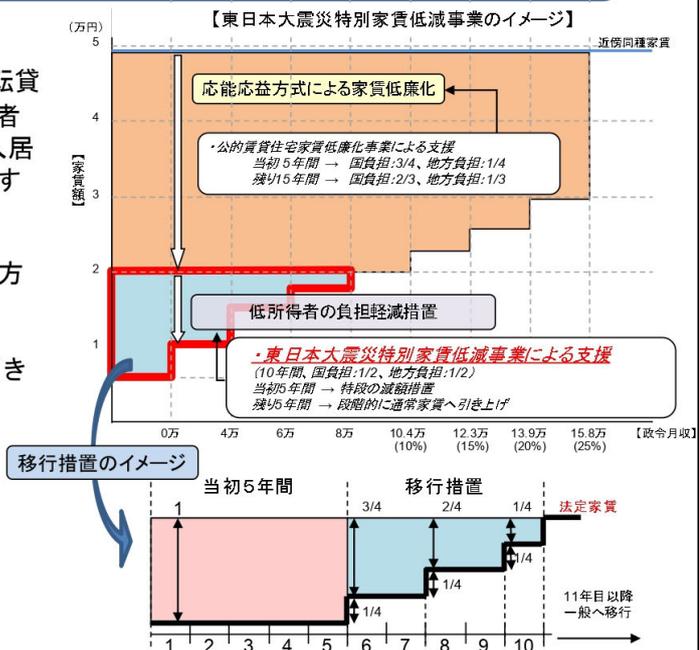
- ・当初5年間：特段の減額措置
- ・以降5年間：段階的に通常家賃へ引き上げ

交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率 1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。



D-7. 公営住宅等ストック総合改善事業 (耐震改修、エレベーター改修)

事業概要

公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るため、既存の公営住宅、改良住宅等を対象とした耐震改修、昇降機改修を促進する。

補助対象・補助要件

【対象住宅】

- ・ 公営住宅
- ・ 特定公共賃貸住宅等
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等
- ・ 改良住宅等

【対象とする費用】

- ① 耐震改修
既存公営住宅等を対象とした耐震改修工事に係る費用
- ② 既設昇降機の安全確保
既設公営住宅等の昇降機を対象とした、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置に係る改修工事に係る費用

交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率 国：概ね45%、地方：概ね55%（改良住宅等の場合 国：1/2、地方：1/2）

※別途、地方負担軽減措置を講じる。



外付けブレースによる耐震改修

D-8. 住宅地区改良事業 (不良住宅除却、改良住宅の建設等)

事業概要

不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅をすべて除却し、従前居住者向けの住宅(改良住宅)を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する。

補助対象

- ① 不良住宅の買収・除却
- ② 改良住宅整備・用地取得
- ③ 公共施設・地区施設整備

補助要件

【対象地区要件】

- ・ 面積 0.15ha以上
- ・ 不良住宅戸数 50戸以上
- ・ 不良住宅率 80%以上
- ・ 住宅戸数密度 80戸/ha以上

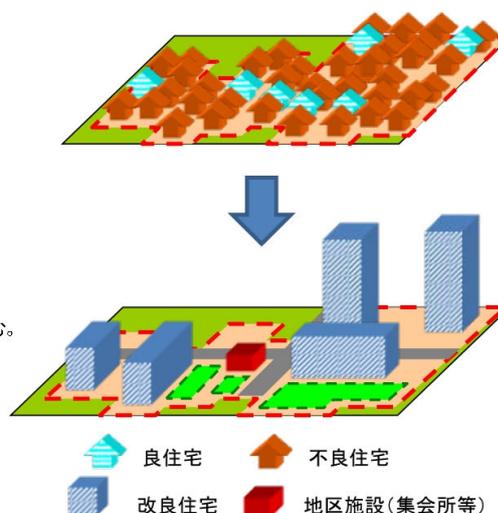
※不良住宅：主として居住の用に供される建築物等でその構造又は設備が著しく不良な住宅。東日本大震災により著しい損害を受けた住宅を含む。

交付団体 市町村・都道府県

事業実施主体 市町村・都道府県

基本国費率 ※別途、地方負担軽減措置を講じる。

- ① 不良住宅の買収・除却 国：1/2、地方公共団体：1/2
- ② 改良住宅整備・用地取得 国：2/3、地方公共団体：1/3
- ③ 公共施設・地区施設整備 国：2/3、地方公共団体：1/3



D-9. 小規模住宅地区改良事業 (不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)

事業概要

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する。

補助対象

- ①不良住宅の買収・除却
- ②小規模改良住宅整備
- ③小規模改良住宅用地取得、公共施設・地区施設整備

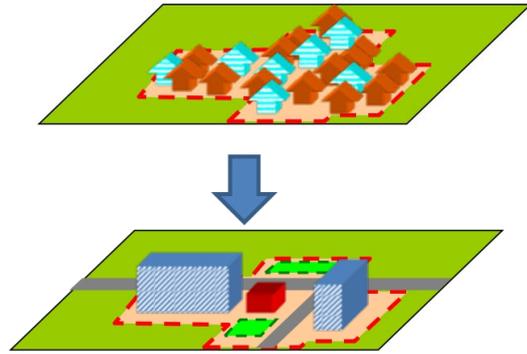
補助要件

【対象地区要件】

・不良住宅戸数 15戸以上
(過疎地域、離島振興対策実施地域、豪雪地帯又は振興山村の区域における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上)

・不良住宅率 50%以上

※下線部は、平成27年度までに復興交付金事業計画(仮称)を提出した場合
※不良住宅:主として居住の用に供される建築物等でその構造又は設備が著しく不良な住宅。災害により著しく損壊した住宅を含む。



交付団体

市町村・都道府県

事業実施主体

市町村・都道府県

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

- | | |
|--------------------------|---|
| ①不良住宅の買収・除却 | 国: 1/2, 地方公共団体: 1/2 (跡地非公共 国: 1/3, 地方公共団体: 2/3) |
| ②小規模改良住宅整備 | 国: 2/3, 地方公共団体: 1/3 |
| ③小規模改良住宅用地取得、公共施設・地区施設整備 | 国: 1/2, 地方公共団体: 1/2 |

D-10. 住宅市街地総合整備事業 (住宅市街地の再生・整備)

事業概要

老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、敷地の共同化や避難路整備等により、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業。

補助対象

- 整備計画策定等事業(整備計画、事業計画策定等)
- 市街地住宅等整備事業(共同施設整備、公共空間整備等)
- 居住環境形成施設整備事業(老朽建築物除去、地区公共施設整備等)
- 関連公共施設整備事業(道路、都市公園、下水道、河川等)等

補助要件

【対象地区要件】

- 重点整備地区の一つ以上含む地区であること。
- 整備地区の面積が概ね5ha以上(重点供給地域は概ね2ha以上)であること。
- 原則として住戸戸数密度が30戸/ha以上の地区であること。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村・民間等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国: 1/3, 地方: 1/3, 民間1/3

国: 2/5, 地方: 2/5, 民間1/5 等



D-11. 優良建築物等整備事業

事業概要

東日本大震災による被災市街地の早期復興を図るため、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給を推進する。

補助対象

型	タイプ	概要	新築 or 改修
優良再開発型	共同化タイプ	被災した住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業(任意の再開発)	新築
	市街地環境形成タイプ	被災市街地等において、地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業	新築
	マンション建替タイプ	被災したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住宅供給型	住宅複合利用タイプ	被災地において共同住宅を整備する際に、他の施設との複合的な建築物として整備する事業	新築
	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	—	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能、耐震性能等を向上させる事業	改修

補助要件

<事業要件>

- ・ 地区面積が原則として500㎡以上又は敷地面積300㎡以上
ただし、既存ストック再生型については地区面積300㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物等

<補助対象費用>①調査設計計画

- ②土地整備(除去費等)
- ③共同施設整備
(共用通行部分、空地等の整備)

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、民間事業者等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:2/5、地方:2/5、民間事業者等:1/5

(事業イメージ)



D-12. 住宅・建築物安全ストック形成事業

(住宅・建築物耐震改修事業)

事業概要

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進する事業。「減災」の考え方に基づき、「逃げる」という視点も含めた対策を実施し、災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路沿道住宅建築物、避難路沿道住宅建築物及び避難所等の耐震化を行う。

補助対象

- ①緊急輸送道路沿道の住宅、建築物
 - ②避難路沿道等の住宅、建築物
 - ③避難所等
- における耐震診断、耐震改修等

補助要件

- ①地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路で、耐震改修促進計画において、耐震化を図るべき緊急輸送道路として位置づけられたもの。
 - ②避難路又は避難地が地域防災計画に位置づけられた避難路又は避難地、若しくは耐震改修促進計画に位置づけられた避難路であること。
 - ③避難所等として地域防災計画に位置づけられているか又は位置づけられることが確実であること。
- ※上記の他、建物要件あり。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村・民間等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

【耐震改修】

緊急輸送道路沿道及び避難所等: 国: 1/3, 地方: 2/3 (公共建築物)
国: 1/3, 地方: 1/3, 民間: 1/3 (民間建築物)
避難路沿道: 国: 1/6, 地方: 5/6 (公共建築物)
国: 1/6, 地方: 1/6, 民間: 4/6 (民間建築物)

○耐震改修イメージ

<戸建て住宅>

- 筋交いの設置
- 構造用合板の設置
- 筋交いの設置



【耐震診断】

民間実施: 国: 1/3, 地方: 1/3, 民間: 1/3
地方公共団体実施: 国: 1/2, 地方: 1/2 (住宅)
国: 1/3, 地方: 2/3 (建築物)
(緊急輸送道路沿道は国: 1/2, 地方: 1/2)

D-13. 住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)

事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業

補助対象

- (1) 除却等費
○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等(限度額:802千円/戸)
- (2) 建設助成費
○危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率:年8.5%を限度)
限度額:4,150千円/戸(建物3,190千円/戸、土地960千円/戸)
ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された推進地域の場合は、7,227千円/戸(建物4,570千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成597千円/戸)。

補助要件

- (1) 対象地区要件
○建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
○建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (2) 対象住宅要件
○既存不適格住宅、又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

交付団体

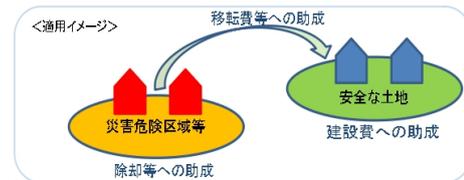
都道府県、市町村

事業実施主体

市町村(市町村が事業主体となりたい事情がある場合は都道府県。)

交付率

国:1/2、地方公共団体:1/2



D-14. 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

事業概要

地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために滑動崩落防止の緊急対策工事に対する支援。

補助対象

- 東日本大震災により造成宅地に滑動崩落等が発生している地区における滑動崩落防止工事

補助要件

- 地震時に滑動崩落するおそれの大きい造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 盛土面積が3,000m²以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの
 - ロ 盛土をする前の地盤面の勾配が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上であるもの
- 当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
 - イ 道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り迂回路のあるものも含む。))、河川、鉄道
 - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路
 - ハ 家屋10戸以上(当該盛土上に存するものは除く)

交付団体

都道府県・市町村

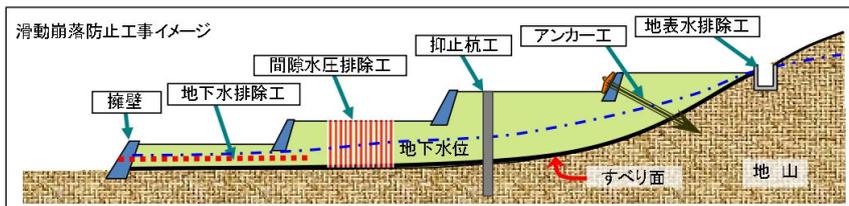
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2(特別な場合は2/3※) ※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護
地方公共団体と民間の負担割合については事業主体が任意に定めることが可能。



D-15. 津波復興拠点整備事業

事業概要

復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設※）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設。

補助対象

- ①津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用：計画策定費、コーディネート費
- ②津波復興拠点のための公共施設等整備：地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等
- ③津波復興拠点のための用地取得造成

補助要件

津波により甚大な被災を受けた地域において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設※として定められていること等。

※津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点とするため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画法に基づく都市施設として位置づけ、収用の対象とする制度を法律制度として新設

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2

地方公共団体：1/2

津波復興拠点イメージ

住宅・公益系



業務系



港湾エリア

本事業では、道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援

D-16. 市街地再開発事業

事業概要

被災地の復興にあたり、被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進する。

補助対象

- ① 商業施設、公的住宅等の施設建築物の整備に要する費用
 - ・ 調査設計計画費
 - ・ 土地整備費（除却費等）
 - ・ 共同施設整備費（共用通行部分、空地等の整備）
- ② 都市計画道路等の公共施設の整備に要する費用

補助要件

- ・ 原則として、地区面積が2,000㎡以上
- ・ 地区内の耐火建築物が概ね1/3以下 等

基本国費率

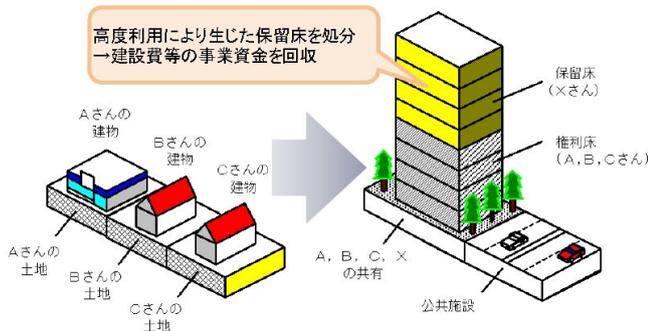
※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：2/5

地方公共団体：2/5

民間事業者等：1/5

一般的な市街地再開発事業のイメージ



交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、民間事業者等

D-17. 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

事業概要

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する

都市再生区画整理事業

- 緊急防災空地整備事業 : 土地区画整理事業が予定される地区において、防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業
- 都市再生事業計画案作成事業 : 土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に関する事業
- 被災市街地復興土地区画整理事業 : 大規模な災害により被災した市街地の復興を促進するために行う土地区画整理事業等

補助対象・補助要件

- 緊急防災空地整備事業 ※下線部は東日本大震災の復興に係る制度拡充
土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用（減価補償地区以外も対象）
- 都市再生事業計画案作成事業
土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に要する費用
- 被災市街地復興土地区画整理事業
区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援
津波防災整地費：津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度（40人/ha）などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用（津波防災整地費）を限度額に追加

交付団体

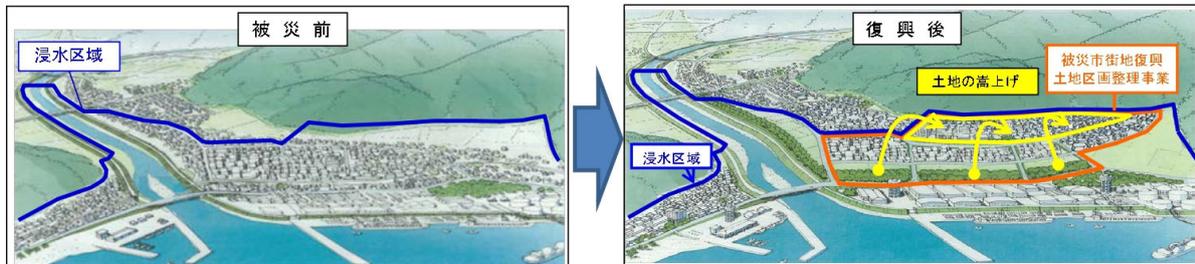
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村 等

基本国費率

国：1/2、地方公共団体：1/2 ※別途、地方負担軽減措置を講じる。



D-18. 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、土地区画整理事業で行う道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

- 敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域において、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業に対する支援（被災市街地復興土地区画整理事業の国費算定対象及び交付対象経費（道路、公園等の公共施設整備費等）に液状化対策事業計画に基づき実施される事業に要する経費として液状化対策推進工事費を追加）

補助要件

- ①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ②公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

交付団体

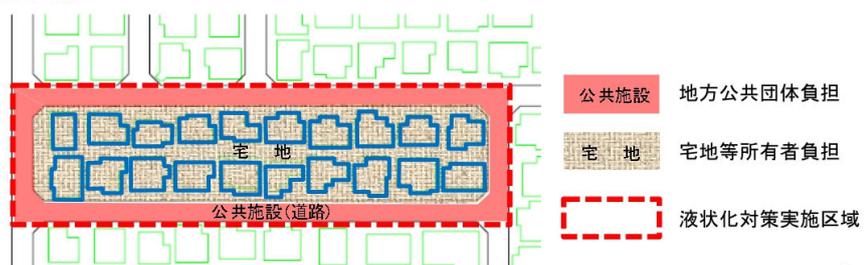
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県、市町村
又は土地区画整理組合等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2、地方公共団体：1/2



公共施設と宅地との一体的な液状化対策の費用負担イメージ
ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担

D-19. 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

- ①液状化対策事業計画※の案の作成（付随する調査含む）及びコーディネートに要する費用に対する支援
- ②液状化対策事業計画に基づき実施される以下の補助要件を満たす事業（設計費・工事費）及び付随する調査に要する費用に対する支援

補助要件

- ①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ②液状化対策事業計画の区域の面積が3,000㎡以上でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
- ④公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

交付団体

都道府県・市町村

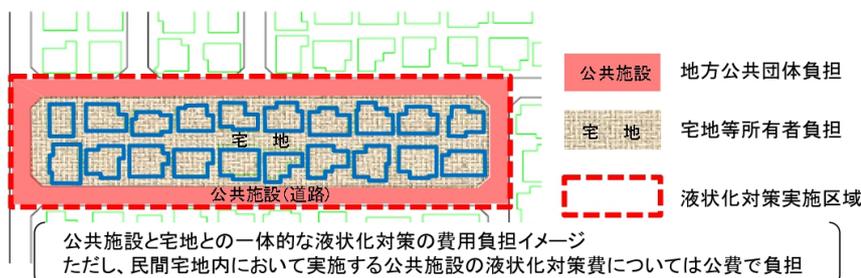
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2、地方公共団体：1/2



D-20. 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）

事業概要

避難行動調査等により科学的知見に裏付けられた計画策定、住民の合意形成等のコーディネートに対する支援や、計画に位置付けられた市街地の防災性の向上のための地区公共施設等整備などに対する支援を行う。

補助対象

- ①津波等に対する市街地の災害危険度判定に関する調査
- ②地区住民等に対する啓発活動、協議会の活動に対する助成、地区のまちづくり方針作成
- ③道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備
- ④災害に強いまちへの再生や地域活力の早期復興のための復興まちづくり計画の策定（付随する調査を含む）やコーディネート、地区公共施設や高質空間形成施設（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等）、防災・復興まちづくり拠点施設、共同施設・修景施設等の施設整備等

補助要件

- ①～③については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域・観測強化地域・特定観測地域※、指定市、県庁所在の市、DID地区のいずれかに該当する地区（※③は独立した家屋が10戸以上隣接している地域）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/3、地方公共団体：2/3（①、②、③の用地費（地区公共施設）、④の景観区域等を除く高質空間形成施設・復興まちづくり支援施設）

国：1/3、地方公共団体：1/3、民間団体等：1/3（③と④の間接補助）

国：1/2、地方公共団体：1/2（上記以外）



D-21. 下水道事業

事業概要

東日本大震災を踏まえ、被災した地方公共団体における下水管の耐震化、水処理施設の耐震補強等に対する支援を行う。

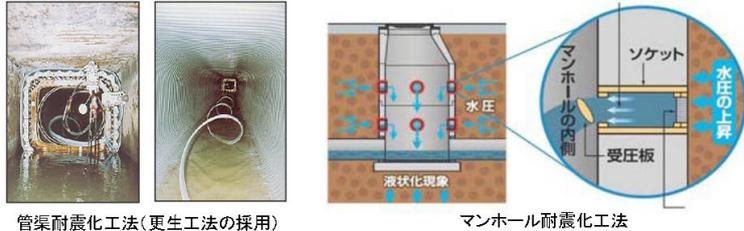
補助対象

下水道施設の設置・改築

補助要件

(下水道)
下水道法施行令第24条の2に定める
主要な管渠
(処理場)
門、さく、へいを除く処理施設

管渠の耐震化イメージ



交付団体

市町村

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

[下水道]

国: 1/2, 地方公共団体: 1/2

[下水処理場]

国: 5.5/10又は1/2, 地方公共団体: 4.5/10又は1/2

下水処理場の耐震化イメージ



水処理施設の耐震補強(コンクリート打ち増し)

D-22. 都市公園事業

事業概要

被災地の復興において津波災害に強い地域づくりを推進するため、津波被害を軽減する機能を有する都市公園(津波防災緑地)の整備等について支援する。

補助対象

- ①施設整備 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める補助対象施設の整備
- ②用地取得 都市公園の用地取得(公共施設管理者負担金を含む)

補助要件

【面積】原則として、2ha以上の公園であること
【総事業費】総事業費が、1箇所当たり2.5億円以上の事業(県事業は5億円以上)であること
東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画又は復興交付金事業計画の区域内で行われる場合は、市町村における都市公園等の整備水準に関わらず補助対象とする。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

【施設整備】国: 1/2, 地方公共団体: 1/2

【用地取得】国: 1/3, 地方公共団体: 2/3

《東日本大震災で見られた公園緑地による津波被害軽減効果の例》



津波を減衰し、漂流物を捕捉することにより、住宅地への直接的な被害を軽減した樹林帯(気仙沼市)



津波による浸食を免れ、地域住民等の避難地としても機能した都市公園内の丘(仙台市)

D-23. 防災集団移転促進事業

事業概要

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に不適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業

補助対象

- ①住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用(移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分は補助対象)
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費(借入金の利子相当額)
- ③住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用(当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る)
- ⑤移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
- ⑦計画策定費

補助要件

・住宅団地の規模が5戸以上(移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数。)

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:3/4,地方公共団体:1/4



E-1. 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

事業概要

復興地域の浄化槽整備を促進するため、被災地域において低炭素社会対応型浄化槽等を設置する者に対し設置費用を助成する事業(個人設置型)や、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うために必要な費用を助成する事業(市町村設置型)を実施。

補助対象

低炭素社会対応型浄化槽(ブロワの消費電力が従来型より少ない省エネ型浄化槽)等の設置

補助要件

- 個人設置型
復興交付金事業計画により定められた地域における、低炭素社会対応型浄化槽等の整備事業であること。
- 市町村設置型
復興交付金事業計画により定められた地域における、低炭素社会対応型浄化槽の整備事業であること。

交付団体

市町村

事業実施主体

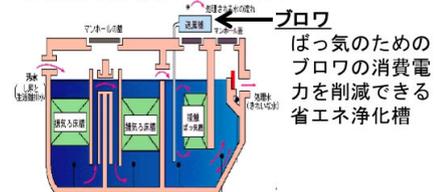
市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

- 個人設置型:設置費用のうち、
国1/2、市町村1/2(低炭素社会対応型浄化槽)
国1/3、市町村2/3(通常型浄化槽)
- 市町村設置型:設置費用のうち、国1/2、市町村12/30

■低炭素社会対応型浄化槽



■個人設置型(国庫助成対象額:設置費用の4割)

個人負担 : 6割	地方負担 1/2	国庫助成 1/2
-----------	-------------	-------------

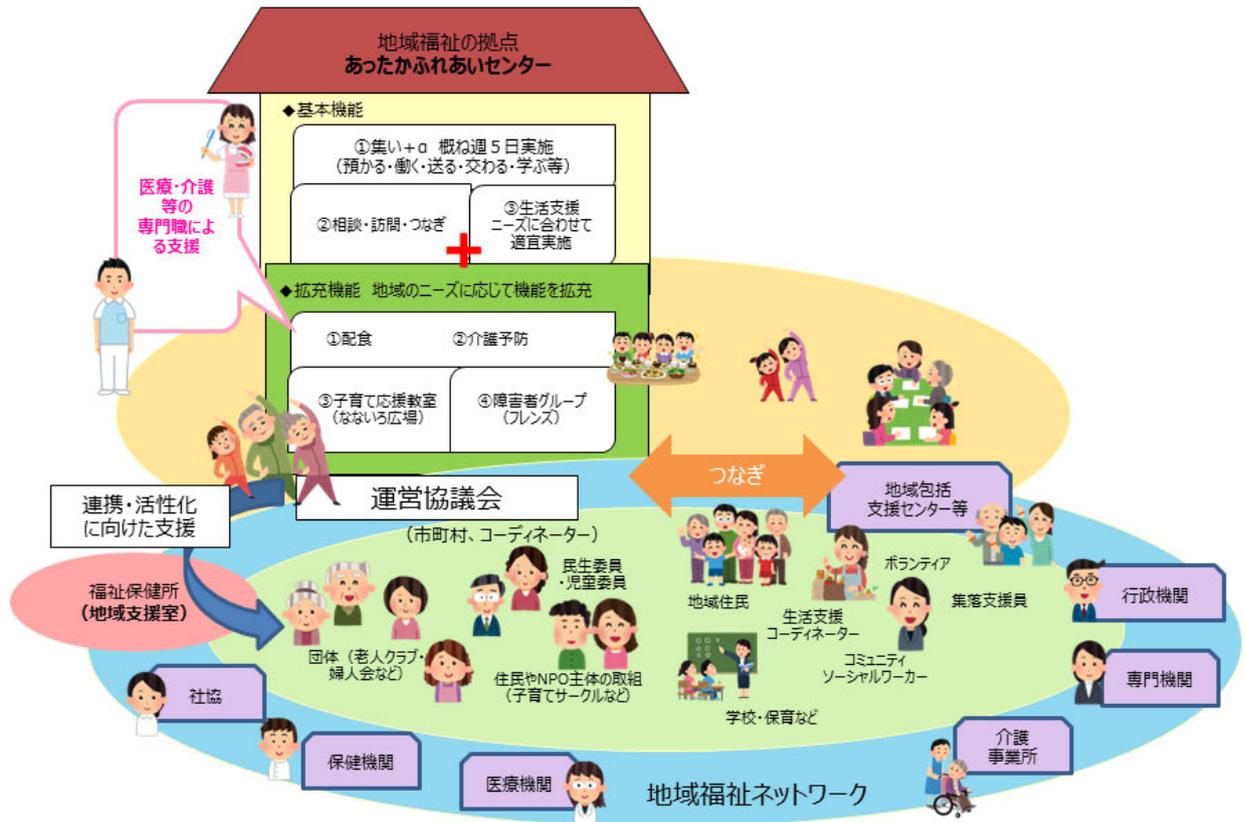
※通常型浄化槽設置の場合 2/3 1/3

■市町村設置型(国庫助成対象額:設置費用の10割)

個人負担 1割	地方負担 12/30	国庫助成 1/2
------------	---------------	-------------

図 1-8 あったかふれあいセンター事業概要

出典：第3期東洋町地域福祉(活動)計画



東洋町復興基本方針（案）

発行：東洋町
発行年月：令和7年3月